



平成 2 7 年度年次報告

平成 2 8 年 4 月

電気通信紛争処理委員会

(参考) 電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信紛争処理委員会令 (平成13年政令第362号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、
あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信紛争処理委員会手続規則 (平成13年総務省令第155号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、
当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の
件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会 (以下「委員会」という。) の事務に
関し重要な事項

はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成 27 年度においては、委員及び特別委員が専門的な知見を活かし、適正かつ迅速な紛争処理活動に取り組み、卸電気通信役務の料金等の見直しに関する事案を処理し、解決することができた。

また、事業者等相談窓口において、電気通信設備の接続や再放送同意等に関する相談対応を 36 件行った。

さらに、紛争処理等を行う際の基礎資料とするため、関係事業分野の動向把握、事業者間協議の実態調査及び諸外国の紛争処理制度に係る情報収集を行うとともに、電気通信紛争処理委員会の認知度を向上させるための周知活動にも取り組んだ。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成 28 年 4 月 27 日
電気通信紛争処理委員会

目 次

はじめに

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	4
第Ⅱ部 紛争処理の状況	6
第1章 紛争処理の概況	6
第2章 あっせん終了案件等の概要	8
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	14
第1章 政策担当部局からのヒアリング等	14
第2章 各種調査に関する報告	35
第3章 周知広報、利便性向上のための取組	47
第4章 委員会に関係する制度改正（業務追加等）	49
<資料編>	
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	53
【資料2】これまでの紛争処理の概況	56
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	57
【資料4】電気通信紛争処理委員会パンフレット	66
【資料5】電気通信紛争処理委員会ホームページ（トップページ）	68
【資料6】電気通信に関する動向	69

第Ⅰ部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名（任期3年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成28年3月31日現在の委員は以下の5名である。

【委員】

平成28年3月31日現在

氏 名	役 職 等	任 命 日
なか やま たか お 中山 隆 夫 (委員長)	弁護士 中央大学法務研究科教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成25年12月3日新任
あら かわ かおる 荒 川 薫 (委員長代理)	明治大学総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 教授	平成25年12月3日再任 (第1期：平成25年4月1日 ～平成25年12月2日)
お の たけ み 小 野 武 美	東京経済大学経営学部教授	平成25年12月3日新任
ひら さわ いく こ 平 沢 郁 子	弁護士	平成25年12月3日新任
やま もと かず ひこ 山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	平成25年12月3日再任 (第1期：平成22年12月3日 ～平成25年12月2日)

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成27年度においては、特別委員の任期が満了したことに伴い、平成27年11月30日付けで8名の特別委員が任命された。8名のうち、3名は新任、5名は再任である。

【特別委員】

平成28年3月31日現在（五十音順）

氏 名	役 職 等	任 命 日
あお やぎ ゆ か 青 柳 由 香	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授	平成27年11月30日新任
あら い こう 荒 井 耕	一橋大学大学院 商学研究科教授	平成27年11月30日再任 (第1期:平成25年11月30日 ～平成27年11月29日)
おお はし ひろし 大 橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科教授	平成27年11月30日新任
か とう ねい 加 藤 寧	東北大学大学院 情報科学研究科教授	平成27年11月30日再任 (第1期:平成21年11月30日 ～平成23年11月29日) (第2期:平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第3期:平成25年11月30日 ～平成27年11月29日)
こ づか そういちろう 小 塚 荘一郎	学習院大学法学部教授	平成27年11月30日再任 (第1期:平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第2期:平成25年11月30日 ～平成27年11月29日)
こん どう なつ 近 藤 夏	弁護士	平成27年11月30日再任 (第1期:平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第2期:平成25年11月30日 ～平成27年11月29日)
や いり いく こ 矢 入 郁 子	上智大学理工学部 情報理工学科准教授	平成27年11月30日新任
わかばやし かず こ 若 林 和 子	公認会計士	平成27年11月30日再任 (第1期:平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第2期:平成25年11月30日 ～平成27年11月29日)

(退任した特別委員)

氏 名	役 職 等	退 任 日
しら い ひろし 白 井 宏	中央大学理工学部教授	平成 27 年 11 月 29 日退任 (第 1 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
もり ゆ み こ 森 由 美 子	東海大学政治経済学部 経済学科教授	平成 27 年 11 月 29 日退任 (第 1 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
わかばやし あ り さ 若 林 亜理砂	駒澤大学大学院 法曹養成研究科教授	平成 27 年 11 月 29 日退任 (第 1 期：平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期：平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)

第2章 委員会の開催状況

平成27年度は、次のとおり9回の委員会を開催した。

会合	日 付	議 事 等
第150回	平成27年 4月13日 ～15日	あっせん不実行案件の公表について ※文書による審議（注）
第151回	平成27年 4月22日 ～24日	平成26年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告 ※文書による審議
第152回	平成27年 6月3日	株式会社テレビ朝日の放送用施設の視察  委員会の模様
第153回	平成27年 6月26日	1 地方小規模電気通信事業者及びコンテンツ配信事業者 の協議の実態調査の概要について 2 米英における紛争処理制度について 3 あっせん申請の受理及び取扱いについて  委員会の模様
第154回	平成27年 9月29日	1 あっせん事案について 2 あっせん終了案件に係る大分のケーブルテレビ事業者 からの報告について 3 情報開示請求対応に係る報告について

会合	日 付	議 事 等
第 155 回	平成 27 年 11 月 27 日	1 電気通信事業分野における競争状況の評価 2014 について 2 電気通信紛争処理委員会令の一部改正について 3 電気通信紛争処理マニュアルの改訂について 4 あっせん終了案件について
第 156 回	平成 27 年 12 月 3 日 ～4 日	あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について ※文書による審議
第 157 回	平成 28 年 1 月 26 日	1 F V N O の現況と課題について（事業者団体からの説明） 2 最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について（事業者団体からの説明） 3 あっせん終了案件の公表について
第 158 回	平成 28 年 3 月 11 日	1 電気通信事業法等の一部を改正する法律について（総合通信基盤局からの説明） 2 N T T 東西における光回線の卸売サービスの提供状況について（総合通信基盤局からの説明） 3 ドメイン名の名前解決サービスに係る諮問事項追加について（総合通信基盤局からの説明） 4 平成 27 年度年次報告（案）について

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程第 2 条第 2 項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2、電波法第27条の35、放送法第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

平成27年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、委員会設置以降これまでの紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 紛争処理件数

平成27年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は1件であり、あっせん委員による意見聴取及び調整を経て、両当事者の合意により解決した。なお、仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成27年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
1	1 (解決 1) (合意に至らず取下げ 0) (あっせん打切り 0) (あっせん不実行 0)	0
仲裁申請	処理終了	処理中
0	0 (仲裁判断 0)	0

2 審議・答申

平成27年度中、総務大臣からの諮問はなかった。

3 勧告

平成27年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者等相談窓口における相談

平成27年度は、事業者等相談窓口において、36件の相談及び問合せを受けた（平成26年度は26件）。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

相 談 内 容	受 付 件 数
① 卸電気通信役務の提供	14件
② 電気通信役務の提供に関する業務の委託	2件
③ コンテンツ配信事業等に関する契約	1件
④ その他電気通信に係る契約	7件
⑤ 地上基幹放送の再放送に関する同意	8件
⑥ 手続の照会	2件
⑦ その他	2件
計	36件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

相談対応結果	件 数
① あっせん等の申請があった	1件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	3件
③ 事業者間協議を継続することとなった	19件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
⑤ 手続に関する説明を行った	3件
⑥ その他	10件
計	36件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含むことから、③に計上されているものの中には、既に終了（最後の相談を②に計上）している案件がある。

第2章 あっせん終了案件等の概要

平成27年度においては、卸電気通信役務の料金等の見直しに関する事案のあっせんを終了したほか、平成26年度に処理が終了した案件について、申請者であるケーブルテレビ事業者から再放送の終了に関する周知の進捗状況の報告を受けた。それぞれの概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

1 平成27年度に処理終了となったあっせん案件の概要

平成27年6月9日申請（平成27年（争）第2号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

（1）経過

平成27年	
6月9日	A社から、あっせんの申請。(⇒(2))
6月10日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
6月26日	あっせん委員（山本委員、荒井特別委員及び若林（亜）特別委員）の指名。
6月30日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
7月2日	あっせん委員から、B社に対し、答弁書に関する質問を送付。
7月9日	A社から、答弁書に対する意見の提出。
7月9日	B社から、答弁書に関する質問に対する回答の提出。
7月17日	両当事者からの意見聴取。
7月27日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
8月7日	両当事者から、あっせん委員からの質問に対する回答の提出。
8月14日	あっせん委員から、両当事者に対し、再質問を送付。
8月21日	両当事者から、あっせん委員からの再質問に対する回答の提出。
8月25日	A社から、あっせん委員からの再質問に対する追加回答の提出。
9月7日	B社の回答内容等を踏まえまとめられたB社の提供条件をA社に提示。

9月10日	A社から、B社の提供条件に対する質問・要望の提出。
9月18日	対面による当事者間協議の実施。 (以降、両当事者間における書面による協議。)
11月24日	両当事者から、委員会に対し、基本合意が成立した旨の報告。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

A社は、B社の電話サービス等を、自社の業務（クラウド型CTIを用いた再販業務）で用いるほか、再販業務を行っていた。

しかし、B社との契約書における再販の扱いが不明瞭であること等がB社との間で問題となったため、平成26年3月、特約書の形式で契約条件を定めるに至った。

平成26年3月の特約書は、その締結後は原則自社利用目的にのみ限定されるものであったが、①締結前から利用されている回線については、再販目的であっても特約が適用されること、②同一場所への回線の増設については特約の適用対象となることがそれぞれ定められていた。

平成26年3月の特約書では、対象を自社利用等に限定していたこともあり、自社利用等目的（特約書締結前の再販目的で利用されていたものも含む。料金はほぼ据え置き。）と再販目的（卸電気通信役務。料金は割高。）の特約書の2種類を平成26年5月に締結した。

A社は、自社利用等・再販目的ともに、平成26年6月以降も回線の申込を行っているが、B社は、これまでの特約は、適用される対象を特定した個別契約であり、将来締結する契約は、改めて条件の合意が必要であるとしている。そのため、平成26年5月の特約書締結から1年も経過しないうちに一定以上の値上げを要請した例もあり、回線の開通まで持ち込めた案件はほとんどない。

また、既存顧客が、利用中の回線と同一場所への追加の回線を申し込んだ場合、平成26年5月の特約書によれば、従来の回線に適用される料金が新しく引き込んだ回線にも適用されると考える。

しかしながら、このような場合のB社の認識は、機能が不可分であり個々の回線の呼を区別することができないため、既存回線及び追加回線全てについて、大幅な値上げになる新料金によって計算することになるとのことである。

このようなことから、平成27年3月まで協議を行ったが、協議は平行線

に終始し、当事者間の協議では難しいと考えるため、以下の事項のあつせんを求める。

- ① 平成26年秋以降に、A社が自社利用目的で申込を行っているものについて、平成26年5月の特約書を適用して、速やかにサービスを提供すること。
- ② 平成26年4月以前に、再販目的でB社より役務提供を受け、平成26年5月の特約書が適用されている回線のエンドユーザーが、回線の増設を希望する場合は、当該特約書を適用して速やかにサービスを提供すること。
- ③ 新規の再販の案件を受注できるように、平成26年5月の特約書と同水準での、包括的な卸電気通信役務提供条件を形成すること。

(3) 答弁書における主な主張

過去、A社が営業に用いていた提案書には、A社とB社が卸役務契約を締結していた等の事実反する又はB社との契約に違反する内容が数多く含まれていた。このため、事実反する提案書について何度かA社に対し改善を申し入れた。その結果、平成26年3月に、

- ① 従前からの自社利用・既存の（B社が不知の）再販に係る取引については、当面継続する
- ② 新たな再販に係る取引については、1年間の期間を定め改善効果を見極めながら限定的に提供する

ことで合意し、新たに個別契約を締結した。その後、同年5月の契約変更により、自社利用（既存の（B社が不知の）再販を含む）と卸との契約の分割を実施した。

「自社利用」と「既存の（B社が不知の）再販」とを同じ括りとし、同一場所への増設に特約を適用する措置は、B社は不知だったとは言え、既存の再販のエンドユーザーは善意の第三者であり、電気通信事業法の役務提供義務に配慮したものである。しかしながら、例えば独占禁止法等に抵触するような状況では履行すべきではなく、その為、特約書において、そもそも追加回線等を認めるか否かは、B社の承諾が必要としている。製造コストを算定の結果、法令の範囲内であれば同一条件での追加回線等を認め、範囲外であれば、認めないこととなる。

この点、A社の主張は、製造コストの決定要素を全て無視して常に一律の価格での提供を求める「包括的な卸電気通信役務契約の締結」を象徴的なものとして、A社の営業方針に基づき生じるリスクを一方的にB社に転嫁させるものであり、実質的にB社に製造コストを下回る（又は適正な利潤が生じ

ない) 価格での提供を求めるものでもあり、B社の経営上の問題のみならず、独占禁止法等の観点からも、到底受け入れることはできない。

なお、A社が主張する「B社による大幅な値上げ幅」は、B社の算定ロジックに基づいて能率的な経営の下における適正な原価（製造コスト）に適正な利潤を加えた正当な価格を算定し、それを提示したものである。

また、新たな再販に係る卸契約は、契約期間が1年間で満了期限の3か月前迄の継続意思の有無の表明を規定しており、B社は、その時点における各種条件を勘案した上で、製造コストに適正な利潤を加えた正当な価格にて契約更新に係る協議を行ってきたが、最終的には平成26年3月に、物別れに終わっている。

よって、B社としては以降の取引拡大の意思はなく、これ以上、A社に対して、B社の通常範囲を超えた特約を提供する義務はないと考えている。

(4) 主な合意事項

B社とA社は、A社が平成27年6月9日に総務省電気通信紛争処理委員会にあっせん申請した特約内容及び条件について、以下のとおり合意する。

- 1 B社がA社に提供する電話サービス等は、「自社利用」、「既存利用」及び「新規再販」の類型とする。
- 2 B社はA社に対し、1で定める類型に従い、双方が合意した価格条件で役務を提供する。
- 3 契約期間は、契約締結時にA社が別に定める日から1年間とし、契約満了日の3か月前に契約内容の変更又は解約の申し入れがなければ、同一条件で契約が更新されるものとする。
- 4 3にかかわらず、あらかじめ双方が合意した価格へ影響を与える事由が発生した場合には、契約の有効期間中であっても、B社は価格変更の協議を申し入れることができるものとし、A社は当該価格変更が合理的な根拠及び算出方法である場合には、原則として受け入れるものとする。
- 5 上記に加え、B社はA社に対して特約を廃止する条件の追加を求めるものとし、A社はこれに従うものとする。
- 6 B社とA社は、互いに継続的かつ友好的な関係を形成するため、特約内容及び条件について誠実に協議し、合意した事項については確実に履行するよう努力する。

2 平成26年度に処理を終了したあっせん案件（平成26年（争）第1号から 同第3号）に係るケーブルテレビ事業者からの報告の概要

平成26年度に処理を終了した地上基幹放送の再放送の同意に係るあっせんにおいて、ケーブルテレビ事業者は、あっせん成立後6か月以内に、視聴者に対して再放送終了の旨の周知を開始し、9か月後にその進捗状況を委員会に報告することとされていた。

当該あっせん終了案件の概要及び平成27年7月に委員会がケーブルテレビ事業者3社から報告を受けた進捗状況の概要は以下のとおりである。

（1）あっせん終了案件の概要

ア 申請日及び申請者等

申請日：平成26年7月23日

申請者：大分ケーブルテレコム株式会社、大分ケーブルネットワーク株式会社及び株式会社ケーブルテレビ佐伯

相手方：九州朝日放送株式会社（KBC）

イ あっせんを求めた事項

申請者の業務区域におけるKBCのデジタル放送の再放送について、平成26年7月24日までの再放送期間を延長すること（一定期間の後、再放送を終了）。

ウ 平成26年10月21日に成立したあっせんの主な内容

- 1 KBCは、ケーブルテレビ事業者が大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。
- 2 ケーブルテレビ事業者は、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 ケーブルテレビ事業者は、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6か月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9か月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。

（2）事業者からの報告概要

3社ともあっせん成立後6か月後にあたる平成27年4月20日から、ホ

ームページを通じた周知を開始しており、平成２８年３月３１日までの間に、全視聴者に対する告知文の送付等により周知を再度行うことを予定している。

また、視聴者に対する周知のほか、代理店や関係地方自治体への説明等も実施している。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成27年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局及び事業者団体等から関係分野に関する情報収集等を行った。

1 政策担当部局からのヒアリング

(1) 平成27年11月27日 第155回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 競争評価の概要及びポイント

(1) 競争評価の概要

- ・2003年の電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする枠組みに転換したことに伴い、市場動向を的確に把握するための手段として競争評価を導入した。
- ・競争評価は、定点的評価（経年的なデータの定期的な分析）と戦略的評価（毎年異なるテーマに焦点を当て分析）の二部構成となっており、評価結果は政策立案の基礎データとして活用されている。

(2) 競争評価2014のポイント

- ・競争政策の見直し等に係る情報通信審議会答申『2020年代に向けた情報通信政策の在り方』を踏まえ、新たな市場動向の把握と今後の政策展開への反映を重視し、「競争政策等留意事項」の整理等を実施した。
- ・また、現行の市場分析・評価の仕組みとしては最後の取組として位置付け、2015年度以降開始予定の新たな分析・検証の仕組みへの橋渡しを視野に入れたものとした。

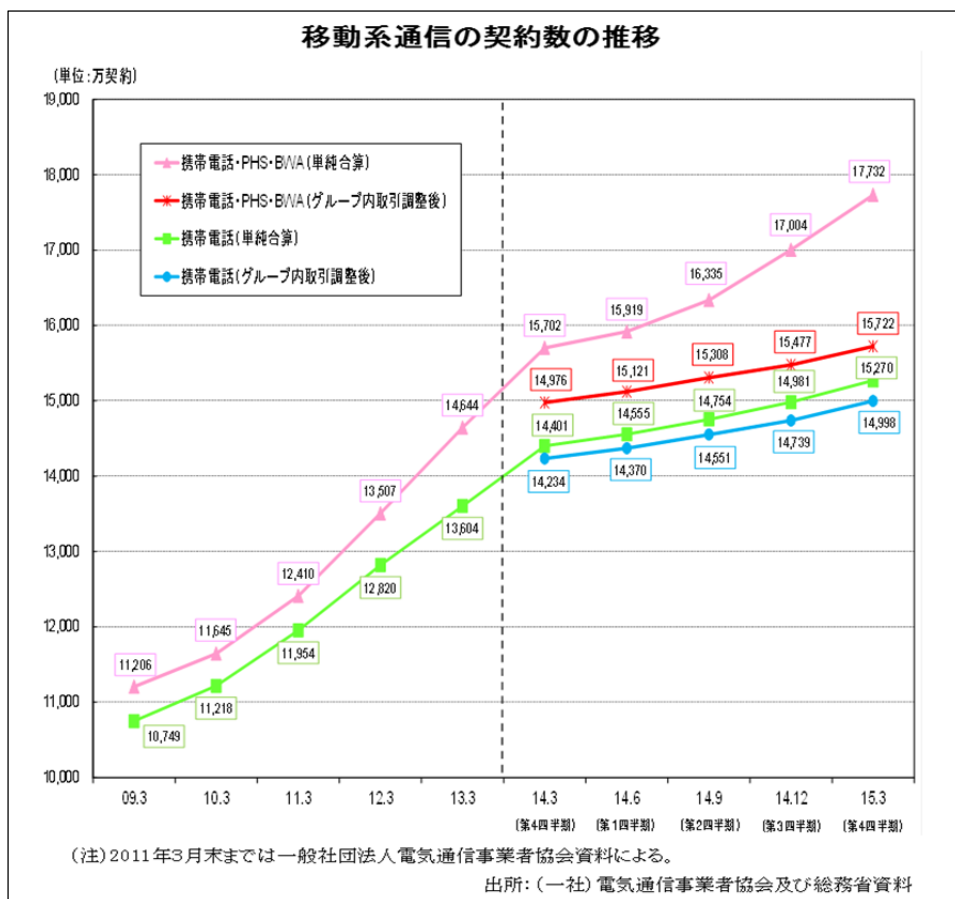
2 移動系通信

(1) 移動系通信市場の動向

- ・移動系通信（携帯電話、PHS及びBWA）の契約数は1億5,722万（前

年度末比+5.0%)、携帯電話の契約数は1億4,998万(同+5.4%)となっている。

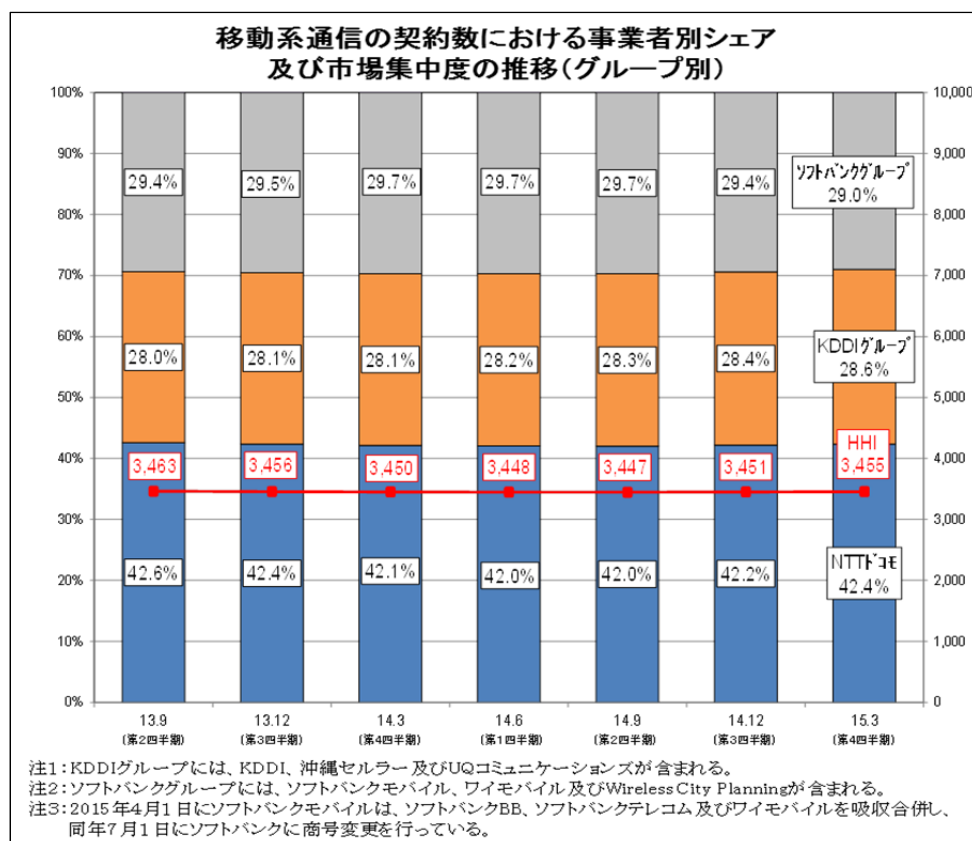
- ・3.9世代携帯電話(LTE)の契約数は6,778万(同+46.0%)で、携帯電話の契約数に占める割合は44.4%(同+12.2%)となっている。



【出典: 第155回委員会資料】

(2) 移動系通信のシェア及び市場集中度

- ・移動系通信のグループ別契約数シェア: NTTドコモは42.4%(前年度末比+0.2ポイント)、KDDIグループは28.6%(同+0.5ポイント)、ソフトバンクグループは29.0%(同▲0.7ポイント)となっている。
- ・グループ別に見た移動系通信市場全体の市場集中度は3,455であり、ほぼ横ばいで推移している。
- ・NTTドコモは契約数シェアのほか、収益シェア及び端末設備シェアにおいても40%を超過したが、収益シェアは減少傾向となっている。



【出典：第155回委員会資料】

(3) 移動系通信各社の新料金プラン（スマートフォン）

- ・2014年6月以降、MNO各社はデータ通信に係る料金プランの多段階化と通話定額制等の組み合わせを内容とする新料金プランを導入している。
- ・新料金プラン利用者のデータ通信のプラン別契約割合は、2GB上限が44.7%と半数近くを占めている（競争評価2014利用者アンケート）。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

会社名	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク モバイル	ワイモバイル
基本料 (国内通話のかけ 放題を含む)	カウホーダイプラン (2年契約) 2,700円	電話かけ放題プラン (2年契約) 2,700円	通話し放題プラン (2年契約) 2,700円	スマホプランS/M/L (2年契約) S(1GB):2,980円 M(3GB):3,980円 L(7GB):5,980円
ネット 接続料	spモード 300円	LTE NET 300円	SIベーシックパック 300円	基本料を含む
データ通信料金	2GB: 3,500円 3GB: — 5GB: 5,000円 8GB: 6,700円 10GB: 9,500円 ※ 13GB: — 15GB: 12,500円 ※ 20GB: 16,000円 ※ 30GB: 22,500円 ※	3GB: 3,500円 4,200円 5,000円 6,700円 8,000円 9,800円 — — —	3,500円 — 5,000円 — 9,500円 ※ — 12,500円 ※ 16,000円 ※ 22,500円 ※	基本料を含む
合計	6,500円～25,500円	6,500円～12,800円	6,500円～25,500円	2,980円～5,980円
備考	※10GB以上は家族間でデータ容量をシェアすることが可能。 ・2014年6月1日提供開始。 ・同年10月から未使用の容量を翌月に繰り越し可能。	・3GB、13GBのプランも提供。 ・家族間において、データ通信量を0.5GB単位で融通可能。 ・2014年8月13日提供開始。	※10GB以上は家族間でデータ容量をシェアすることが可能。 ・未使用の容量を翌月に繰り越し可能。 ・2014年7月1日提供開始。 ・同年8月1日から、10GBプランの定額料が9,500円から8,000円に変更。	・他社携帯電話・PHS・固定電話(IP電話含む)への1回当たり10分以内の国内通話が月300回まで可能。 ・2014年8月1日提供開始。

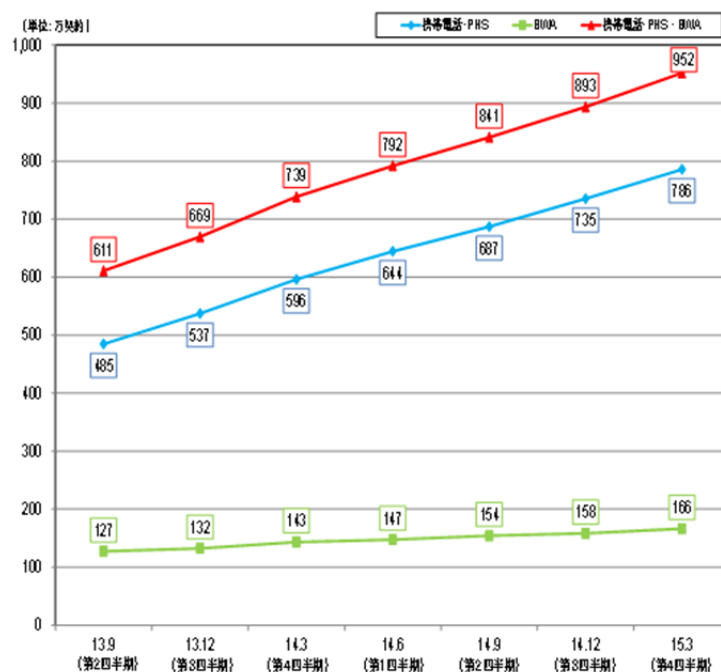
(注) 税抜・2015年3月末現在

【出典：第155回委員会資料】

(4) MVNOサービスの動向

- MVNOサービスの契約数（MNOであるMVNOの契約数は除く）は952万（前年度末比+28.9%）であり、事業者数（MNOであるMVNOは除く）は181社（同+25社）である。
- 移動系通信の契約数に占めるMVNOサービスの比率（MNOであるMVNOの契約数は除く）は6.1%（同+1.1ポイント）となっている。
- MNOの新料金プラン提供開始後、MVNO各社は直接的な料金値下げの他、実質的な料金値下げとなるデータ通信増量を実施している。この結果、月1,000円程度で利用可能なデータ容量は、3ギガバイトが一般的（2015年7月時点）となっている。

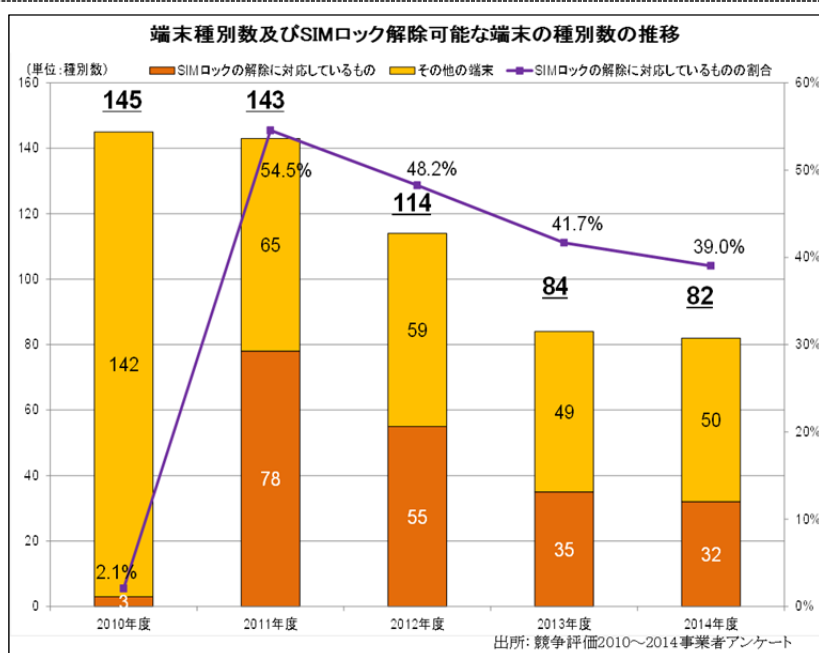
MVNO（MNOであるMVNOを除く）サービスの契約数の推移



【出典：第155回委員会資料】

(5) SIMロック解除の普及状況

- 2014年度末におけるSIMロック解除可能な端末の種別数は、当該年度に発売された種別数82のうち、32（39.0%）となっている。
- SIMロックの認知度は約83%に上昇した。
- 2014年12月、2015年5月1日以降新たに発売される端末については、原則無料でSIMロック解除を行うこととするよう「SIMロック解除に関するガイドライン」を改正した。

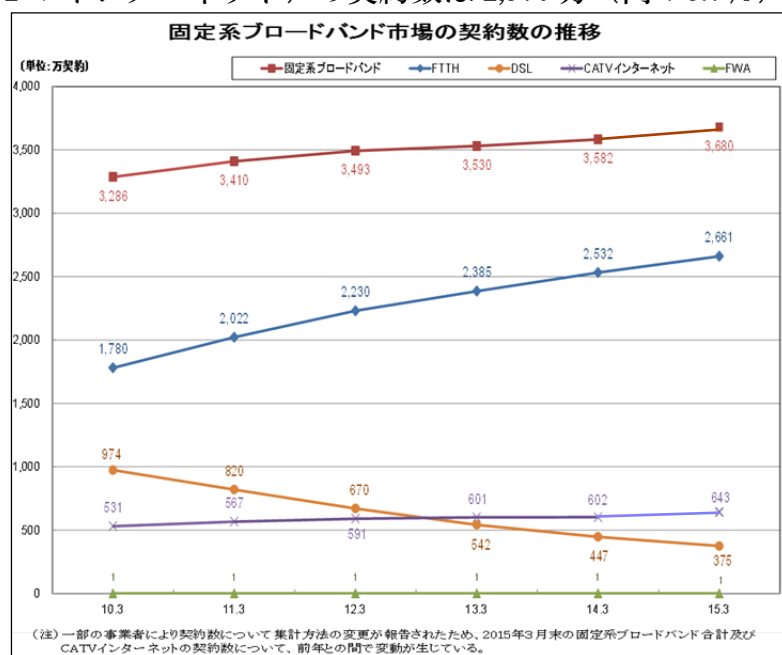


【出典：第155回委員会資料】

3 固定系通信

(1) 固定系ブロードバンド市場の動向

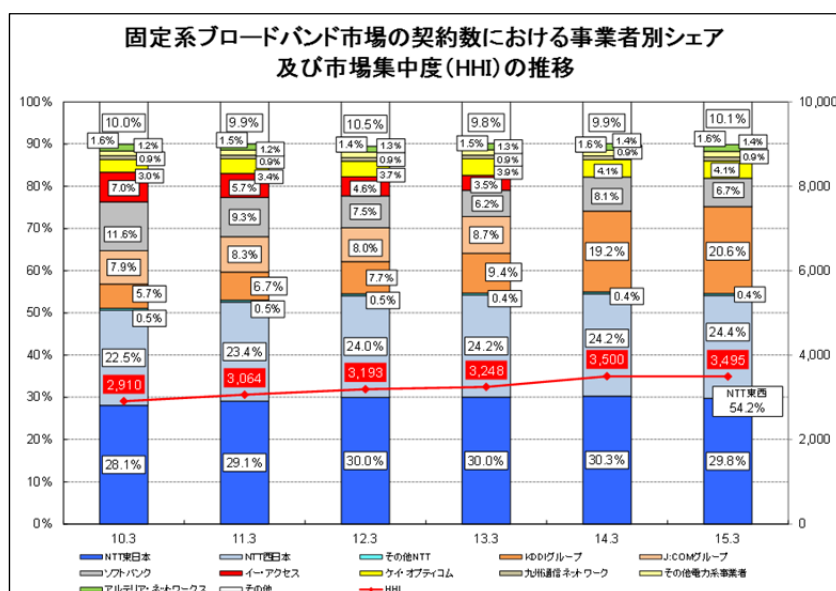
- ・固定系ブロードバンド市場（F T T H、D S L、C A T Vインターネット及びF W A）の総契約数は3,680万（前年度末比+2.7%）となっている。
- ・F T T Hは2,661万（同+5.1%）に増加し、固定系ブロードバンド契約数の72.3%となっている。
- ・固定系超高速ブロードバンド市場（F T T H及び通信速度下り30Mbps以上のC A T Vインターネット）の契約数は2,970万（同+5.7%）となっている。



【出典：第155回委員会資料】

(2) 固定系ブロードバンド市場のシェア及び市場集中度

- 固定系ブロードバンド市場の契約数におけるNTT東西のシェアは54.2%（前年度末比▲0.4 ポイント）となっている。
- 地域別の事業者別シェアは、東日本地域ではNTT東日本が57.2%（同▲1.2 ポイント）、西日本地域ではNTT西日本が50.9%（同+0.5 ポイント）となっている。また、東日本地域ではKDDIグループの、西日本地域ではKDDIグループと電力系事業者のシェアが大きい。
- 市場集中度（HHI）は3,495（同▲5）であり、地域別では、競争事業者のシェアが大きい西日本（3,121）に比べて東日本（3,961）が高い傾向にある。



(注1)この固定系ブロードバンド市場における契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAを含んでいない。

(注2)HHIの算出に当たっては、JCN(13.3以降)及びJ-COMグループ(14.3以降)はKDDIグループに属するものとしている。

(注3)その他NTTのシェアには、NTT MEDIAS、NTT-ME及びNTTビジネスソリューションズが含まれる。

(注4)その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網(11.3まで)、東北インテリジェント通信(10.3まで)、北陸通信ネットワーク、四国通信ネットワーク、エネルギア・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティ・サイバーポート(11.3まで)が含まれる。

(注5)NTT東西のシェアについては、四捨五入の関係上、グラフ中の合計値と合わない場合がある。以下同じ。

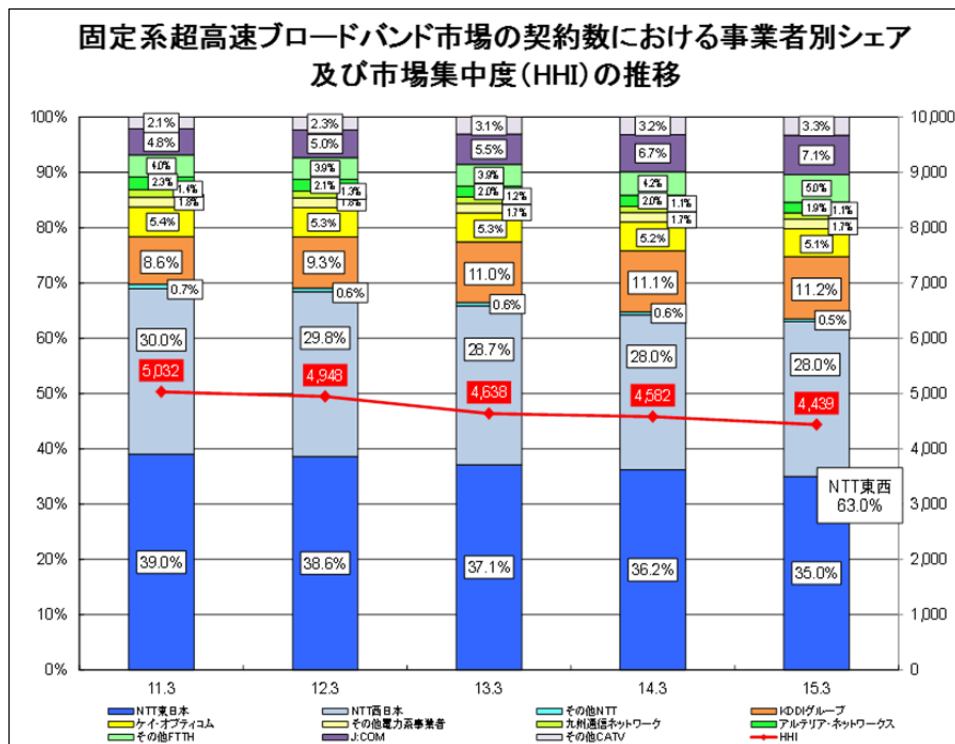
(注6)UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更(14.3以降)。以下同じ。

【出典：第155回委員会資料】

(3) 固定系超高速ブロードバンド市場のシェア及び市場集中度

- 固定系超高速ブロードバンド市場におけるNTT東西のシェアは63.0%（前年度末比▲1.3 ポイント）となっている。
- 地域別の事業者別シェアは、東日本地域ではNTT東日本が67.9%（同▲1.8 ポイント）、西日本地域ではNTT西日本が57.8%（同▲0.4 ポイント）となっている。また、東日本地域ではKDDIグループの、西日本地域では電力系事業者のシェアが大きい。

- 市場集中度（HHI）は4,439（同▲143）であり、地域別では、競争事業者のシェアが大きい西日本（3,903）に比べて東日本（5,108）が高い傾向にある。

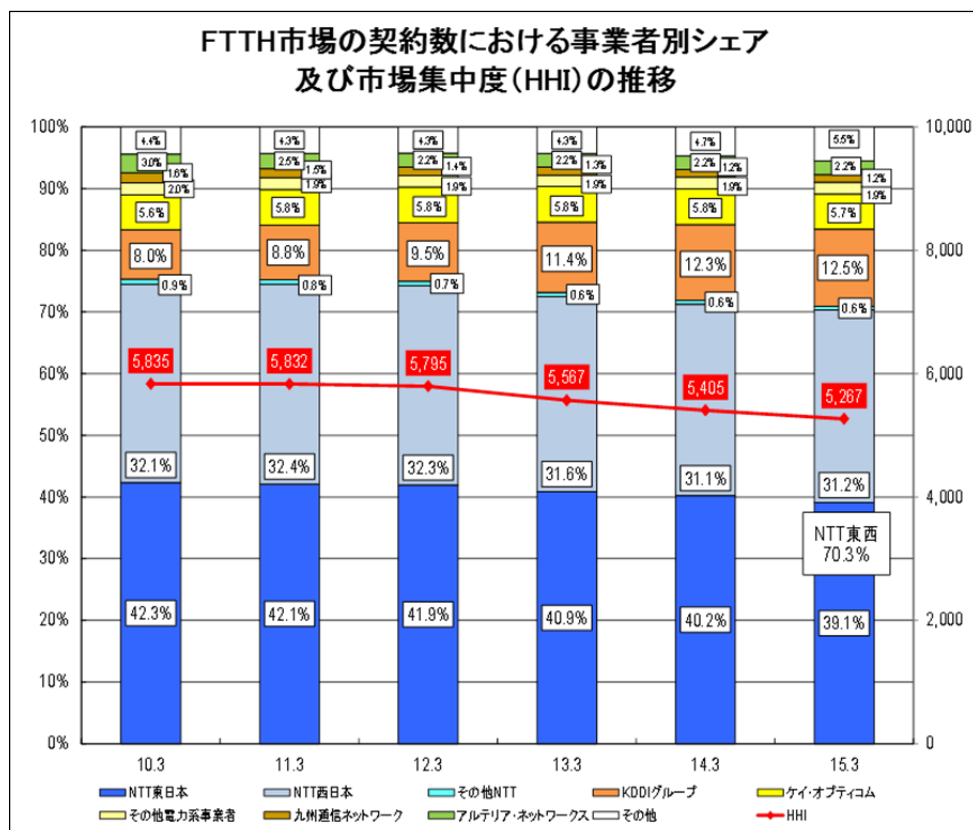


- (注1) この固定系超高速ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットを対象としている。
- (注2) KDDIグループに含まれるもののうち、J:COMが提供する通信速度30Mbps以上のCATVインターネットのサービスは、J:COMグループとして別に計上し、表示している。
- (注3) HHIの算出に当たっては、JCN(13.3以降)及びJ:COMグループ(14.3以降)はKDDIグループに属するものとしている。
- (注4) その他NTTのシェアには、NTT MEDIAS、NTT-ME及びNTTビジネスソリューションズが含まれる。
- (注5) その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網(11.3まで)、北陸通信ネットワーク、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティ・サイバーポート(11.3まで)が含まれる。
- (注6) NTT東西のシェアについては、四捨五入の関係上、グラフ中の合計値と合わない場合がある。
- (注7) UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更(14.3以降)。

【出典：第155回委員会資料】

(4) FTTH市場のシェア及び市場集中度

- FTTH市場の契約数におけるNTT東西のシェアは70.3%（前年度末比▲1.0ポイント）となっている。
- 地域別の事業者別シェアは、東日本地域ではNTT東日本が76.0%（同▲1.4ポイント）、西日本地域ではNTT西日本が64.3%（同▲0.3ポイント）となっている。
- 市場集中度（HHI）は5,267（前年度末比▲138）であり、地域別では競争事業者のシェアが大きい西日本（4,659）に比べて東日本（6,032）が高い傾向にある。



【出典：第155回委員会資料】

4 サービス卸

（1）NTT東西によるサービス卸に関する動向

- ・2015年2月、NTT東西はFTTHサービスを卸電気通信役務として他の事業者に提供し、当該他の事業者がエンドユーザに対してFTTHサービスを提供する「サービス卸」を開始した。
- ・多くの事業者が移動系通信サービスとのセット販売を行い、他サービスとのセット割引を通じて利用者に料金面のメリットを訴えている。

主な卸利用 FTTH サービスの提供事業者と提供サービス

	事業者名	サービス名	サービス 開始時期	FTTH料金※	セット対象	概 要
ISP/ MVNO	NTTコミュニケーションズ	OCN 光	2月5日	5,100円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き
	NTTぷらら	ぷらら光	2月23日	4,800円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き
	ビッグローブ	ビッグローブ光	2月1日	5,180円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き
	ニフティ	@nifty光	3月1日	5,200円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き ・auスマホ等とのセットでFTTH料金から最大1,200円引き
	So-net	So-net光 コラボレーション	2月9日	5,200円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き ・auスマホ等とのセットでFTTH料金から最大1,200円引き
	インターネット イニシアティブ(IIJ)	IJmioひかり	3月2日	4,960円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでFTTH料金から600円引き
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	3月1日	5,200円※	・モバイル	※1 SP料金一体型(タイプA)の場合 ・モバイルとのセットで合計料金から最大3,200円引き
	ソフトバンクモバイル	Softbank光	3月1日	5,200円	・モバイル	・モバイルとのセットでモバイル料金から最大2,000円(税込)引き
CATV	TOKAI ケーブルネットワーク	ひかりdeネット N	3月1日	5,100円※	・ISP	※同グループの「SP(TNC)」を選択した場合
(参考)	NTT東日本	フレッツ 光ネクスト ギガファ ミリー スマートタイプ	—	5,200円※	—	※プロバイダ料金最安(500円)の場合
異業種	T-MEDIAホールディングス	TSUTAYA光	3月12日	4,500円※	・動画配信 サービス	※1 SP料金は別途 ・映画が月20本まで無料で視聴可能
	総合警備保障(ALSOK)	未定	2015年中	未定	・警備サ ービス	
提供料金の平均 (事業者アンケート結果) 戸建住宅向け: 5,050円 集合住宅向け: 3,870円						

(注1) 2015年6月1日現在

(注2) 特に記載が無い限り、戸建て向け・ISP 一体・長期契約割引適用後の金額(税抜)。モバイルとのセット販売時の割引額、各種キャンペーン割引等は含まない。

(注3) 提供料金の平均の算出に当たっては、ISP 料金一体型のみ集計。長期契約割引適用後の金額(税抜)。集合住宅向けは最も安いプランで算出。1円単位は切り捨て。

出所: 公表資料を基に総務省作成・競争評価 2014 事業者アンケート

【出典: 第 155 回委員会資料】

(2) サービス卸の利用に伴う事業者変更

ア 固定系ブロードバンドサービス

- ・固定系ブロードバンドサービスの事業者変更は、これまでNTT東西のFTTHを利用していた者が85.6%となっており、NTT東西以外のFTTH事業者からの変更は4.6%、ADSLからの変更は3.4%、CATVインターネットからの変更は1.7%となっている。
- ・初動段階においては、固定系ブロードバンドにおける実質的な事業者変更への影響は大きい。

イ 移動系通信

- ・移動系通信の事業者変更を行った者は14.1%であり、ドコモ光の選択者では14.8%、Softbank光の選択者では46.2%が事業者を変更している。
- ・卸利用FTTHサービスの提供を行っていないKDDIから、NTTドコモやソフトバンクモバイルへと利用者が移動している。

- ・サービス卸は、固定・移動連携サービスを通じ、移動系通信における事業者変更を一定程度もたらしている。

ウ ISP

- ・ISPの事業者変更を行った者は23.6%であり、ドコモ光の選択者では27.2%、SoftBank光の選択者では46.2%が事業者を変更している。
- ・NTTドコモがドコモ光の開始に併せて立ち上げた「ドコモnet」が変更後の23.2%を占め、少なくとも初動段階においては、最も有力なISPの一つとなっている。
- ・サービス卸は「ISP・アクセス回線分離型」から「ISP・アクセス回線一体型」へFTHサービスに関するビジネスモデルの主流形態の変更や、ISPにおける事業者変更を相当規模でもたらしている。

5 競争政策等留意事項

2014年度の競争評価の結果を踏まえ、今後の総務省における競争政策及び料金政策等の課題等について整理した。

(1) 移動系通信

- ・NTTドコモの市場支配力の存在について、電気通信事業法の禁止行為規制を適用する事業者の指定に当たり、収益シェアを用いて判断していることも踏まえつつ、収益シェアを基本とした検証を行っていく。その際、これまで収益シェアは非公表となっていることから、透明性を確保するための方策について検討する。
- ・NTTドコモの市場支配力の行使やMNO3グループが協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第二種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。
- ・MNO3グループが協調して市場支配力を行使し得る地位にあることを踏まえ、引き続きMVNOの事業展開の更なる促進に取り組む。併せて、多様化するMVNOの実態をよりの確に把握するための方策について検討する。
- ・サービス変更に係るスイッチングコストについては、2014年12月に改正したSIMロック解除ガイドラインの運用状況や、2015年3月に改正した電気通信事業報告規則に基づき把握する販売奨励金、期間拘束・自動更新付契約の見直し等の動向等を踏まえつつ検証を行っていく。

(2) 固定系データ通信（固定系ブロードバンド市場）

- 固定系ブロードバンド市場に関し、NTT東西の市場支配力の行使や同社を含む複数事業者が協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第一種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。
- 固定系ブロードバンド市場に関し、CATVインターネットの契約数が実質的に減少傾向となっているところであり、FTTHとCATVインターネットの競争関係に留意しつつ、引き続きその動向を注視する。

(3) 固定系音声通信

- 固定電話市場に関し、NTT東西の市場支配力の行使や同社を含む複数事業者が協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第一種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。
- 固定電話市場に関し、OABJ-IP電話の契約数が従来の固定電話の契約数を逆転したところであり、現行制度上NTT東西の加入電話がユニバーサルサービスとされていることにも留意しつつ、引き続きその動向を注視するとともに、PSTNからIP網へのマイグレーションに関する課題への対応方策についての検討を進める。

(2) 平成28年3月11日 第158回委員会

総合通信基盤局から、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」及び「NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況」について説明を受け、意見交換を行った。

①「電気通信事業法等の一部を改正する法律について」

【説明の概要】

1 法改正の概要

- ・平成27年5月22日に、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が公布された。施行は平成28年5月21日を予定している。
- ・改正事項は、「公正な競争の促進」、「消費者保護」、「ドメイン名関係等」であるが、今回はこのうち「公正な競争の促進」の改正概要を説明する。

<改正事項>

I 公正な競争の促進	II 消費者保護	III ドメイン名関係等
1. 電気通信事業の登録の更新制の導入 2. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和 3. 卸電気通信業務の事後届出制等の導入 4. 二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の充実	1. 説明義務の充実 (省令改正事項であり、法改正事項ではない) 2. 書面の交付義務の導入 3. 初期契約解除制度の導入 4. 勧誘継続行為の禁止・不実告知等の禁止 5. 代理店指導措置の導入	1. ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保 2. その他

公正な競争の促進				
	接続制度	卸制度	禁止行為規制	合併等の審査
一種指定事業者※1	接続約款の認可制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸業務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 電気通信事業者への不当な優遇等の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合
二種指定事業者※2	接続約款の届出制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸業務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 グループ会社への不当な優遇の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合
上記以外の事業者	(回線設置事業者の接続応諾義務)	※3 整理・公表制は、一種・二種指定事業者の接続制度関係等も対象 なし	移動通信分野の禁止行為規制は、二種指定事業者のうち、収益シェア40%超等の者に対する規制 なし	なし (合併等した旨の事後届出)

※1 固定通信市場で、アクセス回線シェアが50%を超える事業者: NTT東西

※2 移動通信市場で、端末シェアが10%を超える事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

【出典: 第158回委員会資料】

2 「公正な競争の促進」に係る改正

(1) 電気通信事業の登録の更新制の導入

ア グループ化の進展

- ・ 回線設置事業者（設備競争事業者）は、通信設備の高度化、設備コストの削減による料金の低廉化、ネットワークの冗長化等による信頼性向上などに重要な役割を果たしており、複数事業者による競争の確保が重要である。
- ・ 改正前の電気通信事業法では、合併等によるグループ化をチェックできない中で、回線設置事業者の実質的なプレーヤーが3グループ（NTT、KDDI、ソフトバンク）に集約・寡占化している状況となった。

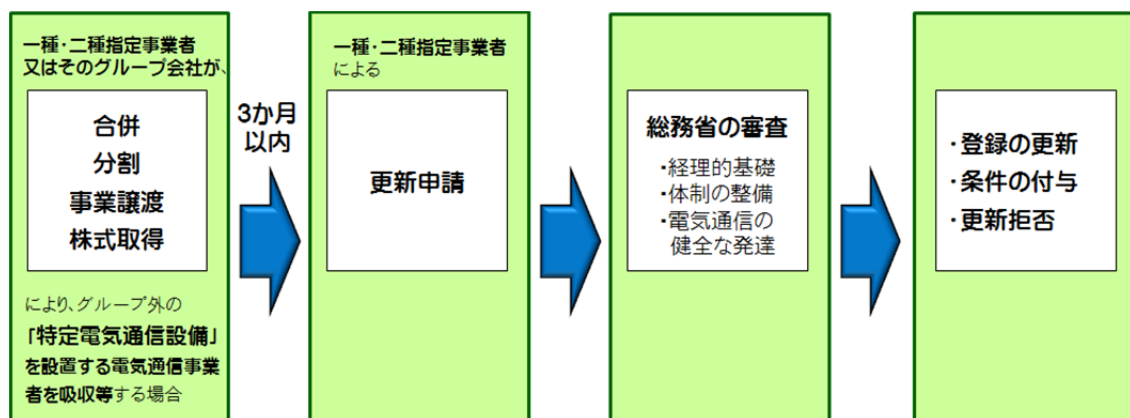
イ 法改正の概要

- ・ 寡占化等による弊害等をチェックするため、一種※1・二種指定事業者※2又はその特定関係法人が、グループ外の大規模事業者（一種・二種指定事業者、特定電気通信設備を設置する者）と合併や株式取得等を行った場合、電気通信事業の登録の更新を義務付けた。

※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西

※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

- ・ 特定関係法人は、電気通信事業者たる法人の親会社、子会社、兄弟会社、その他政令で定める特殊の関係にある法人と規定している。
- ・ 特定電気通信設備の指定対象としては、固定通信では、中部テレコミュニケーション、ケイ・オプティコムなど7社を、移動通信では、ワイヤレスシティプランニングを指定している。



※ 新たに一種・二種指定事業者に指定される場合も、登録の更新義務が発生

【出典：第158回委員会資料】

(2) 移動通信分野における禁止行為規制の緩和

ア 法改正前の禁止行為規制の概要

- ・ シェアが高く市場支配力を有する事業者（市場支配的事業者）に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないように、不当な競争を引き起こすおそれがある行為については、禁止をしている。
- ・ 対象事業者は、一種指定事業者ではNTT東西、二種指定事業者ではNTTドコモとなっている。

禁止される行為

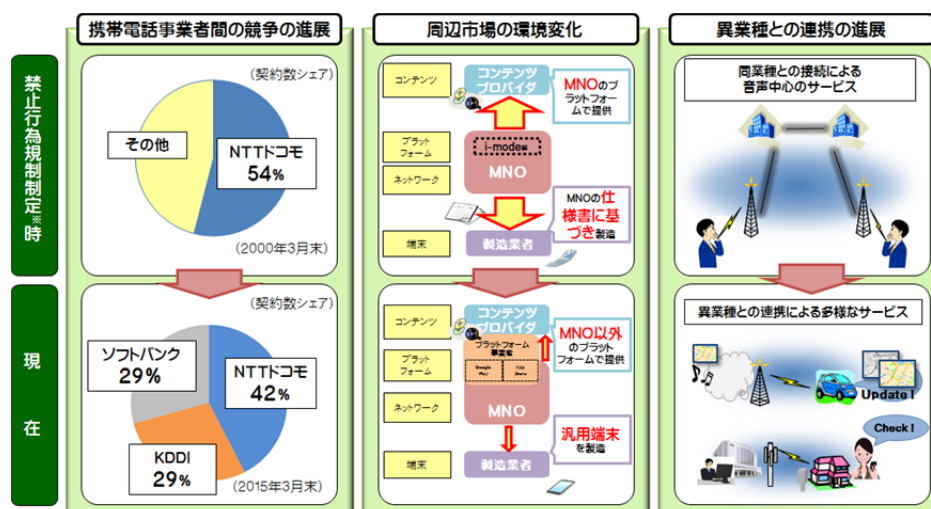


【出典：第158回委員会資料】

イ 移動通信市場の環境変化

- ・ 携帯電話事業者間の競争の進展や、周辺市場の環境変化により、市場支配的事業者の影響力が低下している。
- ・ 他方、様々な業種の企業との連携を通じた新事業・新サービスの創出が期待されている。

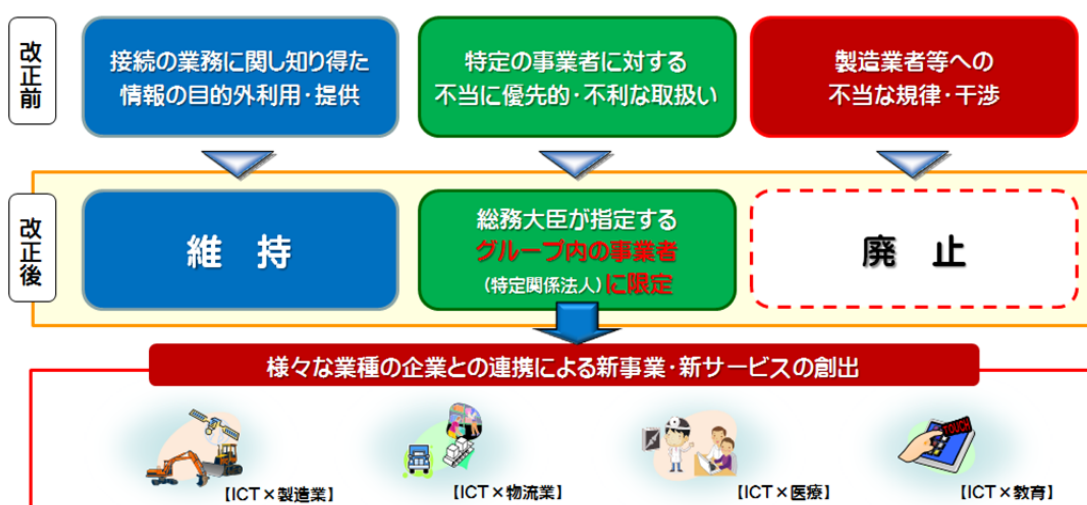
【出典：第158回委員会資料】



ウ 法改正の概要

- ・ 市場の環境変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の市場支配的事業者（NTTドコモ）に対する禁止行為規制を緩和した。
- ・ 「特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い」の禁止については、総務大臣が指定するグループ内の事業者（特定関係法人）に限定した。
- ・ 「製造業者等への不当な規律・干渉」の禁止については廃止した。

<禁止行為の内容>



【出典：第158回委員会資料】

- ・ 不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人は、「①F T T Hアクセスサービスや携帯電話（通信モジュール向けを除く※）等を提供する者であって、②当該サービスの契約数が5万件以上の者」と規定した。NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTぷららなど8社を指定する。

※通信モジュール向け：特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供する携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービス。これらについては、イノベーション促進の観点から対象から除外される。例）カーナビ、ホームセキュリティ用機器等

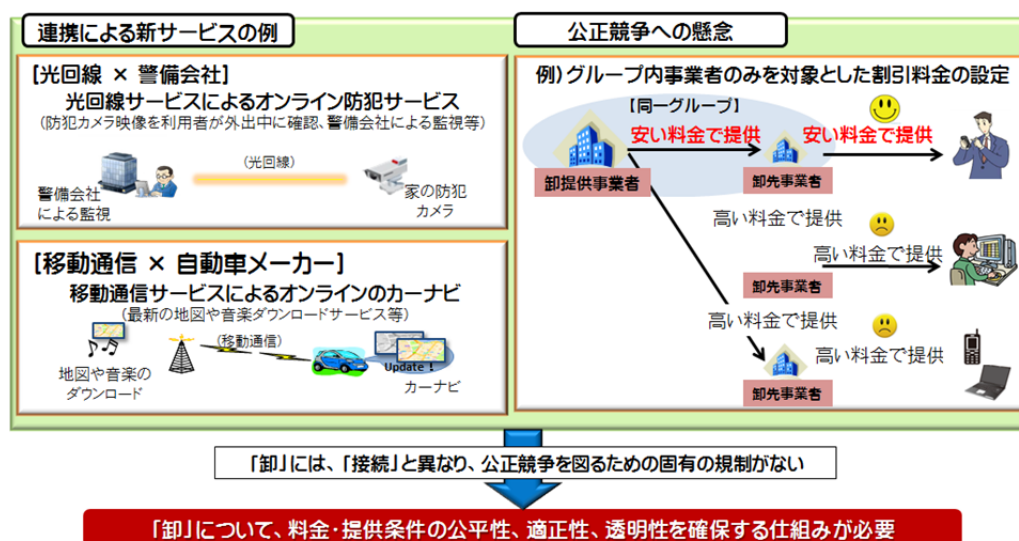
（3）卸電気通信役務の事後届出制等の導入

ア 卸売サービスの本格化

- ・ 固定通信市場では、NTT東西が、光回線の卸売サービスの提供を開始している。移動通信市場でも、MNO（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等）におけるグループ内の卸取引が増加するとともに、MVNOの参入・サービス提供も増加している。

イ 卸売サービスの本格化に伴う影響

- 光回線や携帯電話網の卸売サービスは、多様な業種の企業との連携を通じた新事業・新サービスの創出や、光回線の利用率等の向上が期待される一方、接続とは異なり、公正競争を図るための固有の規制がない。
- そのため、大規模事業者が提供する卸売サービスについては、グループ関係者のみを対象として割引料金を設定するといったことが懸念された。



【出典：第158回委員会資料】

ウ 法改正の概要

- 一種指定事業者又は二種指定事業者が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備した。

省令の主な規定事項

(施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2)

①届出義務の対象となる卸先

一種指定事業者	二種指定事業者
FTTHアクセスサービスに関する卸役務であって、以下のいずれかの者に提供するもの	携帯電話又はBWAアクセスサービスに関する卸役務（通信モジュール向けを除く）であって、以下のいずれかの者に提供するもの
① 特定関係法人（5万回線以上の卸先）	① 特定関係法人（5万回線以上の卸先）
② 50万回線以上の卸先	② 50万回線以上の卸先
③ 移動通信事業者（MNO）	

②届出事項

※ 一種・二種指定事業者が、届出・公表した卸約款により提供する卸役務については、届出は不要とする。

- 卸役務の**内容・料金**
- 卸役務に関連して、**卸先に支払う金銭**その他の財産
- 他事業者・その利用者の**権利・義務に重要な関係を有する卸役務と併せて行う業務の条件** 等

【出典：第158回委員会資料】

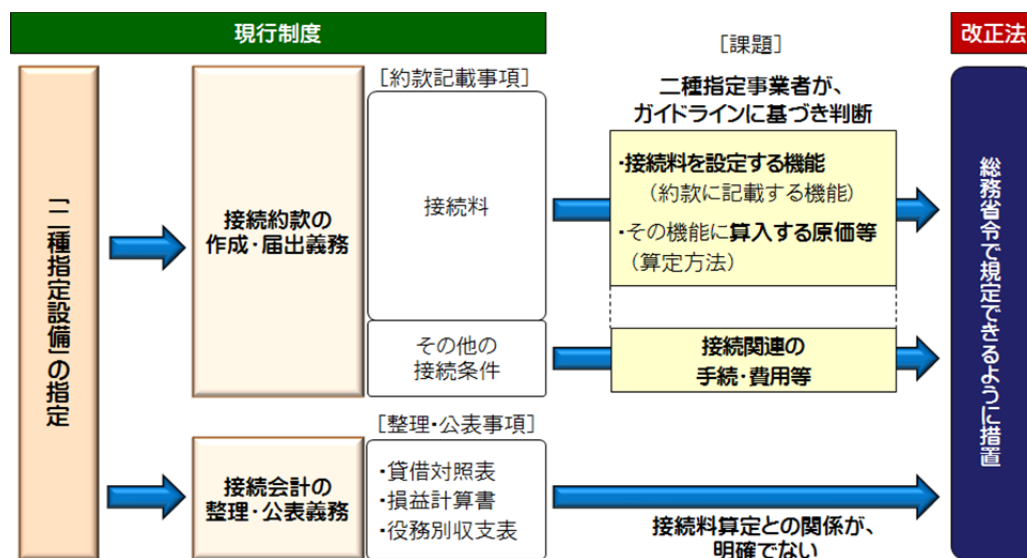
(4) 二種指定制度（携帯電話網の接続ルール）の充実

ア 移動通信市場の状況

- ・ネットワークや端末の高度化により、移動通信市場は拡大し、競争事業者のシェアも拡大した。
- ・ただ、MNOは、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの三大グループに収れんし、料金も高止まり・横並びしている状況にあり、MVNOの参入促進等による競争の活性化が必要になっている。

イ 法改正の概要

- ・MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事業者に関する接続制度（二種指定制度）について、アンバンドル機能（接続料を設定すべき機能）や接続料の算定方法等を制度化した。



【出典：第158回委員会資料】

- ・アンバンドルの要件について、「需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き」という要件があったが、サービス提供時期の同等性を確保することが重要であるため、当該要件を削除することとした。
- ・また、接続を円滑に行うために必要な事項のうち、移動通信固有の事項としては、MNOの業務システム及びSIMカードの提供、端末接続試験及び情報開示に関する手続きを約款に記載すること等を規定した。

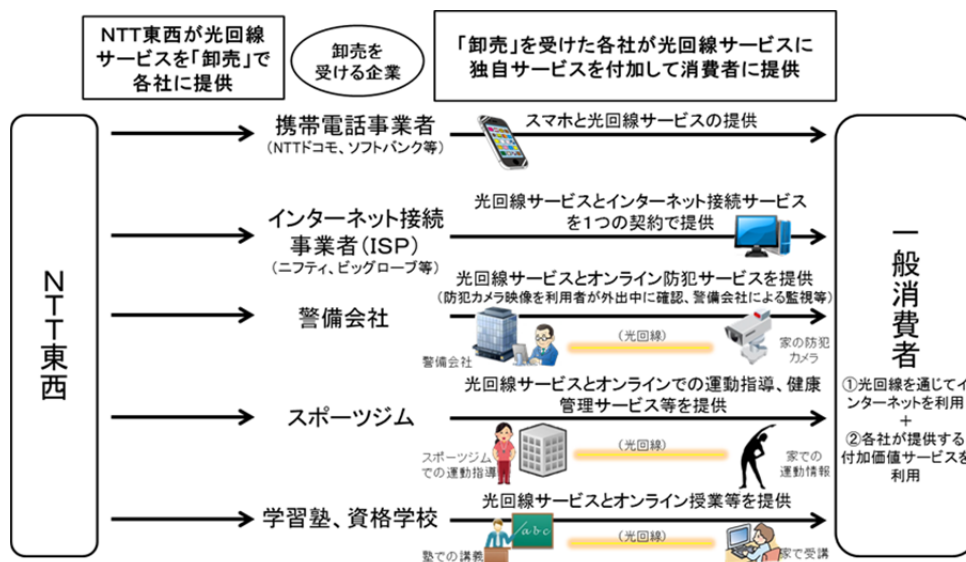
② 「NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について」

【説明の概要】

1 サービス卸に係る経緯及び総務省の対応

(1) サービス卸について

- ・NTT東西は、平成27年2月にサービス卸の提供を開始した。



【出典：第158回委員会資料】

(2) 情報通信審議会答申

- ・平成26年12月、情報通信審議会から、サービス卸に関して以下の答申があった。

- ① サービス卸は、様々な分野のプレーヤーとの連携による多様なサービスの創出が見込まれ、経済成長、利用者利便の向上にも資する取組と評価
- ② ただし、NTT東西は、市場支配力を有することを踏まえ、公正競争確保の観点から、料金その他の提供条件の適正性・公平性及び一定の透明性が確保される仕組みを検討することが適当
- ③ また、F T T Hと移動通信のセット割引について、過度のキャッシュバック等により競争が歪められるおそれがあること等に留意し、総務省において適切な措置を検討することが適当

(3) 情報通信審議会答申等を踏まえた総務省の対応

- ・総務省では、平成27年2月、「NTT東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（サービス卸ガイドライン）を策定した。

- ・併せて、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分確保するとともに、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、サービス卸の利用実態等を把握して市場動向の分析を行うため、NTT東西に対して、以下の対応及び報告を要請した。

- ① サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保
- ② サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応
- ③ サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告

- ・平成27年5月、サービス卸の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性確保の観点等から、新しい制度的な仕組みを講ずることを目的として、電気通信事業法を改正した。
- ・本改正により、卸電気通信役務の事後届出制を導入するとともに、総務大臣が届出内容を整理・公表することとし、整理・公表に当たっては、必要に応じて、NTT東西とNDA（秘密保持契約）を締結した競争事業者から意見聴取を行うとともに、情報通信審議会に報告を行うこととした。
- ・これらを踏まえて、平成27年12月、改正法施行前であるが、要請に基づくNTT東西からの報告内容等を踏まえ、サービス卸の提供状況及び市場動向について、情報通信審議会に報告するとともに公表した。

2 情報通信審議会への報告

NTT東西から総務省へ報告された内容等を踏まえ、サービス卸の提供状況及び市場動向について、情報通信審議会へ報告を行ったところである。概要は以下のとおり。

行政指導において対応及び報告を求める事項	NTT東日本	NTT西日本
■ サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保 ⇒サービス卸の料金その他の提供条件に関して、公正競争への影響が大きいことが想定される卸先事業者との個別契約の内容を、契約締結後、速やかに報告	平成27年3月16日付 平成27年4月9日付	平成27年3月19日付 平成27年4月9日付
■ サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応 ⇒サービス卸の提供に関して、毎事業年度経過後速やかに、サービス卸ガイドラインの記載等を踏まえた対応状況を報告 すべての卸先事業者に対する、サービス卸ガイドラインを参照すべきことの明示・周知	平成27年5月29日付	平成27年5月29日付
■ サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告 ⇒サービス卸の利用実態に関して、毎4半期経過後速やかに、 ①卸契約数の総数 ②卸契約数の都道府県別の分計 ③卸先事業者の数及び名称 ④卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数を報告	平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月30日付	平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月29日付

(1) 提供状況について

ア 提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保

- ・ サービス卸の料金その他の提供条件について、総務省への報告の対象である主要事業者の間で内容に相違はなかった。
- ・ N T T東西と主要事業者との間の契約概要の閲覧を行った主要事業者以外の卸先事業者からも、料金その他の提供条件について内容に相違があるとの意見はなかった。

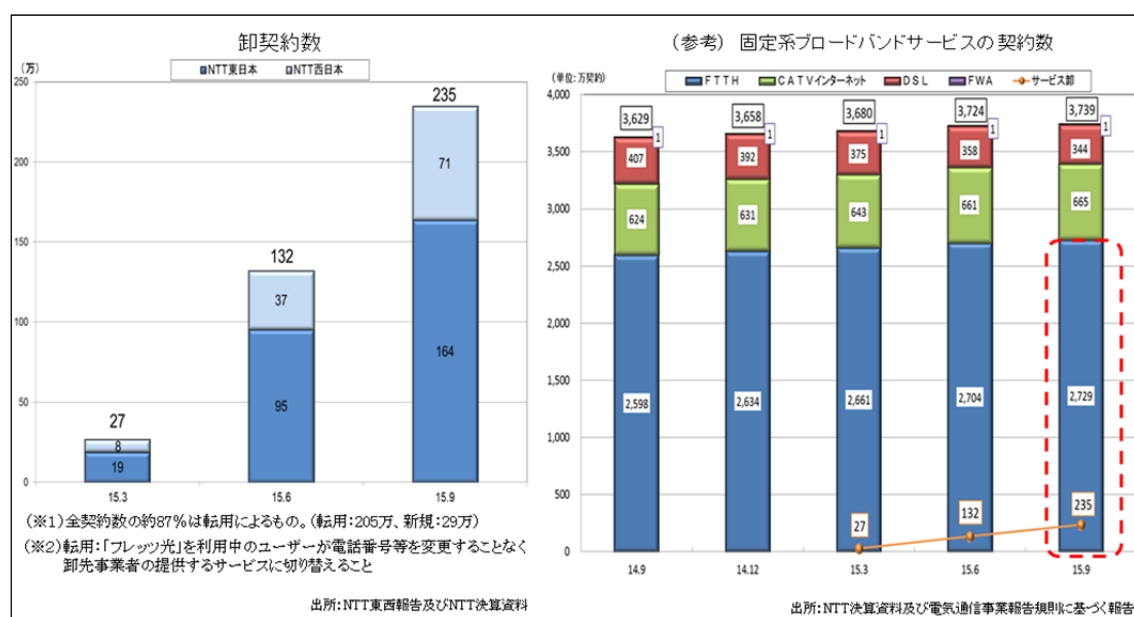
イ ガイドライン等を踏まえた対応

- ・ N T T東西からの報告内容等を確認するとともに、卸先事業者からサービス卸提供の状況を聴取したところ、現時点では、電気通信事業法上問題となり得る競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は確認されなかった。

(2) 市場動向について

ア 卸契約数及びF T T H契約数における割合

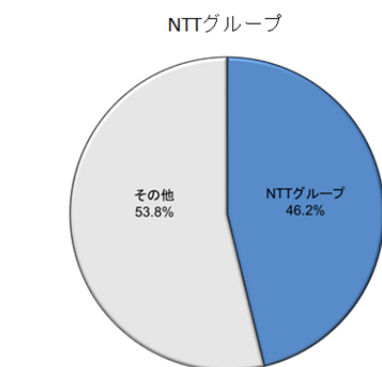
- ・ サービス卸の契約数は、N T T東西で合計 235 万（平成 2 7 年 9 月末）となっている。N T T東西の別では、N T T東日本が提供する卸契約数のほうが大きく、全契約数の約 70%を占めている。
- ・ F T T Hの契約数全体（2,729 万）におけるサービス卸の契約数の割合は 8.6%となっている。N T T東西の別では、N T T東日本が 11.8%、N T T西日本が 5.3%となっている。



【出典：第 158 回委員会資料】

イ グループ別・事業者形態別の卸契約数のシェア

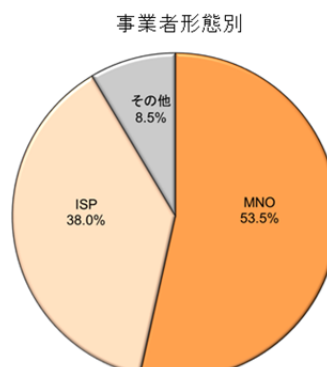
- ・ 卸契約数全体（235 万）におけるNTTグループの卸契約数（108 万）の割合は 46.2%（平成 27 年 9 月末）となっている。
- ・ 事業者形態別では、移動通信事業者（NTTドコモ、ソフトバンク）の卸契約数（126 万）が 53.5%と過半を超え、次いでISPの卸契約数（89 万）が 38.0%となっている。



（参考）NTTグループのシェアの推移

	2015年3月	6月	9月
	48.3%	48.2%	46.2%

（注）「卸契約数の総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づき作成。
「その他」に分類される事業者においてもNTTグループ、ISPに該当する事業者は存在する。



（参考）MNO／ISPのシェアの推移

	2015年3月	6月	9月
MNO	55.9%	49.3%	53.5%
ISP	36.9%	42.8%	38.0%

出所：NTT東西報告

【出典：第 158 回委員会資料】

ウ 卸先事業者数

- ・ 卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合には208 者（平成 27 年 9 月末）となっている。
- ・ このうち、サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は31 者である。

2 事業者団体からのヒアリング（平成 28 年 1 月 26 日 第 157 回委員会）

一般社団法人テレコムサービス協会から「FVNOの現況と課題」について説明を受け、意見交換を行った。また、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会から「最近の活動概要及び事業者間協議の状況等」について説明を受け、意見交換を行った。

3 委員会における施設視察（平成 27 年 6 月 3 日 第 152 回委員会）

株式会社テレビ朝日の放送等施設の現場視察を行うとともに、設備の概要について説明を受け、意見交換を行った。

第2章 各種調査に関する報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「地方小規模電気通信事業者及びコンテンツ配信事業者の協議の実態調査」及び「米英における紛争処理制度に関する調査」の結果について、第153回委員会（平成27年6月）で報告を受けた。

1 地方小規模電気通信事業者及びコンテンツ配信事業者の協議の実態調査

委員会として紛争処理の取扱いが少なく、紛争の実態についての知見が十分に蓄積されていない、地方に拠点を置く比較的小規模な電気通信事業者及びコンテンツ配信事業を営む者の交渉・契約における課題等について、ヒアリング調査を実施した結果の説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的等

(1) 目的

- ① 地方の小規模な電気通信事業者の接続等の交渉・契約における課題を把握する。
- ② コンテンツ配信事業者がサービス提供にあたって行う、電気通信事業者やプラットフォームとの交渉・契約における課題を抽出する。
- ③ 委員会の認知度及び利用意向を把握し、今後の認知度及び利用度向上策に資する。

(2) 調査対象

- ・地方小規模電気通信事業者：10社（ISP 5社及びCATV事業者 5社）
- ・コンテンツ配信事業者：8社（ゲーム、動画配信、音楽配信等を提供中の者）

2 地方小規模電気通信事業者の契約・協議の実態調査結果

(1) ネットワーク構成及び契約形態

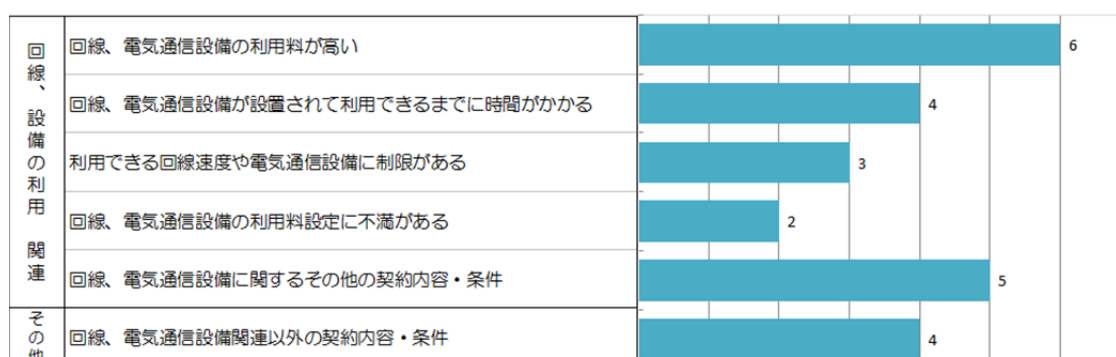
- ・提供サービスに応じて、多くの電気通信事業者と契約を結びネットワークを構成している。
- ・インターネット接続では、全事業者が、複数社とトランジット※契約を締結している。
※ISPが他のISPからのトラフィックをインターネット全体に中継すること。
- ・アクセス網構築では、ISPはダークファイバ等を他社から調達するものが多く、CATV事業者はFTTH等により自前で賄っているものが多い。

- ・約款に基づく契約が多く、基本的に交渉の余地はあまりないが、ISP向けバックボーン提供等、契約相手が大手事業者でない場合は交渉の余地が大きい。

(2) 不満・トラブル事項

- ・事業規模による格差が大きいため、小規模事業者側に交渉力が乏しく、不満が多く見られた。
- ・料金に関する不満が最多であり、具体的には地方と東京で回線価格に大きな開きがあること、特にトランジットについて数倍の価格が提示されることが挙げられた。
- ・納期の不満も多い。(特に法人顧客向けネットワークの構築に関して)

(社)



10 社から回答を得た (複数選択可)

【出典：第 153 回委員会資料】

3 コンテンツ配信事業者の契約・協議の実態調査結果

(1) ネットワーク構成及び契約形態

- ・回線設備を設置せず、配信サーバのみを設置してコンテンツ配信事業※1を営む者については、サーバを自社内に構築している者もいれば、データセンターとハウジング※2契約を締結して、データセンター内に自社サーバを構築している者もいる。

※1 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (cf. 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第164条第1項第3号)

※2 サーバをデータセンター等に設置して、管理を委託すること。

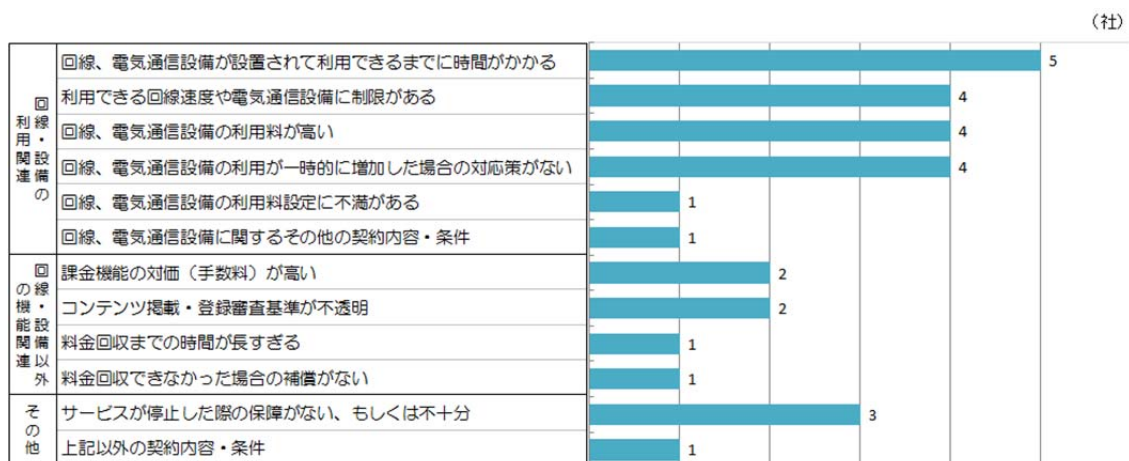
- ・回線については、多ルート化や、地域に応じた事業者の利用のため、2社以上と契約しているケースが多い。
- ・近年、クラウドへの依存度が高まっており、クラウドサービス (特に海外事業者が提供するサービス) を利用している事業者が多い。
- ・データセンターとの契約及び専用線に係る契約は、約款に基づくものも多く、交渉余地は余りない。一方、個別契約に基づくものについては、交渉

余地が認められた。

- ・海外クラウド事業者のサービスは、サービスメニューを選ぶのみの契約形態であった。

(2) 不満・トラブル事項

- ・料金や納期の不満はあるが、電気通信事業者との具体的なトラブルは余りない。
- ・海外クラウド事業者や海外プラットフォーム事業者との関係では、交渉がそもそもできない状況にある。



・8社から回答を得た(複数選択可)

【出典：第153回委員会資料】

4 委員会の認知度、利用意向に関する調査結果

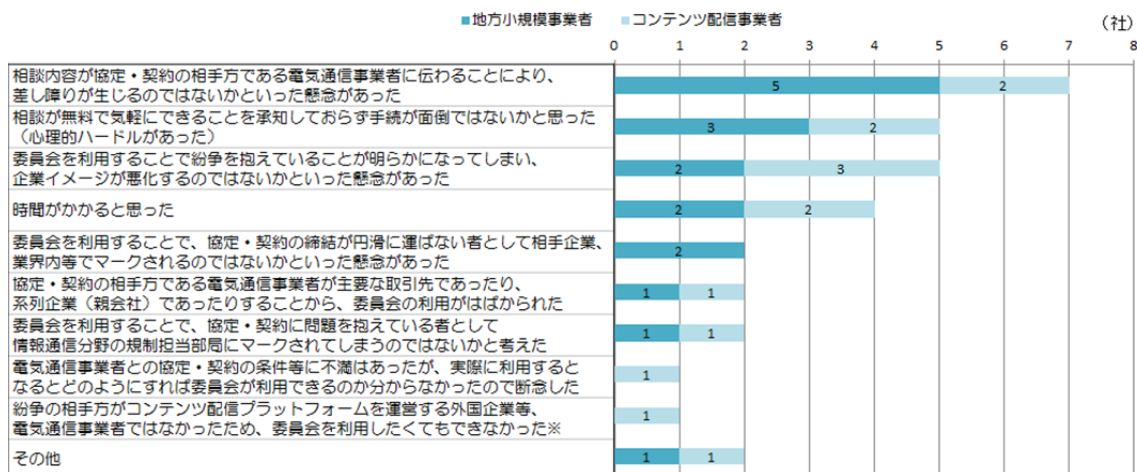
(1) 電気通信紛争処理委員会の認知度

- ・地方小規模事業者：傾向が分かれた。「知っていた」と回答した場合は、所属団体や付き合いのある事業者を通じて知った者が多かった。一方で、紛争や難航事例をあまり抱えていない事業者は、委員会を認知していない傾向にあった。
- ・コンテンツ配信事業者：委員会に関する情報に触れる機会がなかったため、存在を認知していない者がほとんどであった。委員会に相談やあっせん・仲裁の申請が可能であることを承知している事業者は存在しなかった。

認知度	地方小規模事業者	コンテンツ配信事業者
役割も含めて知っていた	5社	0社
名前だけ聞いたことがあった	2社	0社
全く聞いたことがない	3社	8社(全社)

(2) 電気通信紛争処理委員会を利用し難い理由

- ・外部機関に相談することによる契約相手との関係悪化についての懸念が最も多く、特に地方小規模事業者では半数以上が回答した。
- ・心理的ハードルがあることや、企業イメージの悪化を懸念する回答も多く寄せられた。



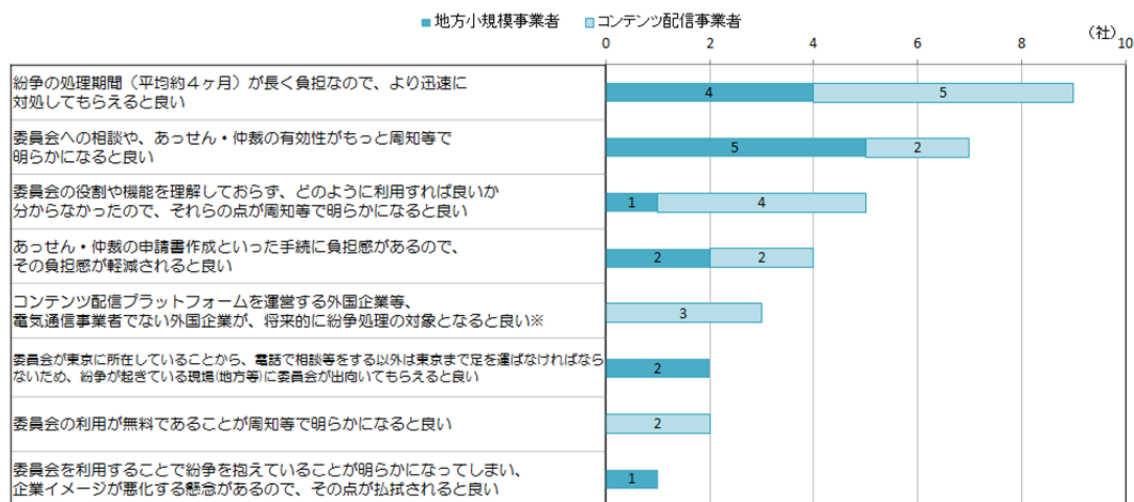
・委員会利用経験がない地方小規模電気通信事業者8社及びコンテンツ配信事業者8社、合計16社から回答を得た(複数選択可)

・※の選択肢はコンテンツ配信事業者にのみ提示

【出典：第153回委員会資料】

(3) 電気通信紛争処理委員会を利用したくなる状況

- ・紛争の処理期間(平均約4ヶ月)の短縮を挙げる回答が最も多く、4か月かかるなら、契約条件が若干不利でも受け入れるとする者も存在した。



・地方小規模電気通信事業者10社及びコンテンツ配信事業者8社、合計18社から回答を得た(複数選択可)

・※の選択肢はコンテンツ配信事業者にのみ提示

【出典：第153回委員会資料】

5 委員会の認知度、利用向上に向けて

調査結果を踏まえ、認知度及び利用度を向上させるために考えられる課題及び対応例は以下のとおりである。

課題	対応例
周知・広報活動の充実による事業者へのアプローチ	✓ 事業者の所属団体のメールマガジン等の活用や各種イベントでのPR ✓ 個別事業者への周知（コンテンツ配信事業者については特定の団体に所属していないところもあるため）
迅速な紛争処理方法の検討 （紛争処理期間（平均4ヶ月）をさらに短縮する等）	✓ あっせん・仲裁に係る事務的手続の迅速化 ✓ ホームページ等で、必要な手続について記入例も含めて分かりやすく周知し、申請の負担を軽減 ✓ 電話による相談のみで解決する場合もあることを事業者に周知
あっせん等の有効性、具体的な解決事例の周知	✓ 過去の具体的な解決事例や、委員会を利用することでどのようなことが解決されるのか等を、ホームページ等でより分かりやすく周知
地方事業者の負担軽減策の検討	✓ 地方に出向いてあっせん手続を実施 ✓ テレビ会議形式であっせん手続を実施 ✓ 東京まで足を運ばず、電話やメールのみで相談可能なことの周知
イメージの払拭 （「紛争処理」という名称のため、重大かつ深刻な事業者間トラブルでないと対象にならないと考える事業者が多いため、そのようなイメージを払拭する取組みを行う等。）	✓ 親しみ易いソフトなイメージの醸成 ✓ 気軽な利用を促進するため、以下の周知を徹底： ・ トラブルの軽重を問わず利用可能なこと ・ 無料で、申請を前提とせずに相談が可能なこと ・ トラブルの相手に知られずに相談が可能なこと ・ あっせんや仲裁は原則非公開であり、秘密が保持されること 等

【出典：第 153 回委員会資料】

2 米英における紛争処理制度について

第143回委員会（平成26年6月）で議題とした「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」に関連して、特に米国及び英国における電気通信事業者間の相互接続に関する紛争処理制度について、関係機関への照会等を通じた追加調査結果の説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 米国

(1) 米国の電気通信に関する紛争処理制度概要

- ・米国の電気通信事業者間の相互接続に関する紛争は、既存地域電話会社を一方当事者とする場合（州内通信）については原則として州公益事業委員会（PUC）、通信法違反は連邦通信委員会（FCC）で処理されている。
- ・本調査では州公益事業委員会の例として、カリフォルニア州公益事業委員会（CPUC）を取り上げた。

州内通信	州際及び国際通信等
○州の公益事業委員会(PSC/PUC) Public Service Commission/Public Utilities Commission ○所掌事務 州法に基づき、電気通信事業のほか、電気、ガス、等の公益事業を規制。 ○例：カリフォルニア州公益事業委員会(CPUC) 【職員数】委員会 1,000名以上 行政法審判官(ALJ)部門 (ALJのみ35名) 電気通信部門 約70名 消費者サービス情報部門 約70名	○連邦通信委員会(FCC) Federal Communications Commission ○所掌事務 独立規制機関であり、電気通信・放送分野における規則制定、行政処分の実施を所掌。有線による州際・国際通信に関する料金(制度を含む)の審理・設定、事業の認可、無線局の免許等。 ○連邦通信委員会(FCC) 【職員数】FCC全体 1230名(※室含まず。) FCC委員5名 執行局264名(9名の弁護士が所属) 有線競争局217名

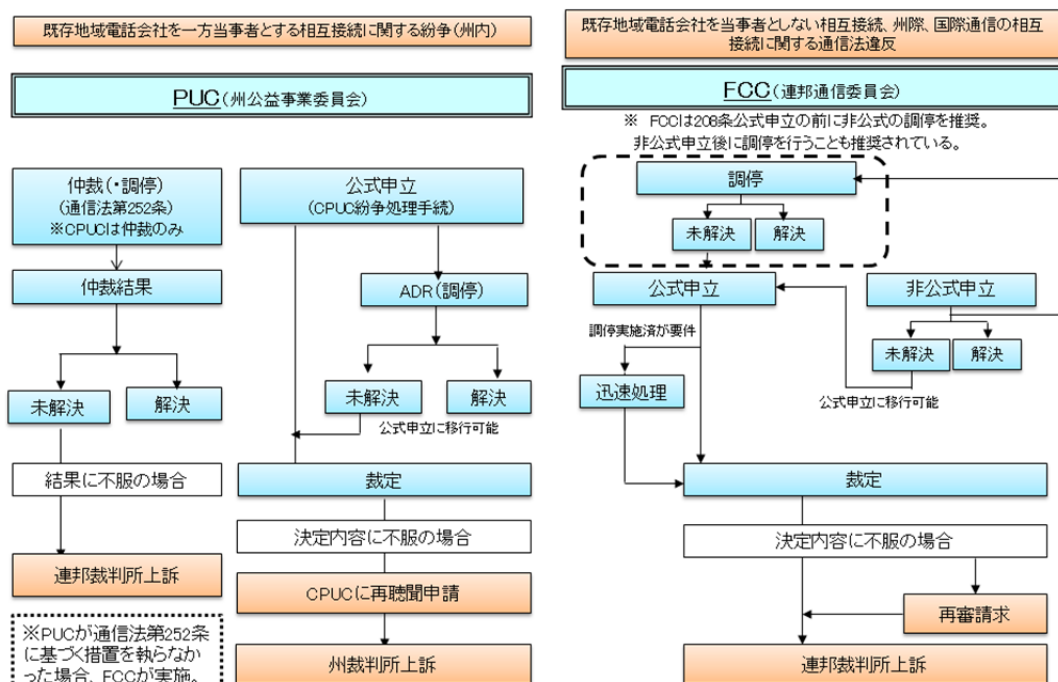
- ・FCC及びCPUCが取り扱う紛争処理対象事項と処理手段を整理した結果は、下の図のとおりである。
- ・消費者からの申立に対しても、FCC及びCPUCでは、基本的に事業者間紛争と同様の手続が適用されている。

下総は、消費者による申立にも適用される。

	カリフォルニア州公益事業委員会	連邦通信委員会
既存地域電話会社を一方当事者とする相互接続に関する紛争(州内通信)	・通信法に基づく調停・仲裁 (通信法第252条(a)(b)、決議AU181) ・公式申立(実施規則第4条) ・ADR(調停)(決議AU185) ※ともに州の法令違反の申立	調停・仲裁等 ※公益事業委員会が措置を執らない場合に限る。 (通信法第252条(e)、FCC規則51.801-51.809条)
既存地域電話会社を当事者としないう相互接続、州際、国際通信のための相互接続に関する通信法違反の申立	—	・調停(非公式手続) ・非公式・公式申立 (通信法第208条、FCC規則1.716-1.718条(非公式)、FCC規則1.720-1.736条(公式))

【出典：第153回委員会資料】

- ・米国の紛争処理制度の概要及びその処理フローを図示すると、以下のとおりである。



【出典：第 153 回委員会資料】

(2) CPUCにおける紛争処理

- ・CPUCでは、通信法に基づく仲裁手続と、州法令に基づく公式申立手続が存在している。
- ・州内の相互接続紛争は公式申立を使って申請されることが多く、通信法に基づく仲裁については、2014年の実績はない。
- ・州の公式申立については、ADRによる手続を選択することも可能である。

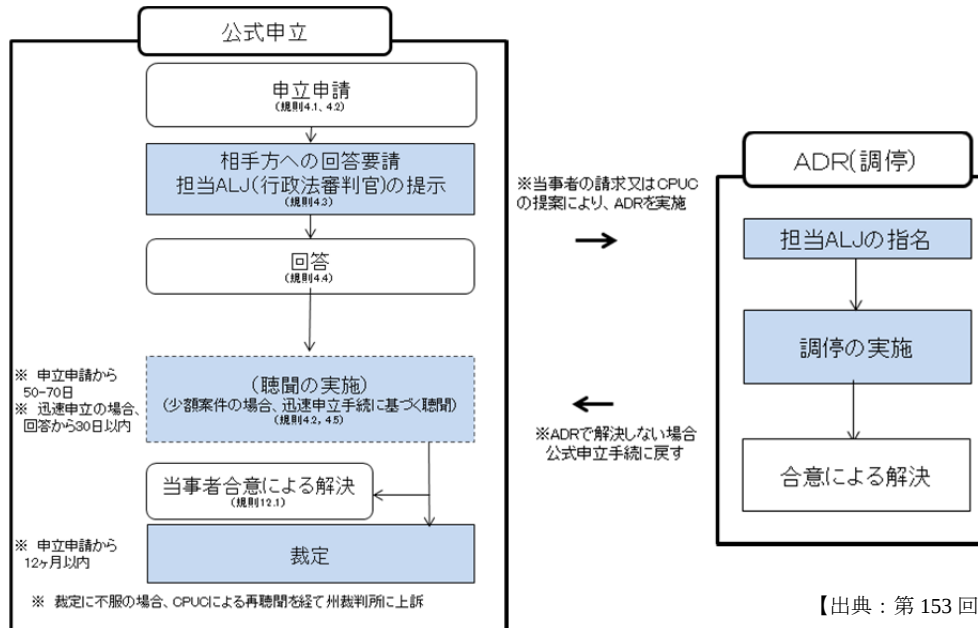
	州法令		通信法	
	公式申立(裁定) (CPUC実施規則第4条)	ADR(調停)	仲裁 (通信法第252条)	調停※2 (通信法第252条)
実施者	主席審判官が指名する AU1名※1	主席審判官が指名する AU1名	主席審判官が指名する仲 裁人(AU)1名	主席審判官が指名する AU1名
相手方の応諾義 務の有無	有	無	有	—
最終決定・効果	裁定(拘束性有)	自主的合意に基づく解決	申請事案についてのCPUC 命令(拘束性有)	調停人による調停案の提 示による合意の成立
最終決定への不 服申立手段	CPUCに再聴聞申請。決議 後、州裁判所へ上訴。	公式申立(裁定)手続に移 行	連邦裁判所へ上訴	—
手数料	無料	無料	無料	—
情報開示	HPに掲載する場合有	非公開	最終報告を公表	非公開
処理件数 (2014年)	事業者間紛争のみの件数 不明	2件(1件解決、1件は公式 申立に移行)	0件	—

※1 AUは州行政官であり、35名。弁護士又は公益事業に従事したことがある政策、工学等の専門家。

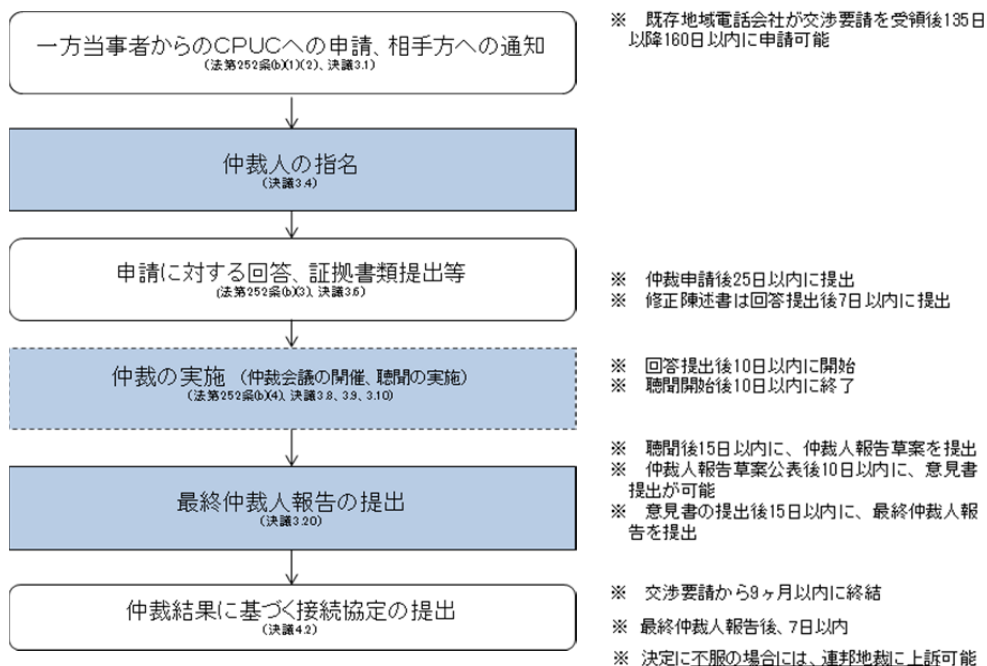
※2 CPUCへの質問票調査に対する回答では、現在本手続が運用されている旨の記述なし。

【出典：第 153 回委員会資料】

- ・CPUCは当事者からの公式申立を受けた後、当事者の請求又はCPUCの提案によりADRを実施する。
- ・ADRで解決しない場合は、公式申立手続に戻る。
- ・申立については、申請から12か月以内に合意又は裁定により解決することとされている。



- ・仲裁処理については、既存地域電話会社が交渉要請を受けてから135日以降160日以内に申請可能とされており、交渉要請から9か月以内に終結することとされている。



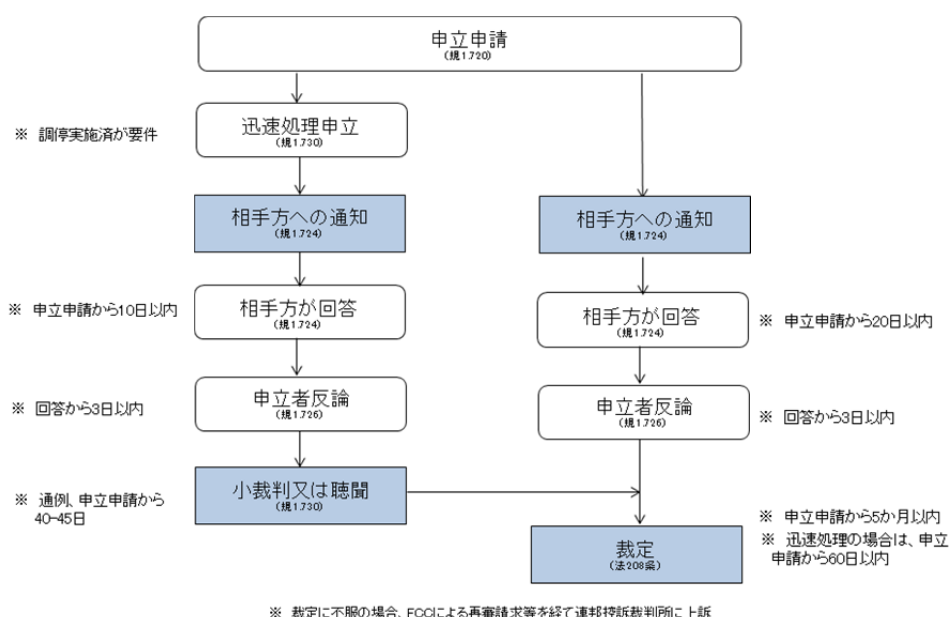
(3) FCCにおける紛争処理

- FCCでは通信法第208条に基づく通信法違反について、公式・非公式の申立手続と非公式の調停が存在している。
- FCCでは公式申立を行う前に調停の実施を推奨しており、特に公式申立において迅速処理（処理期間を短縮する手続）を希望する場合は、先に調停を実施することが前提となっている。
- 非公式申立や調停で解決しない場合、公式申立に移行する。

	公式申立(迅速処理含む) (FCC規則 1.720-1.736)	非公式申立 (FCC規則 1.716-1.718)	調停
実施者	FCC執行局市場紛争解決部門 裁定はFCC委員5名の投票により決定 (軽微な案件は局に権限委譲)	FCC執行局市場紛争解決部門	FCC執行局市場紛争解決部門 (弁護士が担当)
相手方の応諾義務の有無	有	有	無
最終決定・効果	裁定 (拘束性有)	委員会による調整 (拘束性無)	合意による解決 (拘束性無)
最終決定への不服申立手段	・再審請求 ・連邦裁判所へ上訴	公式申立に移行	公式申立に移行
手数料	225ドル	無料	無料
情報開示	有	有	無
処理件数 (2014年)	市場紛争解決部門の紛争解決件数は全体で43件。(相互接続以外にオープンインターネット、データローミング、電柱添架に関する申立を含む。) 上記のうち、公式申立(法208条)の解決件数は2件。		

※ 1996年改正通信法第252条で、相互接続に係る紛争処理の規定を新設し、一部有線競争局でも実施。【出典：第153回委員会資料】

- 申立申請後の手続については、迅速処理の場合、申請から60日以内に裁定を行う。
- 通常の申立の場合は申請から5か月以内に裁定を行うこととなっている。

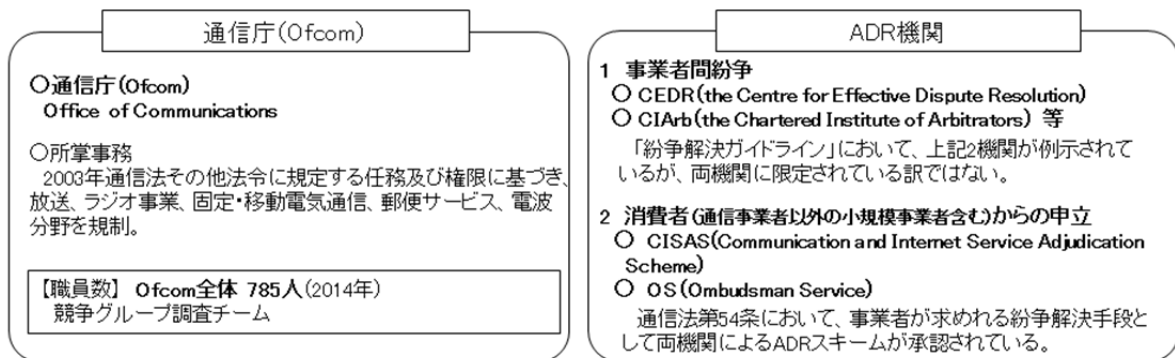


【出典：第153回委員会資料】

2 英国

(1) 英国の電気通信に関する紛争処理制度概要

- ・英国の電気通信事業者間の相互接続に関する紛争は、通信法及び「2011年紛争解決ガイドライン」に基づき、通信庁（Ofcom）が裁定により処理する場合と、民間のADR機関に処理を委ねる場合がある。
- ・事業者間紛争の処理を行うADR機関については、CEDRとCIArbの2つが例示されている。
- ・消費者からの申立については、事業者側に一般顧客の保護のための紛争解決手段を確保し、Ofcomの承認を受けることが求められており、このためのADR機関として、CISASとOSが承認を受けている。



【出典：第153回委員会資料】

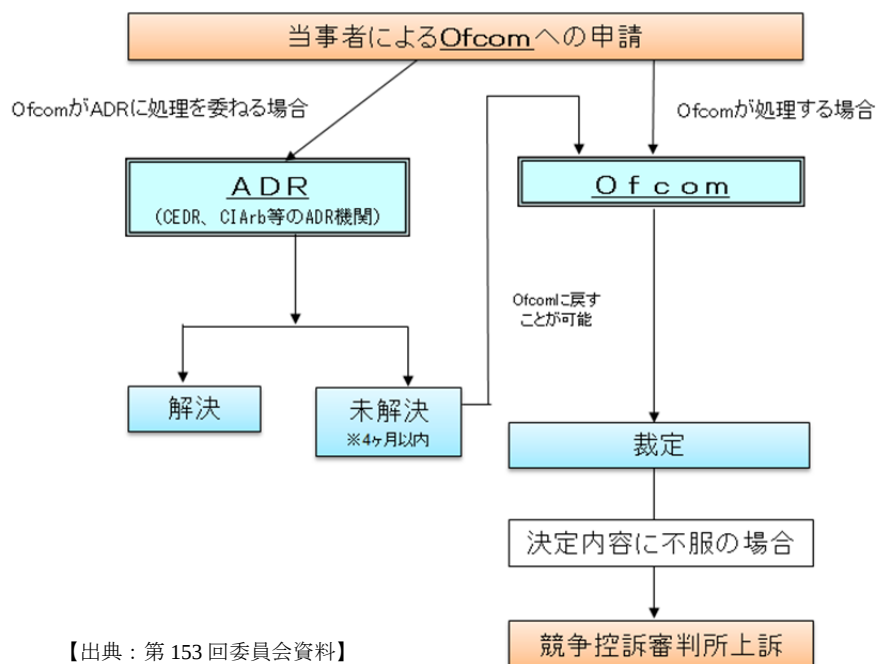
- ・事業者間紛争及び消費者の申立について紛争処理制度を整理した結果は以下の図である。
- ・事業者間紛争については、一方当事者が重大な市場支配力を有する事業者である等の場合、Ofcomが裁定を行う。
- ・消費者の申立については全てADRで処理を行う。

	事業者間紛争(相互接続)		消費者の申立	
	裁定 (通信法第188条)	ADR (紛争解決ガイドライン)	ADR (通信法第54条)	
実施者	通信庁(Ofcom) 競争グループ	CEDR / CIArb 等	CISAS	OS オンブズマンチーム
相手方の応諾 義務の有無	有	-	有	有
最終決定及び効果	裁定 (拘束性有)	-	決定(仲裁) (消費者は最終決定に従うか否か選択権有)	①処方、②最終決定(仲裁)又は勧告を段階的に提示。 (消費者は最終決定に従うか否か選択権有)
最終決定への不服 申立手段	競争控訴審判所 (CAT)へ提訴	Ofcomに再申請可	決定への上訴は不可 (訴訟可能)	決定への上訴は不可 (訴訟可能)
手数料	原則無料	-	消費者は無料	消費者は無料
情報開示	裁定を公表	上記2社は非公開	一部を公表	非公開
処理件数 (2013年)	解決件数：8件	-	照会件数：8,467件 処理件数：4,845件	相談件数：80,476件 解決件数：12,909件

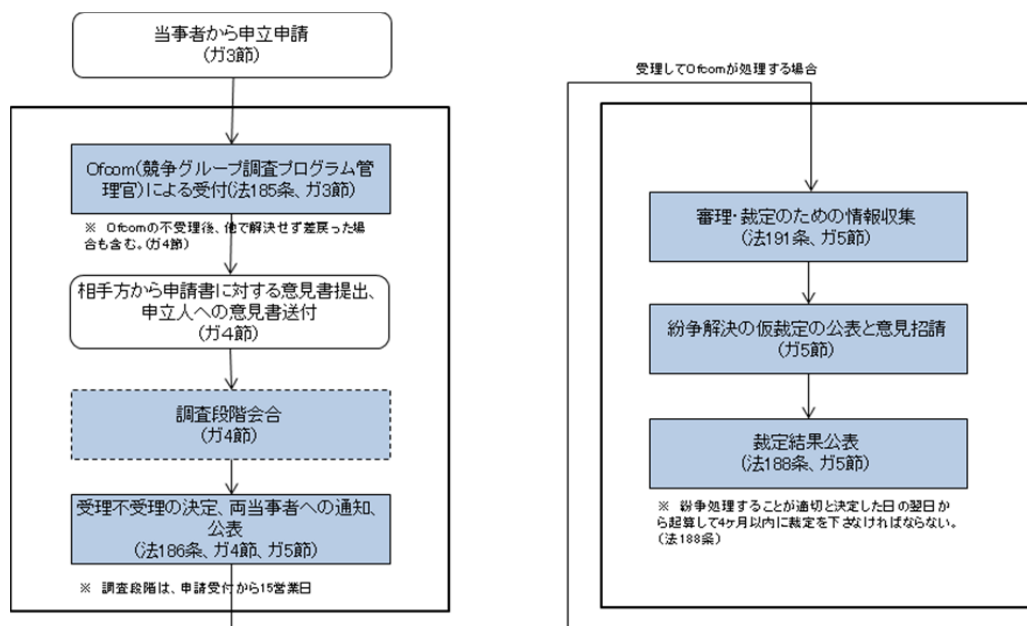
【出典：第153回委員会資料】

(2) Ofcomにおける紛争処理

- ・事業者間紛争は、当事者からOfcomに申請された後、事案によって処理をADRに委ねる場合がある。
- ・ADRで4か月以内に解決しなかった場合は、Ofcomに再申請が可能となっている。



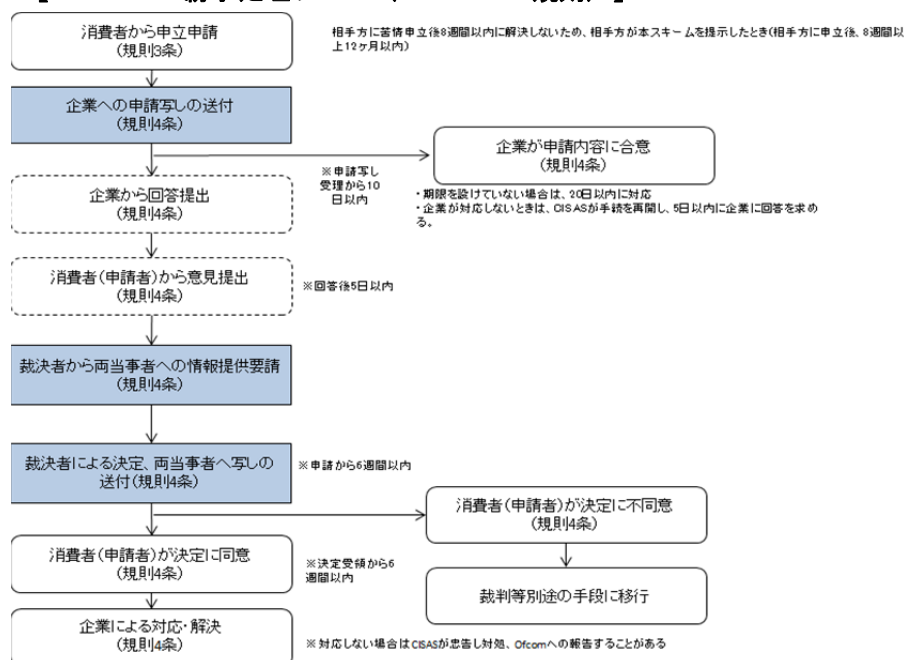
- ・Ofcomによる裁定については、申請後、紛争を処理することが決定した日の翌日から4か月以内に行うこととされている。



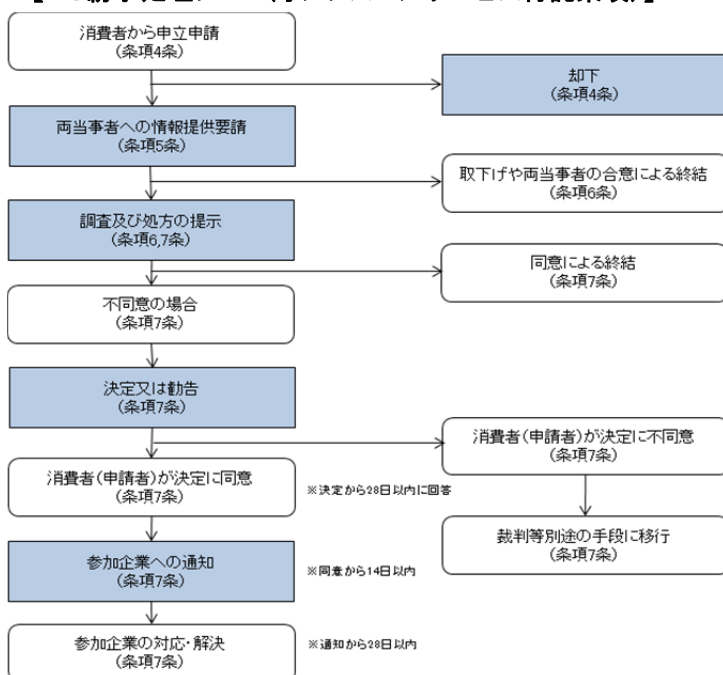
(3) C I S A S 及び O S における紛争処理

- ・消費者の申立については、C I S A S と O S が O f c o m の承認を受けた機関として A D R を行っている。
- ・いずれの A D R においても事業者は手続に応じる義務がある。
- ・最終決定については、消費者は当該決定に従うか否かについて選択権がある一方、事業者は基本的に拘束される。
- ・C I S A S 及び O S の紛争処理手続は以下の図のとおりである。

【C I S A S 紛争処理フロー（C I S A S 規則）】



【O S 紛争処理フロー(オンブズマンサービス付託条項)】



【出典：第153回委員会資料】

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 講演会等での委員会業務説明

関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日・場所	説明を行った講演会等の名称
平成27年5月26日 宮城県仙台市	「次世代情報通信ネットワークの最前線」と「電気通信サービスに関する政策動向等」に関するセミナー 【主催】 ・一般社団法人テレコムサービス協会東北支部 ・東北情報通信懇談会
平成27年5月27日 愛媛県松山市	テレコムサービス協会四国支部 平成27年度通常総会 【主催】 一般社団法人テレコムサービス協会四国支部
平成27年6月18日 愛知県名古屋市	電気通信事業者セミナー 【主催】 ・東海総合通信局 ・一般社団法人日本データ通信協会  セミナーの様様①  セミナーの様様②
平成27年9月11日 長崎県天草市	I S P & クラウド事業者の集い in 天草 【主催】 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

平成28年2月25日 兵庫県神戸市	ISP & クラウド事業者の集い in 神戸 【主催】 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
----------------------	---

2 委員会パンフレットの改訂及び事業者等への配付

委員会のパンフレットについて、より分かりやすい内容とするとともに、今までの堅いイメージから親しみのあるイメージに変更する改訂を平成27年5月に行った。改訂したパンフレットは【資料4】のとおりであり、1, 212の電気通信事業者等に配付した。

また、パンフレットとは別に、全国約7, 500の届出電気通信事業者に対し、当委員会が取り扱う事案及び相談窓口等を記載した資料を配付した。

3 委員会ホームページのリニューアル

委員会のホームページについても、委員会パンフレットと同様に、親しみやすいデザインに変更するとともに、調べたい項目がを見つけやすいようにリンクを工夫する等、利用者にとって理解しやすく、使い勝手の良いものとなるよう平成28年2月に見直しを行った。

リニューアル後のホームページ（トップページ）は【資料5】のとおりである。

4 電気通信紛争処理マニュアルの改訂

平成26年4月から平成27年11月までに終了・公表した3件のあっせん事例及び1件のあっせん不実行事例の追加、その他関係資料の現行化等を行った「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を平成27年12月に作成し、委員会ホームページに掲載した。

第4章 委員会に關係する制度改正（業務追加等）

平成28年5月施行の電気通信事業法の一部改正（平成27年5月公布）により、特定ドメイン名電気通信役務の提供義務が規定され、これに違反した場合の業務改善命令について、委員会の必要的諮問事項とされた。

また、平成28年4月施行の放送法の一部改正（平成26年6月公布）により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限が総務大臣から都道府県知事に移譲されることになったため、電気通信紛争処理委員会令について所要の改正（平成27年12月公布）を行った。

電気通信事業法の改正による委員会の業務追加及び放送法の改正に伴う電気通信紛争処理委員会令の改正の概要は以下のとおりである。

1 電気通信事業法の改正による委員会の業務追加

（1）電気通信事業法の改正概要

ドメイン名の名前解決サービス^{（注）}の提供に関する信頼性を確保するため、当該サービスを提供する事業者のうち、以下の①又は②を提供する者について、電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出等を義務付けること等を内容とする電気通信事業法の改正が行われた。

- ① 特定ドメイン名電気通信役務：確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるドメイン名の名前解決サービス（トップレベルドメインに国（「.jp」）又は地方自治体の名称（「.tokyo」等）を用いたもの。）
- ② ドメイン名電気通信役務：確実かつ安定的な提供を確保する必要があるドメイン名の名前解決サービス（契約数が30万以上であるもの。）

注：「ドメイン名の名前解決サービス」：インターネット上の通信はドメイン名「.jp」等ではなく、IPアドレスにより行われるため、インターネットの利用前にドメイン名に対応したIPアドレスを把握することが必要。ドメイン名の名前解決サービスは、利用者からの問合せを受けて、ドメイン名に対応するIPアドレスを回答するサービスで、インターネットの利用に必須のもの。

（2）委員会の業務追加

今回の改正においては、特定ドメイン名電気通信役務を提供する公共性の高い事業者について、当該役務の提供義務を課すとともに、これに違反した場合には総務大臣による業務改善命令の対象となることが規定された。

また、当該業務改善命令については、委員会の諮問・答申を経ることが必要とされた。

2 放送法の改正に伴う電気通信紛争処理委員会令の改正

(1) 放送法の改正概要

地方分権を推進するため、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上基幹放送（地上テレビジョン放送）等の再放送（小規模施設特定有線一般放送）の業務に関する事務・権限を、総務大臣から都道府県知事に移譲すること等を内容とする放送法の改正が行われた。

(2) 電気通信紛争処理委員会令の改正

電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号。以下「委員会令」という。）第3条では、委員会は所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、「関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる」となっている。

今回の放送法改正により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限が都道府県知事に移譲されることから、都道府県知事に対しても委員会が再放送同意に関するあっせん等に必要な資料の提出等を求めることができるようにするため、委員会令の改正を行った。

本件委員会令改正を含む、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令」（平成27年政令第417号）は、平成27年12月16日に公布された（平成28年4月施行）。

【改正後の委員会令】〔下線部分を追加〕

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係都道府県知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

資料編

ページ

【資料１】電気通信紛争処理委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	５３
【資料２】これまでの紛争処理の概況・・・・・・・・・・・・・・・・	５６
【資料３】これまでの紛争処理終了案件の一覧・・・・・・・・・・	５７
【資料４】電気通信紛争処理委員会パンフレット・・・・・・・・・・	６６
【資料５】電気通信紛争処理委員会ホームページ(トップページ)・・	６８
【資料６】電気通信に関する動向・・・・・・・・・・・・・・・・	６９

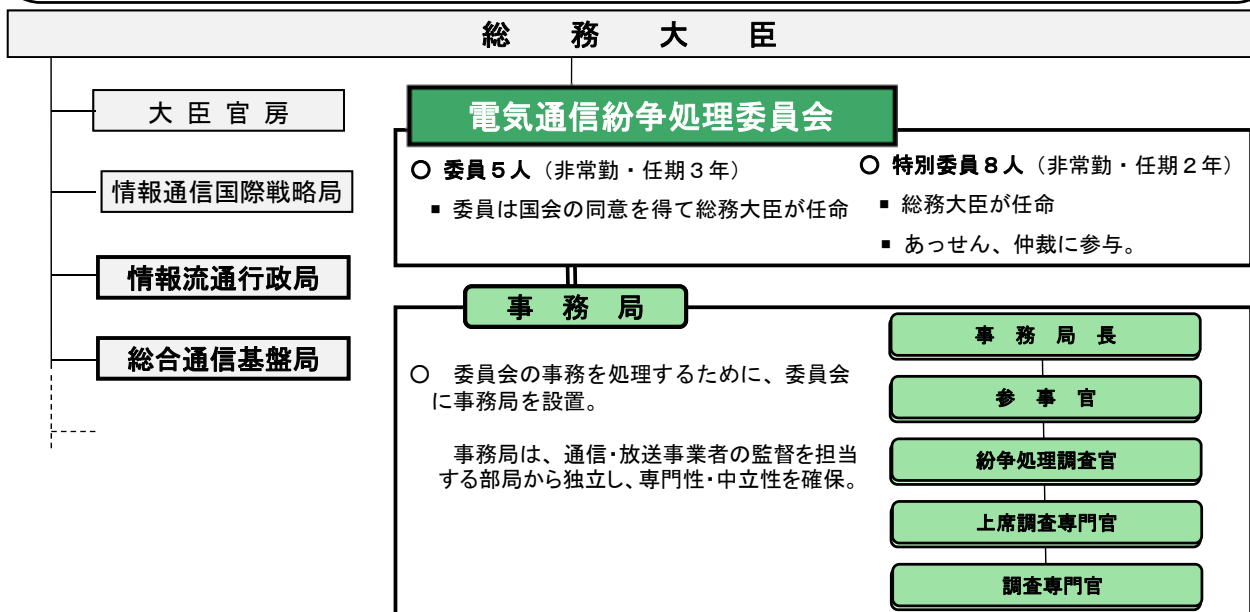
電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)。

平成23年6月30日、放送法等の一部改正により、委員会の扱う紛争に放送分野等の紛争が追加されるとともに、「電気通信紛争処理委員会」と名称変更。

- ・設置の背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



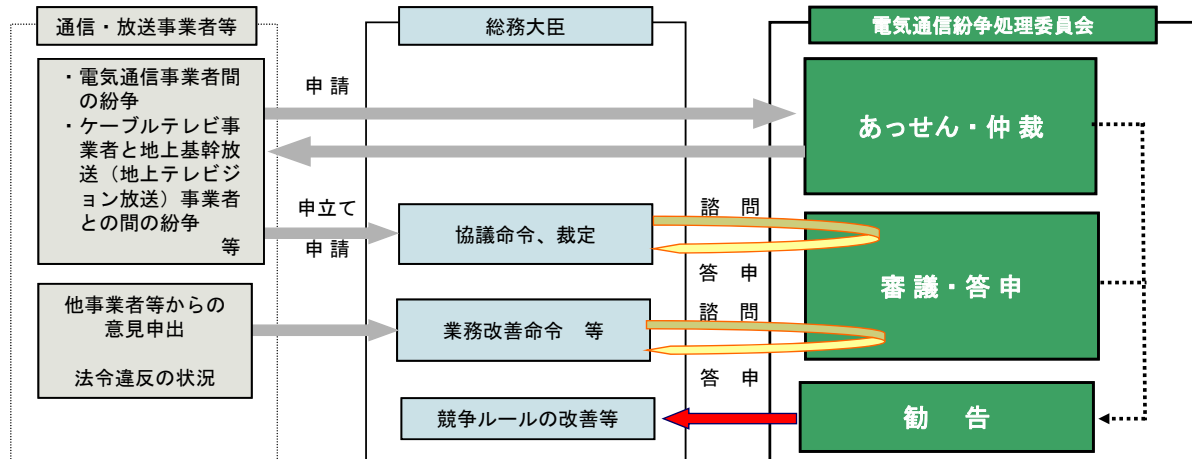
2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

諮問に対する 審議・答申

勸告

- 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施。
- 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。
- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告。



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	○ 電気通信設備の接続に関する協定（電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項） ○ 電気通信設備の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第156条第2項）	あっせん 仲裁	協議命令 又は裁定 (注)
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約（電気通信事業法第157条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間【91頁2-(17) 参照】	○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項） (※) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意（放送法第142条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間【96頁3-(6) 参照】	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約（電波法第27条の35第1項及び第3項） (※) 電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の35第1項）	あっせん 仲裁	—

注：「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

事業者等相談窓口とは？

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL **03-5253-5500**

FAX **03-5253-5197**

電話受付時間 平日 9:30~12:00 / 13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

これまでの紛争処理の概況（平成28年3月31日現在）

1 あっせん 66件

- 「接続に係る費用負担」に関する件（39件）
- 「接続の諾否」に関する件（5件）
- 「接続協定の細目」に関する件（2件）
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件（3件）
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（1件）
- 「地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に関する同意」に関する件（8件）
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件（5件）
- 「設備の利用・運用」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

2 仲裁 3件

（※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。）

- 「接続に係る費用負担」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

3 諮問・答申 9件

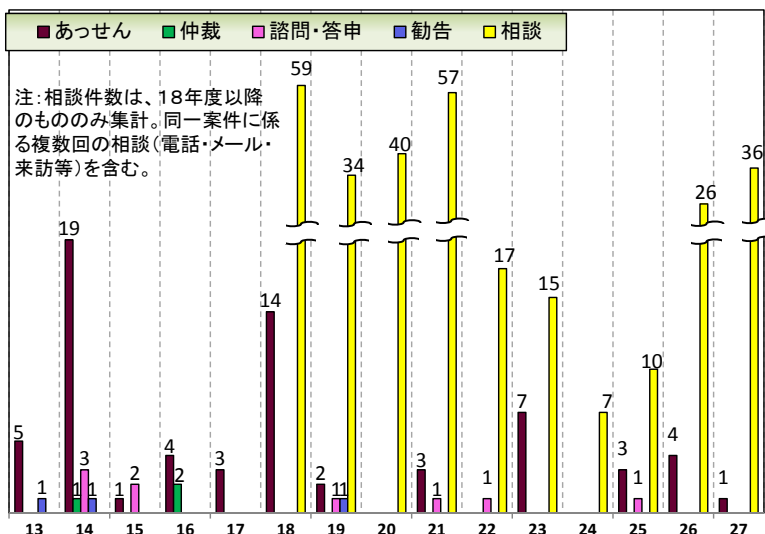
- 業務改善命令（3件）
- 接続に関する協議再開命令（2件）
- 接続協定等の細目に関する裁定（2件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する裁定（1件）

4 勧告 3件

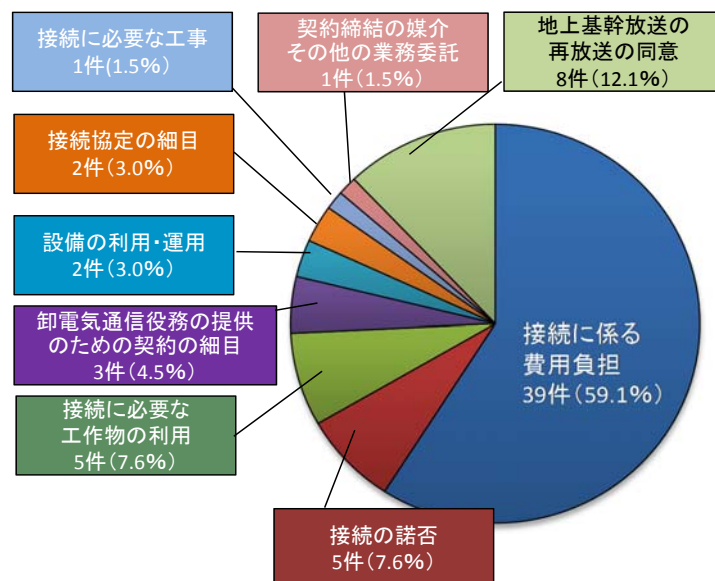
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備（1件）
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備（1件）
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討（1件）

（参考）紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決（注1）
43件(65.2%)

合意に至らず
（申請取下げ・打ち切り）
19件(28.8%)

不実行（注2）
4件(6.1%)

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件27件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合（他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等）に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT 東日本		
平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTTドコモ		

(2) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との 接続に関する網改造の費用 負担(ソフトウェア開発費用 全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社 C社		
平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との 接続に関する網使用料の 費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイ ヤーズ	(有)ナインレイヤーズによる NTT 西日本との接続に係る 債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバン クモバイル(株)の接続料の算 定根拠の開示	あっせん打ち切り
	ソフトバンク モバイル(株)		
平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンク モバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)によ るNTTドコモの接続料の再 精算等	あっせん打ち切り
	NTTドコモ		
平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンク テレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)によ る NTT 東日本及びNTT西 日本との接続に係るジャン パ工事費の見直し	合意により解決
	NTT 東日本 NTT 西日本		

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テ クノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)に よるNTT 西日本の端末回線 との接続に必要なMDFジャン パ工事の方法	あっせん打ち切り <i>(参考) 本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て</i>
	NTT 西日本		

イ 設備の利用・運用

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の 設備に対する工事(A社の 上位プロバイダ変更に伴う IPアドレス設定変更)の早 期実施	合意により解決
	B社 C社		

ウ 接続協定の細目

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社との ジャンパ線切替工事等に関 する接続協定の細目等	あっせん不実行

(4) 接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社 B社	A社による自社伝送路と他 事業者が設置する伝送装 置との間の接続(横つなぎ) に必要なB社のコロケーショ ンスペースの利用	合意により解決
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセ ス(株) NTT 東日本	イー・アクセス(株)による NTT 東日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの利 用	合意により解決 <i>(参考) 本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告</i>
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセ ス(株) NTT 西日本	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの利用 等	合意により解決
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセ ス(株) NTT 西日本	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの利 用	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株) NTT 東日本	平成電電(株)による NTT 東日 本の設備(MDF)の利用	合意により解決

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争)第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成27年(争)第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
	B社		
平成27年(争)第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
	B社		

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT 西日本		

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松 阪 市 ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大 分 ケーブルテレコム(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大 分 ケーブルネットワーク(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決))
	平成電電(株)		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンク BB(株)による NTT 西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT 西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSL サービス提供のためのNTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTT ドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん不実行)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	(株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>＜参考＞本勧告の関連事案</u> イー・アクセス㈱によるNTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>＜参考＞本勧告の関連事案</u> 平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方など MVNO と MNO との間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>＜参考＞本勧告の関連事案</u> 日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

通信・放送事業者のみなさんへ

通信・放送事業者間での問題

**無料・非公開の
相談・あっせん**で
解決しませんか？



TDSOC 電気通信紛争処理委員会

総務省

【電気通信紛争処理委員会パンフレット】

資料 4

相談・あっせんは **無料** **非公開** です。
お気軽にご相談ください。

「電気通信紛争処理委員会」とは？

電気通信の分野において、多様化する問題（紛争）を迅速・公正に処理するための専門組織です。国会の同意を得て総務大臣から任命された法律・経済・会計・通信工学などの有識者5名によって構成され、通信・放送事業者間の問題に対し、公正・中立な立場から迅速に対応します。

※委員会の公正・中立性は専門の事務局を設けることで確保されています。

無料・非公開の相談やあっせんを通じて
通信・放送事業者間での協定・契約等の
協議が難航した場合に
解決のお手伝いをします。



通信・放送事業者等の相談窓口のご案内

相談窓口

〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 4階
総務省電気通信紛争処理委員会事務局内

TEL.03-5253-5500

【電話受付時間】平日9:30～12:00/13:00～17:00

FAX.03-5253-5197

E-mail:soudan@ml.soumu.go.jp



より詳しく知りたい場合はホームページをご覧ください。

電気通信紛争処理委員会ウェブサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

R100



通信・放送事業
電気通信紛争
ご相談く
者間での問題は
処理委員会へ
ださい。



通信・放送事業者間の問題解決のため、**無料**・**非公開**の**相談・あっせん**でお役に立ちます！

迅速な解決、本格的な紛争の回避を目的にご利用いただけます。

※相談やあっせんをご利用いただけるのは、通信・放送事業者等に限られます。



1 事業者間で問題が発生



2 相談



3 あっせんの申請



4 問題解決



次のような ケースには 専門家による **あっせん** をご利用いただけます。

電気通信事業者 VS **電気通信事業者**

- 電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき
例▶ ダークファイバの利用を断られた。接続料について合意できない。
- 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき
例▶ 鉄塔の共用に係る費用負担について合意できない。
- 卸電気通信業務の提供に関する契約が調わないとき
例▶ MVNOとなって移動通信サービスを提供したいが携帯電話事業者等との契約の協議が調わない。
- 電気通信業務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が調わないとき
 - 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約
 - 接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約
 - 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約
 - 電気通信業務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託に関する協定・契約 等
 例▶ コロケーションスペースの利用を断られた。

コンテンツ配信事業者等 VS **電気通信事業者**

- コンテンツ配信事業者等を営むに当たって利用すべき電気通信業務の提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき
例▶ ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォーム(ユーザー認証や課金システム等)の利用条件について合意ができない。

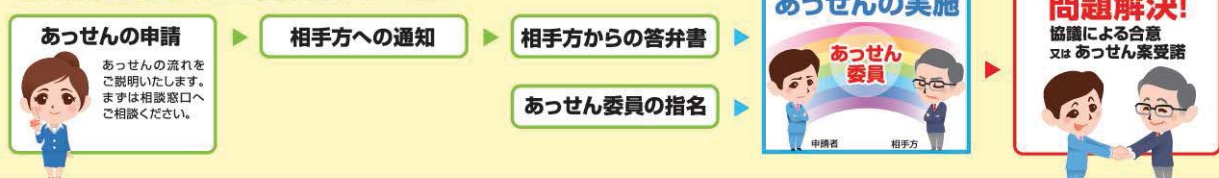
ケーブルテレビ事業者等 VS **基幹放送事業者**

- 地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協議が調わないとき
例▶ 地上テレビジョン放送の再放送の同意について、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者が協議したが、合意にいたらない。

無線局を開設・変更しようとする者 VS **他の無線局の免許人等**

- 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わないとき
例▶ 無線局を開設するため、既存局の免許人と混信防止フィルタを設置するなど必要な措置について協議をしたが、合意にいたらない。

電気通信紛争処理委員会での流れ



相談窓口

相談は **無料** **非公開** です。

相談窓口とは?

事業者の間で協定・契約等に関する協議が難航した場合の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供などを行うため、相談窓口として、専用の電話及びメールアドレスを設けています。

また、次のような問い合わせも幅広く受け付けています。

- あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない
 - あっせんの手続き(制度概要・申請方法等)を知りたい など。
- なお、相談者の了解なしに相手方に相談内容を伝えることはありません。

相談専用電話

TEL.03-5253-5500

[電話受付時間] 平日9:30~12:00/13:00~17:00

FAX.03-5253-5197

相談専用メールアドレス

soudan@ml.soumu.go.jp



おまかせください!

あっせん

あっせんは **無料** **非公開** です。

あっせんとは?

「あっせん」とは、「第三者が間に入って両者の間がうまくいくようにとりもつこと」という意味を持つ言葉です。

電気通信紛争処理委員会では、有識者である委員、特別委員の中から「あっせん委員」を指名し、あっせん委員が当事者の間に入って双方の歩み寄りを促すことにより、難航した協議の迅速・公正な解決を図っています。

なお、必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。

※「あっせん」は、両当事者の合意により進められる手続きですので、強制されることはありません。

これまでの実績

あっせん委員の専門性を活かしたあっせんにより、**6割**を超える事案が、3~4カ月程度で紛争解決に至っています。

6割超 解決率



相談して良かった!

よくあるご質問

Q&A

Q1 相談するのに料金はかかりますか? また、訪問する際は予約は必要ですか?
A1 相談は「無料」ですので、お気軽にご相談下さい。相談窓口に来訪される場合には、できましたら事前にご連絡頂きますようお願いいたします。

Q2 あっせんや仲裁を利用するかどうかわからないのですが、その場合でも相談は可能ですか?
A2 相談を利用したからといって、あっせんや仲裁を申請する必要はありません。事業者間で協議中のものや今後の対応を決めていない場合でもご利用下さい。なお、相談窓口の利用により、本格的な紛争になる前に解決したケースもあります。

Q3 あっせんの申請書の書き方がよくわからないので教えてくださいませんか?
A3 まずは、お気軽に相談窓口にご相談ください。担当者がご相談に応じます。

Q4 相談窓口相談した内容を相手方に知られたくないのですが。
A4 相談者の了解を得ずに相談内容を相手方に知らせることはありません。

Q5 無線局の開設に当たり必要となる混信防止等の措置について既存の無線局の免許人との協議が調わない場合の相談も、この窓口相談できますか?
A5 利用できます。この場合の連絡先についても事業者相談窓口と同様です。

Q6 個人の者です。電気通信事業者のサービス(インターネットや電話の料金、サービス内容等)のことで相談したいのですが。
A6 事業者相談窓口は電気通信事業者、放送事業者等からの相談を受け付ける窓口です。個人の方の相談については、総務省電気通信消費者相談センター(03-5253-5900)をご利用下さい。

その他不明点がございましたらお気軽にご相談ください。

[総務省トップ](#) > [組織案内](#) > [審議会・委員会・会議等](#) > 電気通信紛争処理委員会

電気通信紛争処理委員会

- ▶ [概要](#)
- ▶ [委員会の役割](#)
- ▶ [所掌事務・組織](#)
- ▶ [委員・特別委員](#)
- ▶ [委員会開催状況](#)
- ▶ [あっせん・仲裁](#)
- ▶ [事業者等相談窓口](#)
- ▶ [紛争処理件数・内訳](#)
- ▶ [よくある質問](#)
- ▶ [紛争処理マニュアル](#)
- ▶ [年次報告](#)
- ▶ [資料集](#)
- ▶ [所在地](#)
- ▶ [リンク](#)

[サイトマップ](#)
[リンク・著作権等について](#)
[English](#)

[総務省の情報通信政策に関するポータルサイト](#)
[テレコム競争政策ポータルサイト](#)
 Telecom Competition Policy portal Site

[電波利用ホームページ](#)

概要

電気通信紛争処理委員会

電気通信紛争処理委員会は、通信・放送事業者間で協定・契約に関する協議が難航した際、解決に向けたお手伝いをします。

例えば次のような場合

電気通信事業者

VS

電気通信事業者

- ダークファイバの利用を断られた。接続料について合意できない。
- MVNOとなって移動通信サービスを提供したいが、携帯電話事業者等との契約の協議が調わない。

ケーブルテレビ事業者

VS

基幹放送事業者

- 地上テレビジョン放送の再放送の同意について協議したが、合意にいたらない。

電気通信紛争処理委員会

迅速・公正に解決します。

無料

非公開

あっせん・仲裁

委員会の委員・特別委員による専門性を活かしたあっせん・仲裁により、これまで、6割を超える事案を解決しています。

[あっせん・仲裁](#)

お気軽にご相談ください。

無料

非公開

相談

事業者間協議等が難航した場合の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供などを行っています。

[事業者等相談窓口](#)


電気通信に関する動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

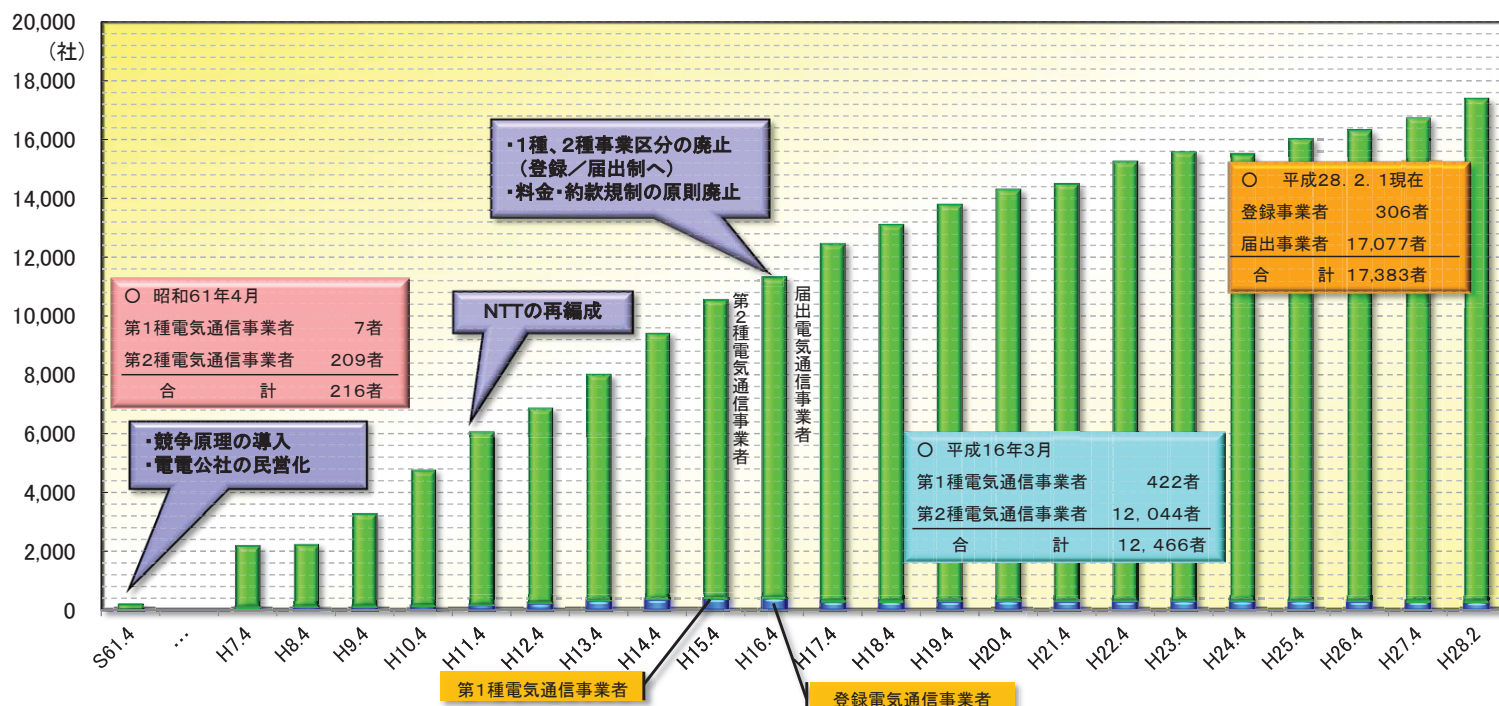
本編で使用している資料は、総務省情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況(平成26(2014)年度)
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) スマートフォンの普及と移動通信トラフィックの増加
- (7) 現在の電気通信市場における競争の構図
- (8) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (9) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (10) MVNOの概要
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) サービス卸の卸契約数
- (13) サービス卸の卸先事業者数
- (14) インターネット附随サービス業

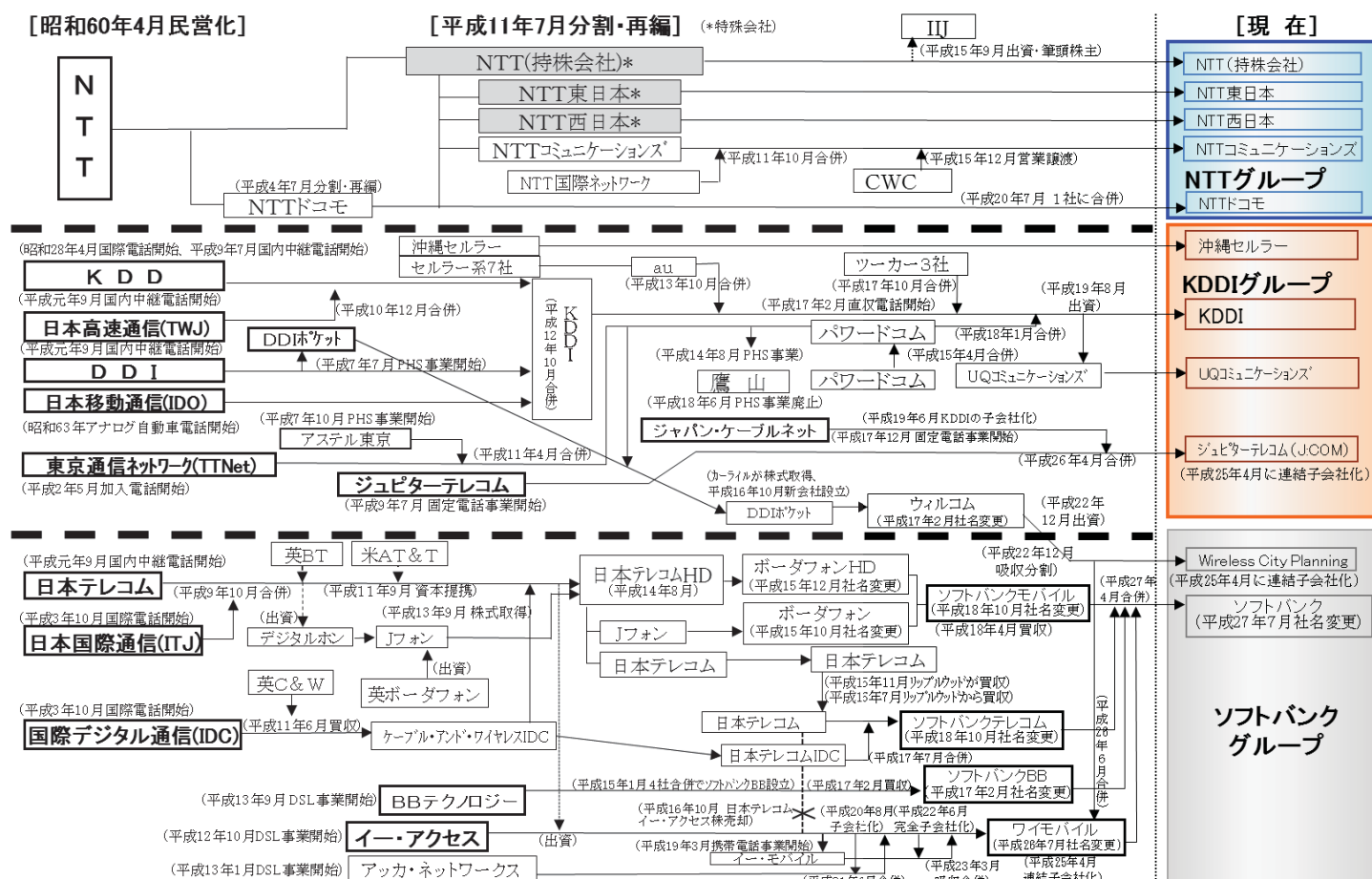
1- (1) 電気通信事業者数の推移

- ・ 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成28年2月1日現在、1万7,383者が参入。
- ・ その大半(約98%)は届出電気通信事業者。

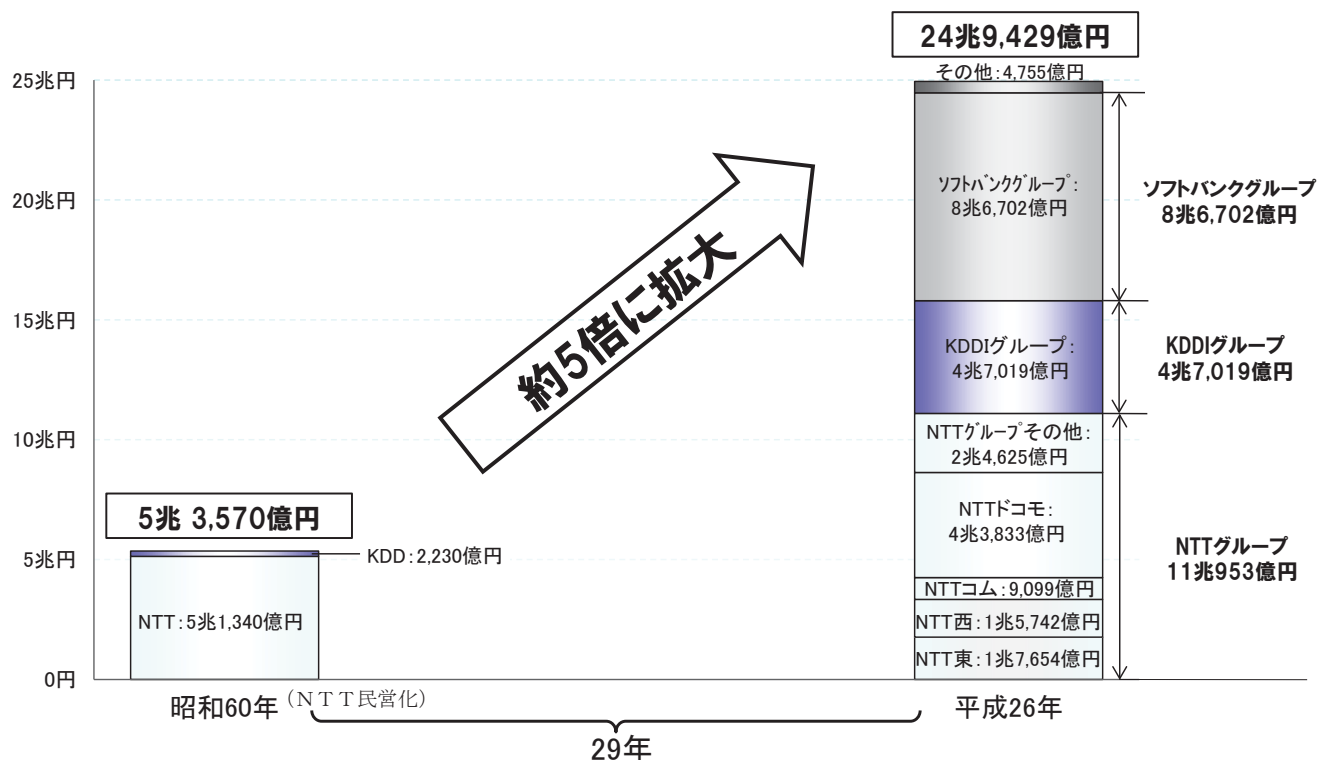


(注) 登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

1- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷



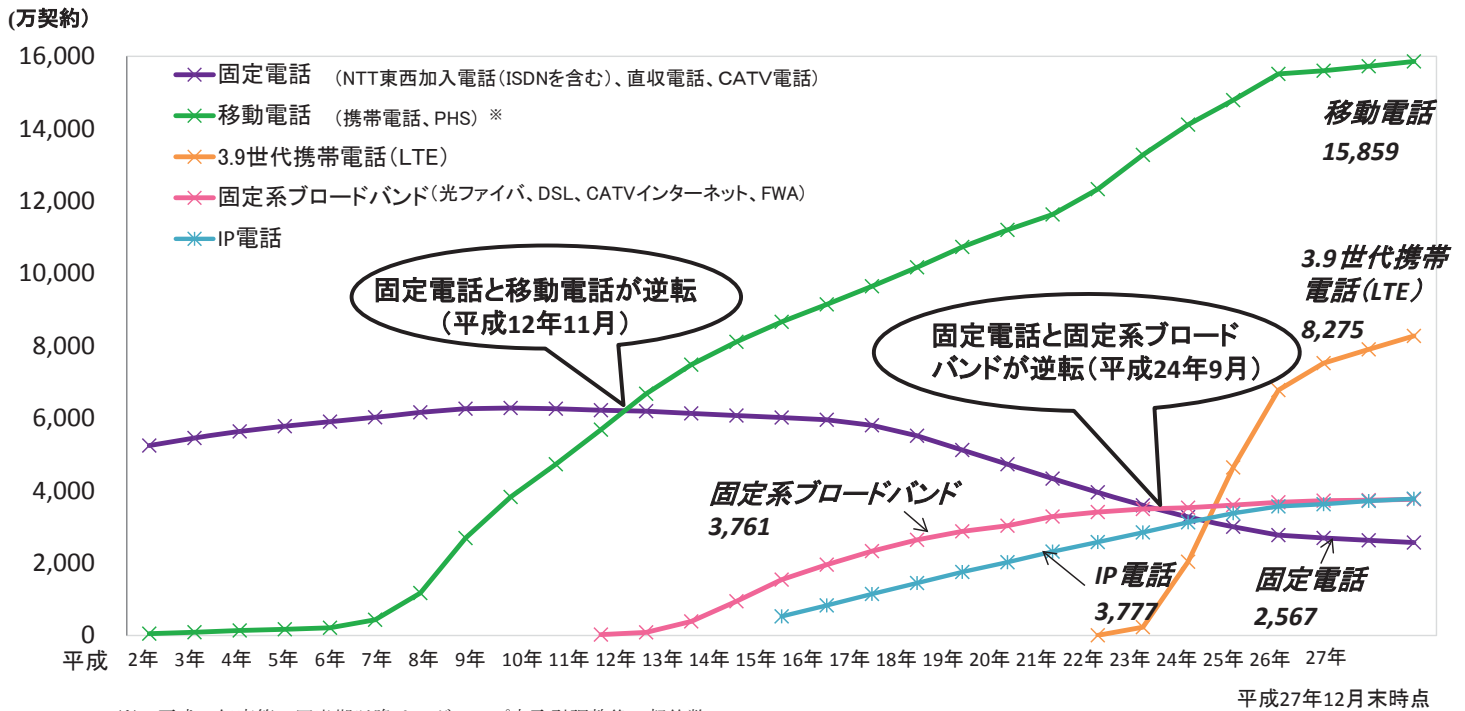
1- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況 (平成26 (2014) 年度)



- ※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
- ※ 国内事業者 (国内事業者の海外子会社を含む) が海外で行う事業の売上げ (三大グループ合計約5.7兆円) を含む。
- ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

1- (4) 電気通信市場における環境変化

- 固定系: 固定電話契約数は、平成24年9月に固定系ブロードバンドに逆転され、平成9年11月のピーク時(6,322万件)の約4割に減少(2,567万契約)。
- 移動系: 携帯電話の契約件数は、平成12年11月に固定電話契約数を抜き、15年間で約3倍に増加(15,859万件)。



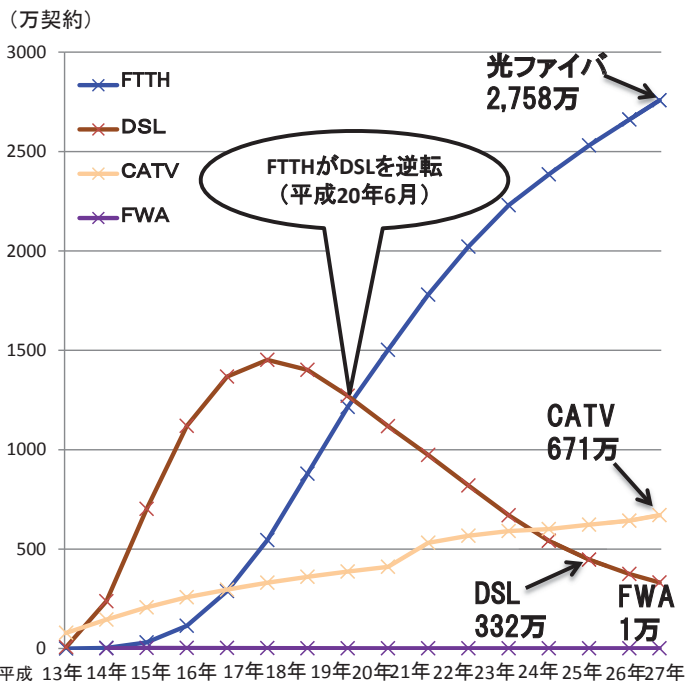
※ 平成25年度第2四半期以降は、グループ内取引調整後の契約数。

ただし平成27年度第1四半期以降においては、携帯電話サービス同士の事業者間のグループ内取引がなくなり、携帯電話の契約数については単純合算とグループ内取引調整後の数値は同数となっている。

1- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移

固定系

- FTTH (光ファイバ) は、平成20年6月にDSL契約数を超え、現在、固定系ブロードバンド全体の約73%を占める。



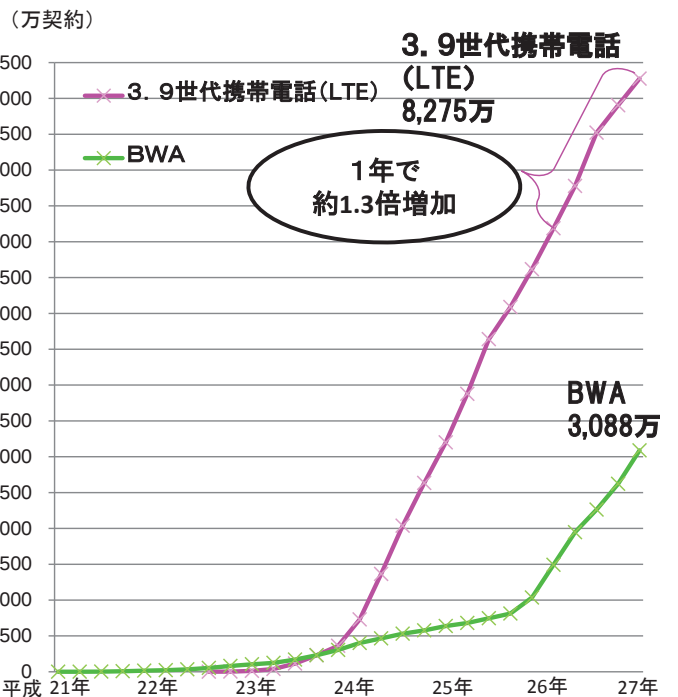
※ 平成22年におけるCATVアクセスサービスについては、一部事業者より集計方法の変更が報告されたため、前年度との間で変動が生じている。

※ FWA: Fixed Wireless Access (固定無線アクセス)

※ DSL: Digital Subscriber Line (デジタル加入者線)

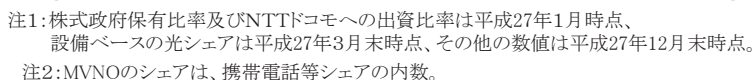
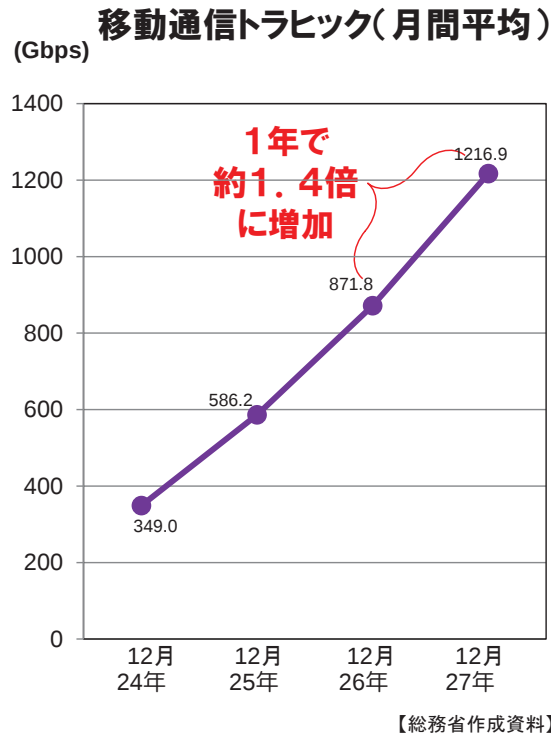
移動系

- 3.9世代携帯電話 (LTE) アクセスサービスの契約数は、前年度比約1.3倍と増加。



※ BWA: Broadband Wireless Access (広帯域移動無線アクセス)

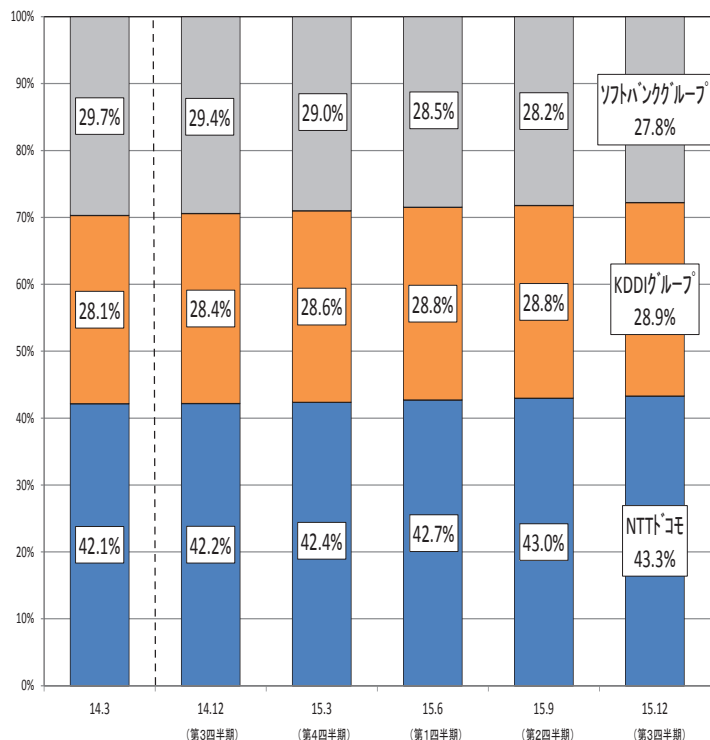
- ・ スマートフォンの契約数は、平成27年度末時点で平成22年度末と比べ約8.1倍(7,710万台)に増加。
- ・ 移動通信トラフィックは、平成27年12月時点で前年12月と比べ約1.4倍に増加。



1- (8) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

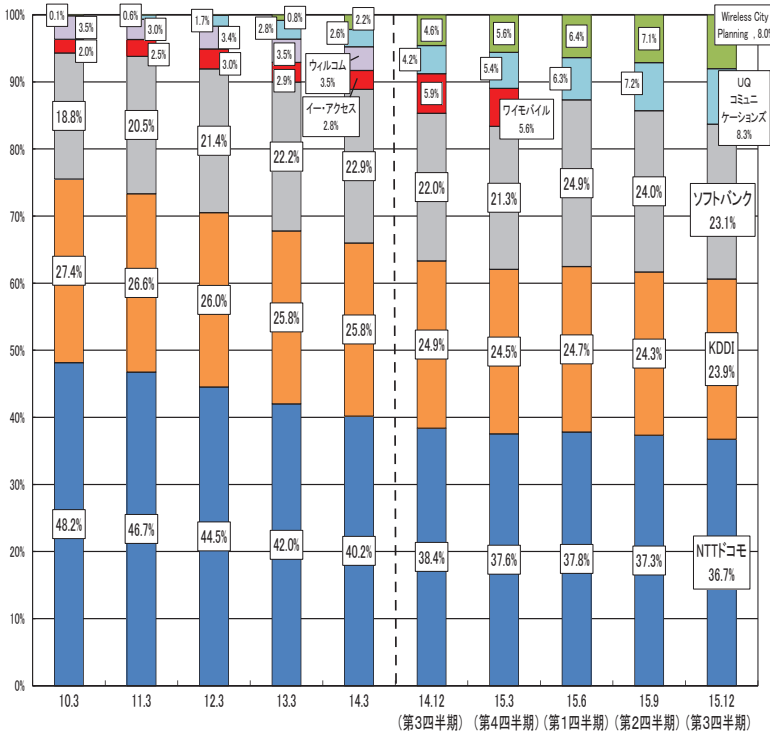
移動系通信の契約数における事業者別シェア(グループ別)は、NTTドコモ43.3%、KDDIグループ28.9%、ソフトバンクグループ27.8%。

【グループ別】



注1: 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク及びWireless City Planningが含まれる。

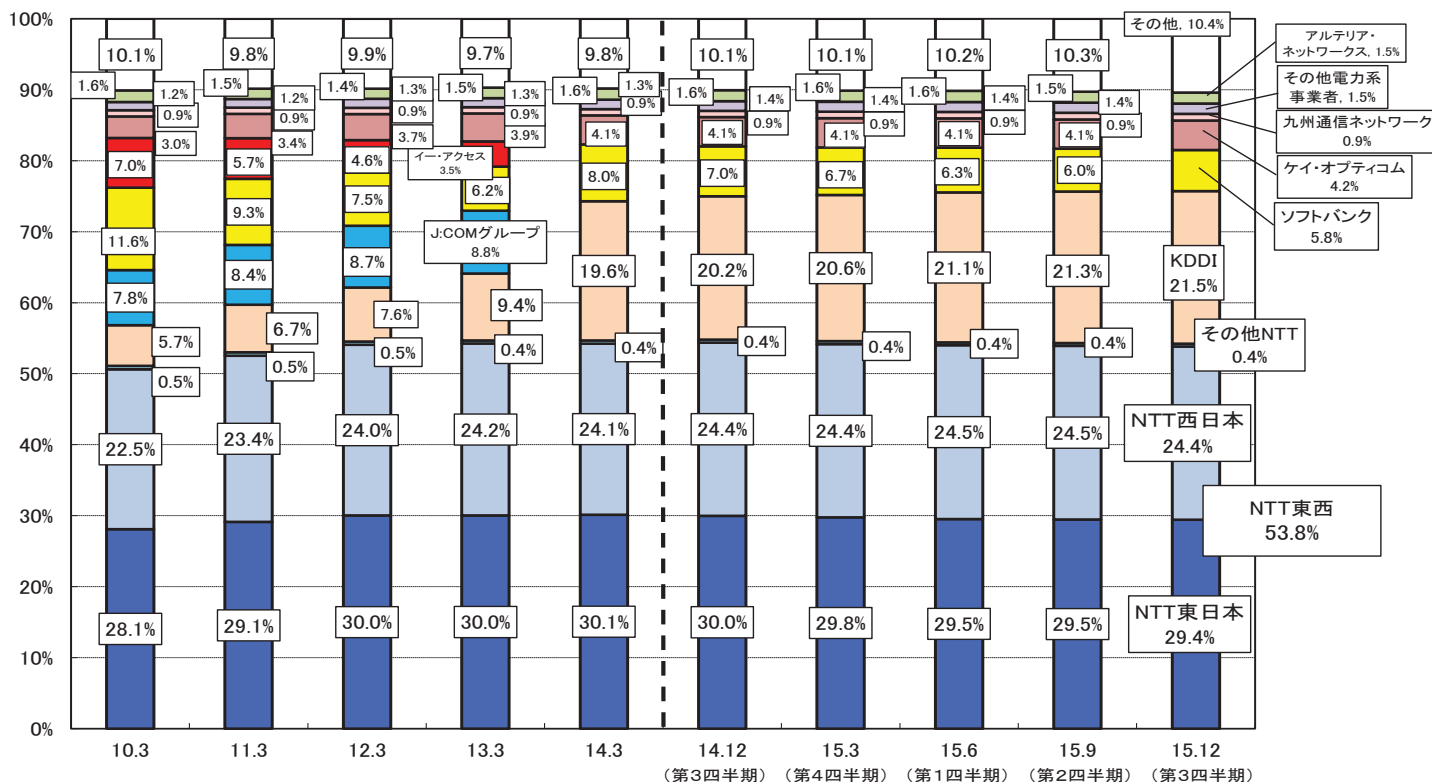
(参考) 【個社別】



注1: KDDIのシェアには、沖縄セルラーが含まれる。
 注2: イー・アクセスは2014年6月1日付けでウィルコムを吸収合併し、同年7月1日付けでワイモバイルに社名変更。その後、ソフトバンクモバイルは2015年4月1日付けでソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム及びワイモバイルと合併し、同年7月1日付けでソフトバンクに社名変更。以下同じ。

1- (9) 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、53.8%。



注1: この固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAを含んでいない。
 注2: その他NTTのシェアには、NTT MEDIAS、NTT-ME及びNTTビジネスソリューションズが含まれる。
 注3: KDDIのシェアには、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet (2009年度第4四半期以降) 及びJ-COMグループ (2013年度第1四半期以降) が含まれる。
 注4: その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網 (2010年度第4四半期まで)、東北インテリジェント通信 (2009年度第4四半期まで)、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティ・サイバーポート (2010年度第4四半期まで) が含まれる。
 注5: UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更 (2013年度第4四半期以降)。

1- (10) MVNOの概要

- ・ MVNO※¹とは、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者(MNO)から無線ネットワークを調達して、自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者。
- ・ MVNOサービスの契約数※²は増加傾向で1,155万。
- ・ 移動系通信に占めるMVNOサービスの契約数の比率※⁴は7.2%。

※1 Mobile Virtual Network Operator(仮想移動体電気通信事業者)の略。携帯基地局などの設備を保有しないため「仮想」と呼ばれる。

※2 MNOであるMVNOの契約数を除いた数値。

MVNOサービスのイメージ

【MVNOサービスの利用方法】

- ・ 電話番号や契約者情報等を登録したSIMカードを受け取り
- ・ 利用者のスマホ端末などに差し込み、データ通信等を実施

利用者の端末※³



MVNOブランドのSIMカード

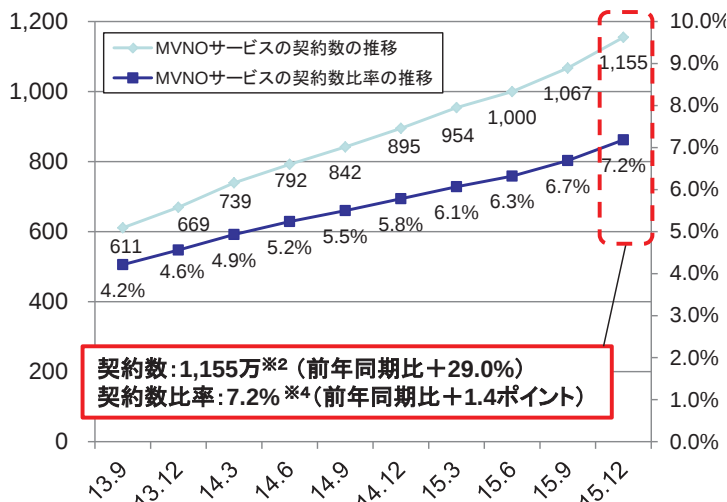
※3 MVNOの使用するMNOのネットワーク以外の事業者の端末であれば、SIMロック解除が必要。

【最近のMVNOサービス普及の動向】

- ・ 通話サービスを本格的に開始したこと
 - ・ 大手小売店が端末とSIMカードを店舗でセットで販売を開始したこと
- などによって、既存のMNOサービスに近づいたことで普及

MVNOサービスの契約数及び契約数比率

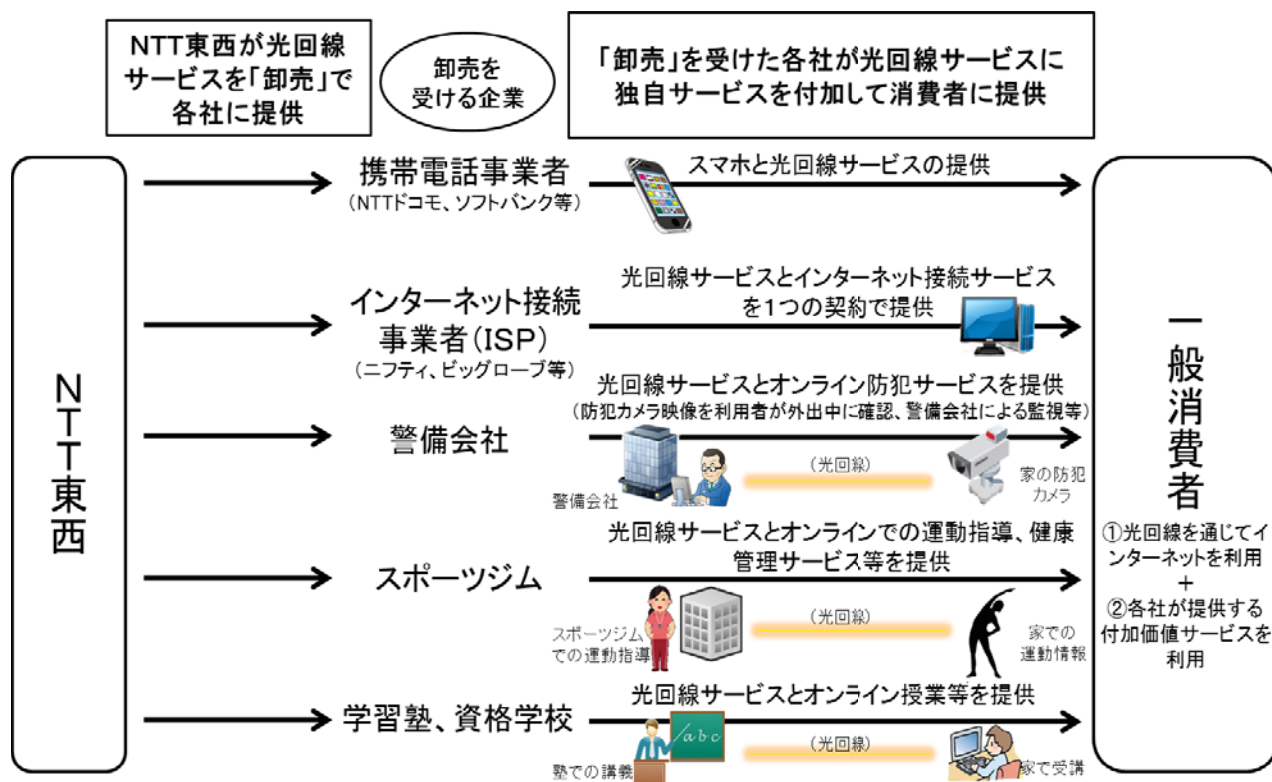
単位: 万契約



※4 移動系通信(グループ内取引調整後)に占めるMVNOサービスの契約数(MNOであるMVNOの契約数を除いた数値)の比率。

1- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

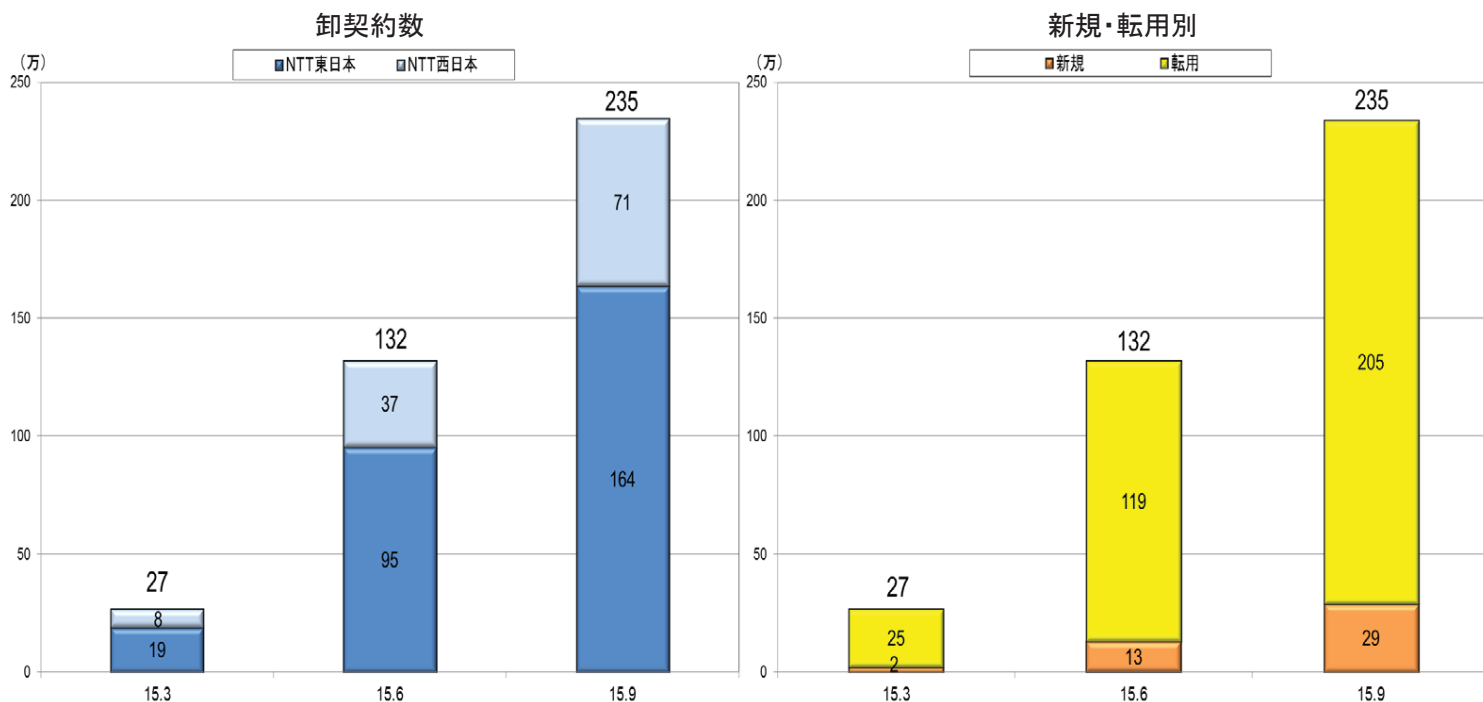
NTT東西は、平成27年2月から光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。



1- (12) サービス卸の卸契約数

- ・サービス卸の卸契約数は、NTT東西合計で235万（2015年9月末）。
- ・NTT東西の別では、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する卸契約数の方が大きく、全契約数の約70%。
- ・新規の契約数も徐々に増えているものの、全契約数の約87%は転用※。

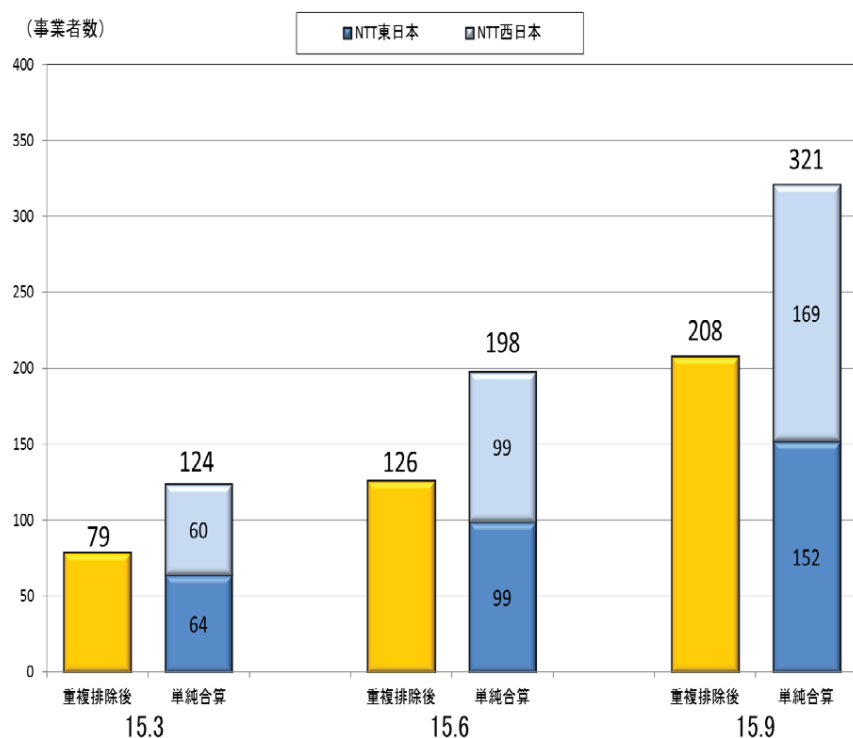
※転用：「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること



(注) 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

1- (13) サービス卸の卸先事業者数

- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合は208者。重複を排除しない単純合算の場合では321者（2015年9月末）。
- ・卸先事業者の半数以上（113者）に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。



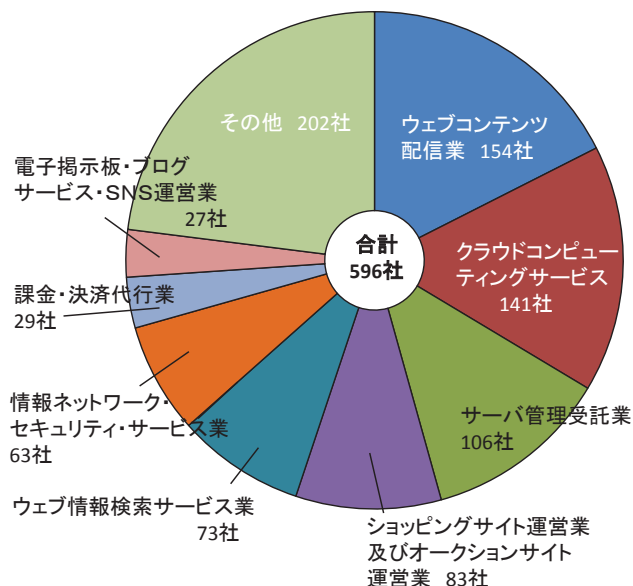
(参考) 事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 2者
- CATV事業者 : 36者
- ISP・MVNO事業者 : 139者
- その他事業者 : 31者

1-(14) インターネット附随サービス業

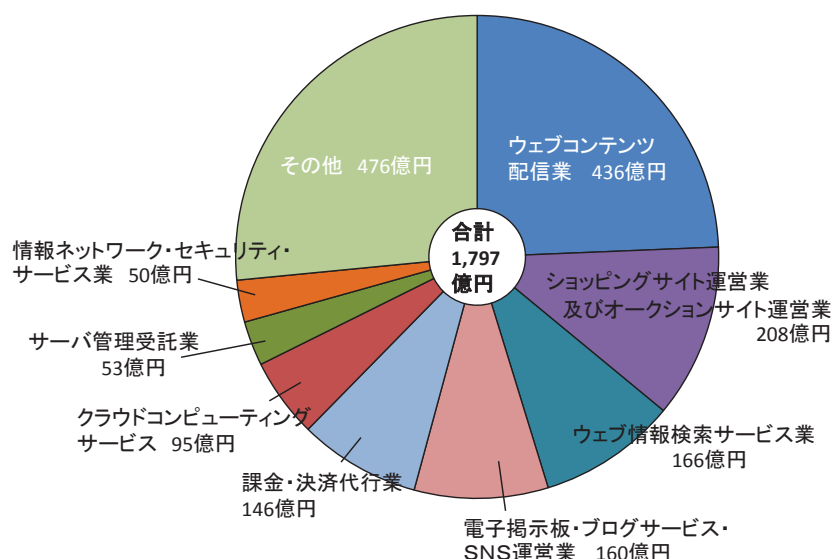
- ・ インターネット附随サービス業とは、主にインターネットを利用する上で必要な情報提供や配信サービス、各種サポートサービスを行う企業等（ポータルサイト・サーバ運營業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業など）。
- ・ インターネット附随サービス業の平成25年度売上高は1,797億円（前年度比28.1%増）。
- ・ 売上高をサービス別にみると、ウェブコンテンツ配信業、ショッピングサイト運營業及びオークションサイト運營業、ウェブ情報検索サービス業が上位。

サービス別企業数



※複数事業を併営する企業があるため、企業数の合計と内訳の和は必ずしも一致しない。

サービス別売上高



※売上高の内訳に回答のない企業があるため、売上高の合計と内訳の和は一致しない。

【総務省・経済産業省「平成26年情報通信業基本調査」をもとに作成】

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業法の変遷
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 加入光ファイバの接続料
- (10) 加入光ファイバ接続料の推移
- (11) モバイル接続料の推移
- (12) 卸電気通信役務と接続の違い
- (13) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (14) MVNO事業化ガイドラインの概要
- (15) 「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月22日改正)の概要
- (16) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の概要
- (17) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-(1) 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)		
		原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出		
料金・約款規制			【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等		
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

(※1) 指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等
 (※2) 特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2- (2) 電気通信事業法の変遷

- 事業者一般に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、累次の改正により、新規参入や料金に関する規制を緩和(現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃)。消費者保護ルールを整備・充実。
- 特定の事業者(主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者)に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。

※1接続ルール:他事業者にネットワークを開放する際に適用される料金・条件等に関して定めた法令の規定。

規律の変遷

事業者一般への規律	事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ				
	昭和60年～ (1985年～)	平成9年～ (1997年～)	平成13年～ (2001年～)	平成16年～ (2004年～)	
事業者一般への規律	競争原理の導入 ・電気通信事業法の施行 ・電電公社の民営化(NTTの設立)	参入規制の緩和 ・需給調整条項の廃止 ・外資規制の原則撤廃 料金規制の緩和 ・料金の認可制→届出制 ・プライスカップ制度(※2)の導入 多様な事業者の参入促進 自由な料金設定を可能に	約款規制等の緩和 ・契約約款の認可制→届出制 ・接続協定の認可制→届出制 ユニバーサルサービス制度の導入 紛争処理制度の導入 自由・迅速な事業展開の促進 セーフティネットを整備	参入許可制の廃止 ・許可制→登録/届出制 料金・約款の事前規制を原則撤廃 利用者保護の推進 ・事業の休廃止の周知義務化 ・提供条件の説明義務 ・苦情等の処理の義務化	紛争処理機能の拡充 ・対象の拡大(コンテンツプロバイダーとの紛争) 自由な事業展開の促進 利用者保護ルールの整備
特定の事業者への規律	市場の自由化 ネットワークを借りやすくして多様な事業者による自由な事業展開を促進	固定系への接続ルールの導入 ・接続約款の認可制の導入 ・接続会計の導入 ・アンバンドル(※3)の義務化 等 NTTの再編成 ・持株、地域会社(東・西)、長距離会社(コム)に再編	移動系への接続ルールの導入 ・接続約款の届出制 禁止行為規制※の導入 ※特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止等 NTT東西の業務範囲拡大 ・インターネット時代に対応した業務の認可制の導入	市場支配力の濫用を禁止	移動系の接続ルールの強化 ・接続会計の導入 固定系の公正競争ルールの強化 ・機能分離の導入 等 NTT東西の業務規制手続の緩和 ・認可制→届出制
料金低廉化・サービス多様化のための公正競争ルールの整備・強化					

※2プライスカップ制度:料金水準の「上限」を定める上限価格方式による料金規制※3アンバンドル:ネットワークの必要な部分のみを細分化して利用できるようにすること。

2- (3) 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目 的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事 業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責 務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株 式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-（4）市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

シェアが高く市場支配力を有する事業者（市場支配的事業者）に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

＜対象事業者＞

【固定通信市場】一種指定事業者：NTT東西

【移動通信市場】二種指定事業者のうち、収益シェア等※を勘案して指定されたもの：NTTドコモ

※ 収益シェアが25%を超える場合等

禁止される行為

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た他事業者の情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること

情報の目的外利用・提供



特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

【具体例】

特定の事業者のみと連携し、排他的な取引をすること

不当に優先的な取扱い等

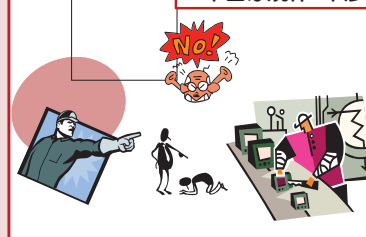


製造業者等への不当な規律・干渉

【具体例】

製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること

不当な規律・干渉



2-（5）指定電気通信設備制度の枠組み

第一種指定電気通信設備制度（固定系）

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること
NTT東西を指定（98年）

指定対象設備

加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備

接続関連規制

第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

- 接続約款（接続料・接続条件）の認可制
- 接続会計の整理義務
- 網機能提供計画の届出・公表義務

利用者料金関連規制

- 指定電気通信役務（第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの）
 - 契約約款の届出制
 - 電気通信事業会計の整理義務
- 特定電気通信役務（指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの）
 - プライスキャップ規制

行為規制

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 特定関係事業者との間のファイアウォール
- 設備部門と営業部門との間の機能分離
- 委託先子会社への必要かつ適切な監督

■ 電気通信事業会計の整理義務

第二種指定電気通信設備制度（移動系）

業務区域ごとに
10%超（当初は25%超）のシェアを占める端末設備を有すること
NTTドコモ（02年）、KDDI（05年）、沖縄セルラー（02年）
ソフトバンクモバイル（12年）を指定

基地局回線及び移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備

第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

- 接続約款（接続料・接続条件）の届出制
- 接続会計の整理義務

更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に
個別に指定された者に対する規制

NTTドコモ（02年）を指定

- 接続情報の目的外利用・提供の禁止
- 各事業者への不当に優先的・不利な取扱いの禁止

■ 電気通信事業会計の整理義務

平成28年5月施行予定

2- (6) 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。

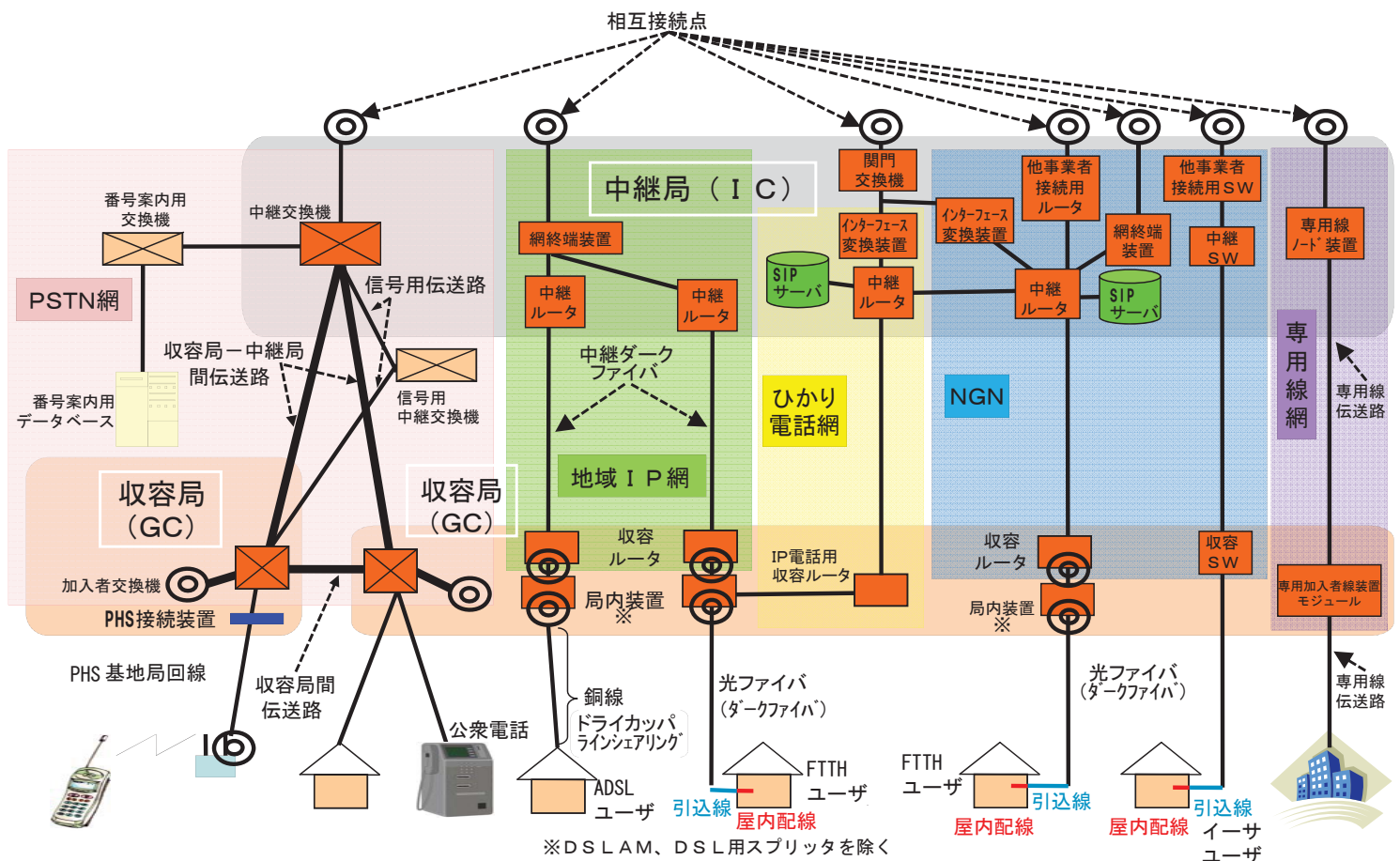
第一種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換設備及び第一種指定中継系交換設備 (ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ(当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

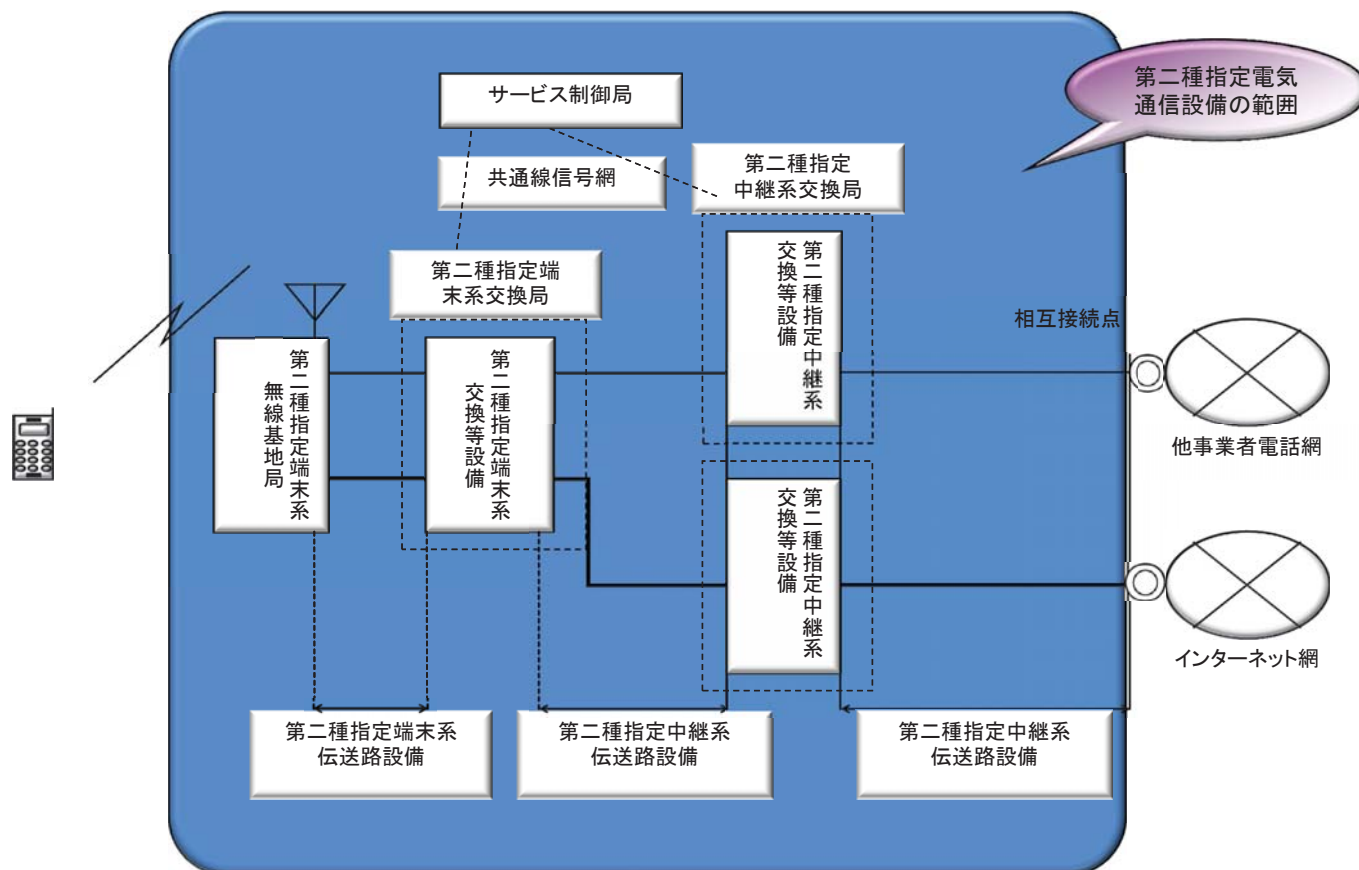
第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(3.~8.に掲げるものを除く。)

【参考】 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【参考】 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【参考】 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

- ・ 接続ルールの答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法に係る考え方を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み（通信プラットフォーム機能も対象）を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ・ ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。

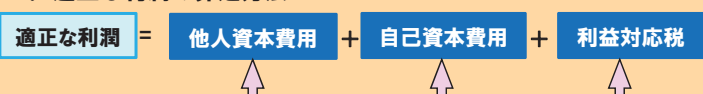
Ⅰ. 接続料の算定方法

1. 適正な原価の算定方法



◆営業費は、設備への帰属が認められる一部を除いてすべて控除

2. 適正な利潤の算定方法



◆各項目について、一種指定制度と同様の算定式や考え方を明示

3. 需要の算定方法 (👉 (適正な原価+適正な利潤)÷需要≧接統料)

音声の需要 ……通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した総通信時間

③ ネットワークのピーク伝送容量から合理的に算定される

4. 総務省に提出する算定根拠の様式を規定

II. アンバンドルの仕組み

1. プロセスと判断基準



合意形成が
困難
⇒最終判断

他事業者からの具体的な申込み

判断基準

- ◆技術的に可能か？
- ◆過度に経済的負担を与えないか？
- ◆必要性・重要性の高いサービスか？
- ◆需要の立上げ期にないサービスか？

2. 「注視すべき機能」に該当する機能を規定（ 定期的に見直し）

- SMS接続機能
- 携帯電話のEメール転送機能
- など8機能

(注) 現在、アンバンドルされている機能は、
「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付け

3. 事業者間協議における留意事項を整理

2-(7) 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合（接続拒否事由）を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。（電気通信事業法第32条）

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (法第32条第1号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適切な品質の保持が困難となる場合(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき (法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき (法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

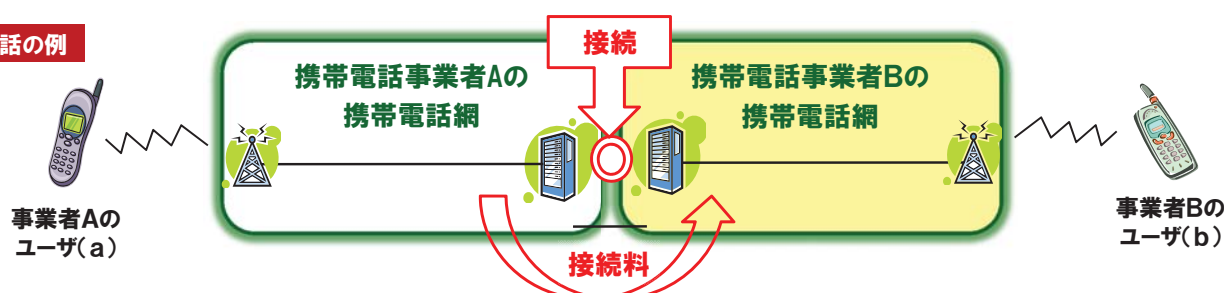
接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条2号)

- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMN O側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

【参考】 電気通信事業分野における接続

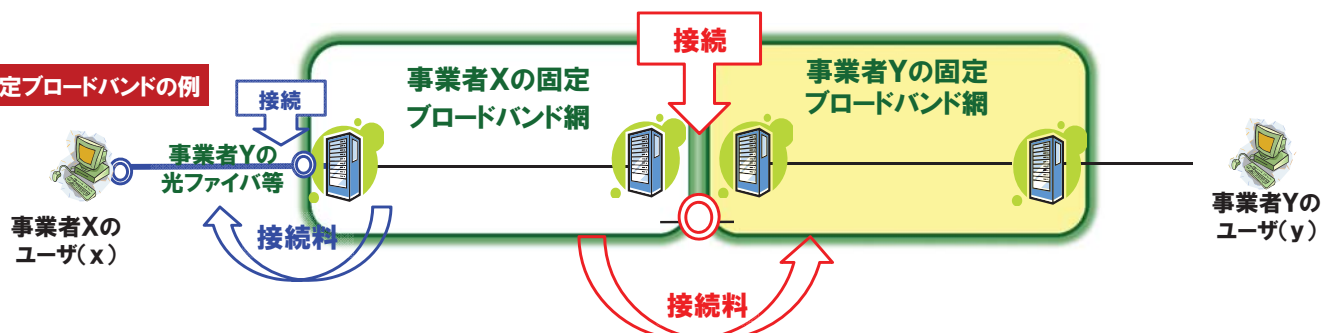
(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払う

携帯電話の例



(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払う(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線を賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)

固定ブロードバンドの例



2-（8）NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

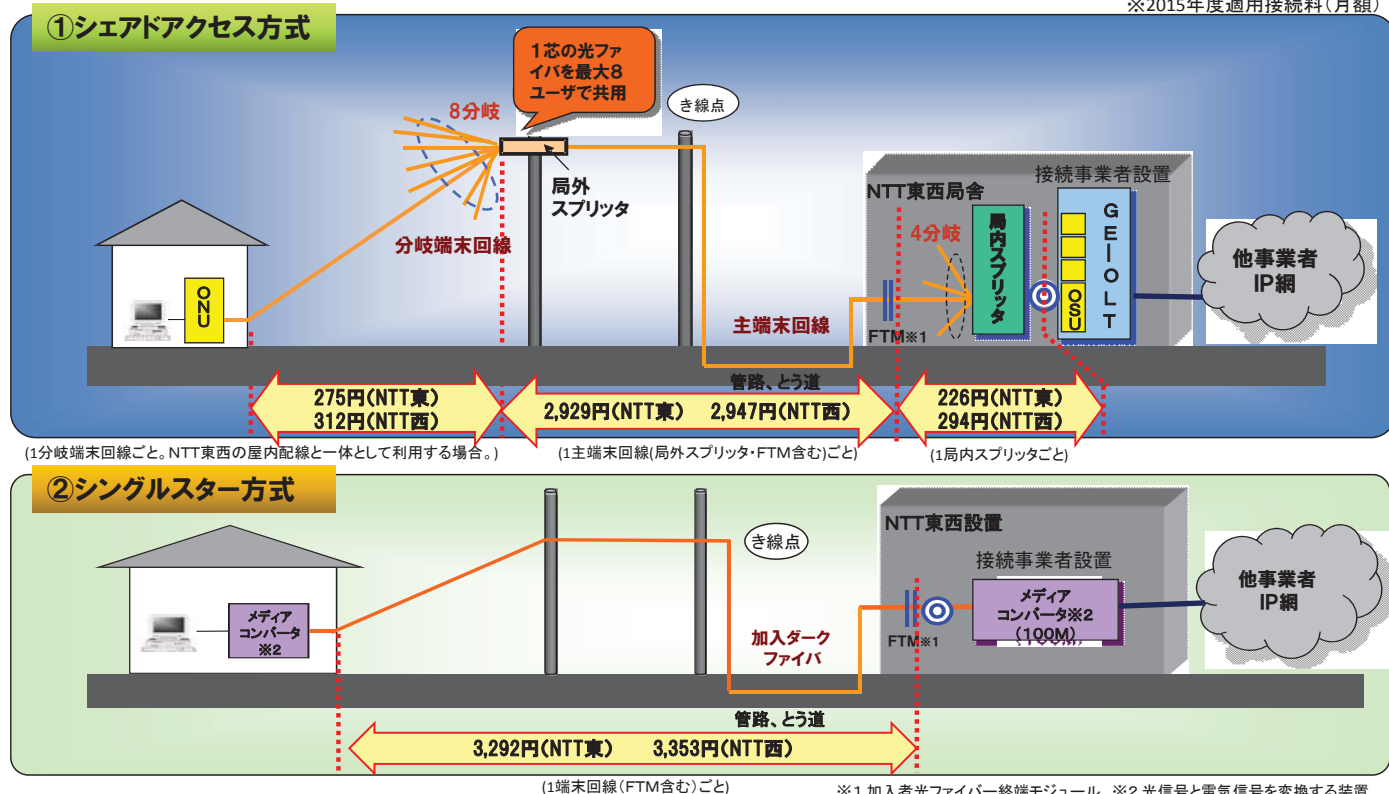
算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC方式)		・仮想的に構築された最も効率的なネットワークモデル (LRICモデル)に基づき算定	・電話網 (加入者交換機能、中継交換機能 等)
実際費用方式	将来原価 方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係 る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・NGN (収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続 機能、イーサネット接続機能) ・加入者回線(光ファイバ)
	実績原価 方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度 実績との乖離分については「調整額」として次期接続料 原価に算入	・加入者回線(銅線) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)		・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料と する	・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

2-（9）加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

- ①戸建て向け(シェアドアクセス方式、局外スプリッタにおいて8分岐し、分岐端末回線と接続する方式)
- ②集合住宅向け(シングルスター方式、加入ダークファイバに接続する方式)

※2015年度適用接続料(月額)

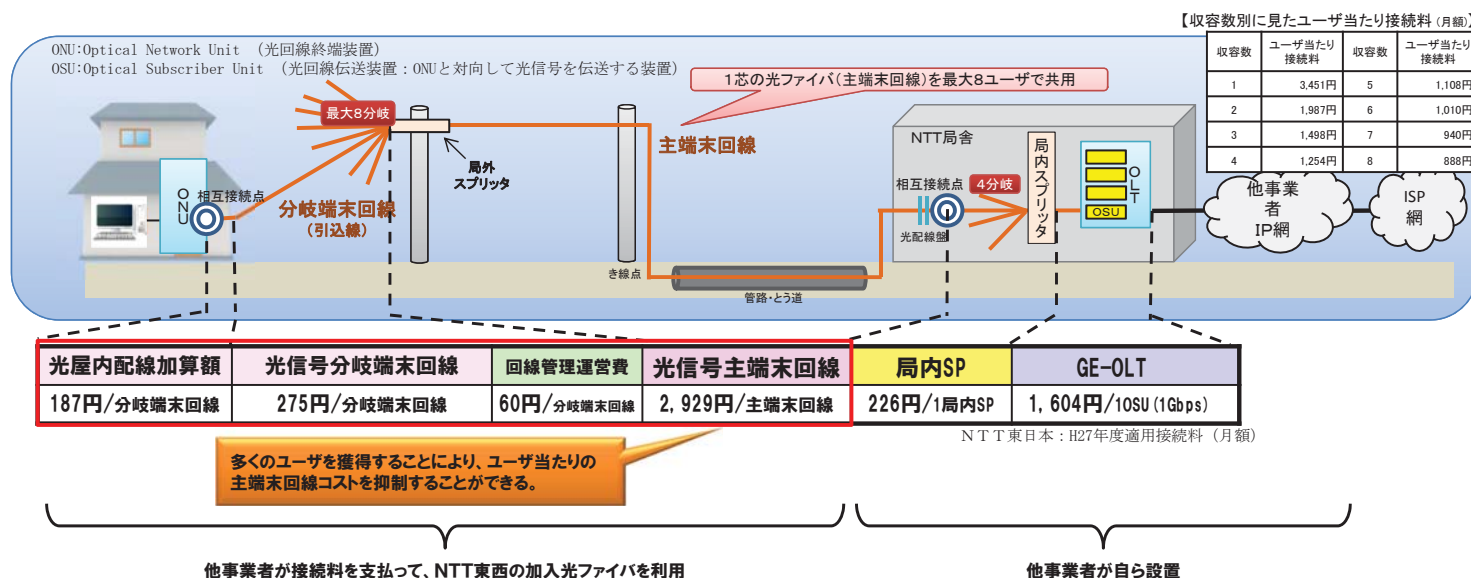


【参考】シェアードアクセス方式における「芯線単位接続料」

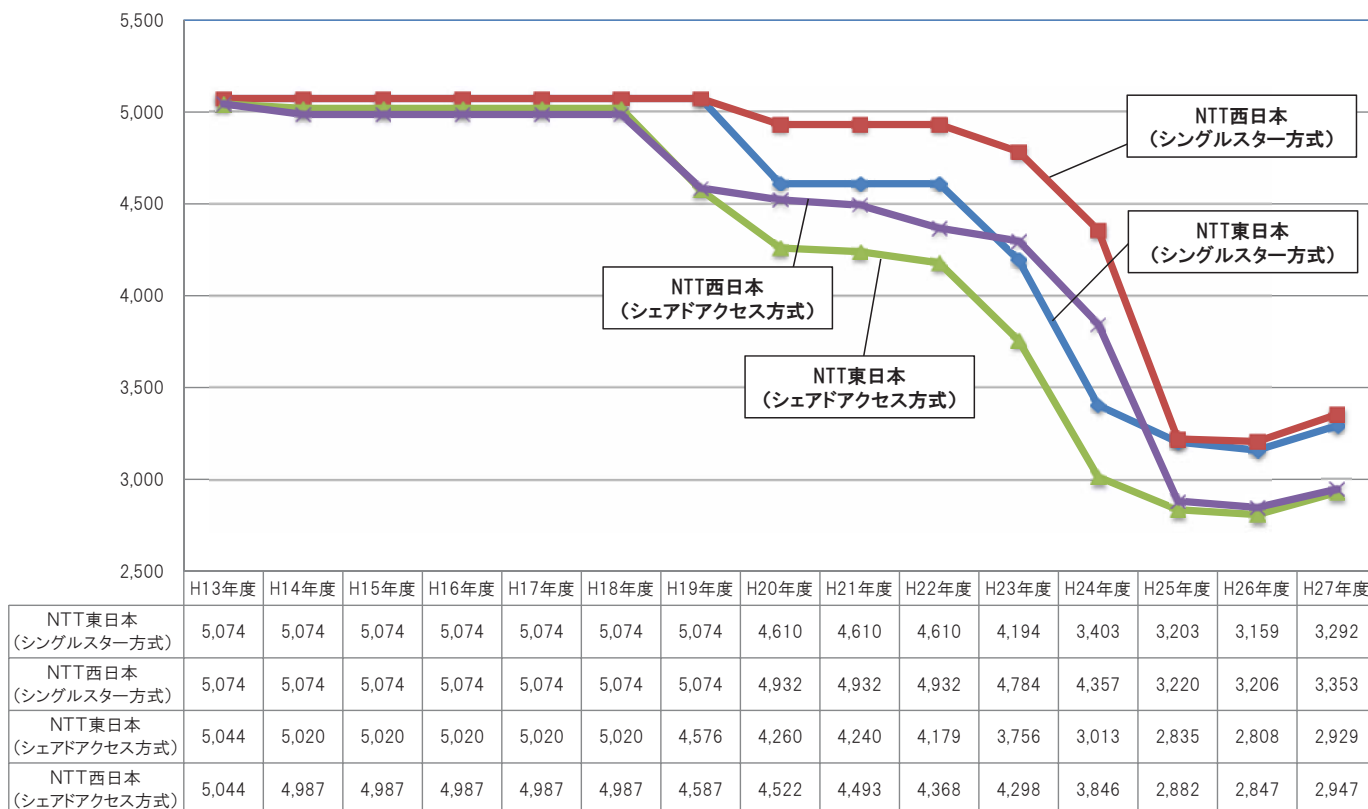
- NTT東西のシェアードアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専有することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要。**

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

- このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定(「芯線単位接続料」)。**



2-(10) 加入光ファイバ接続料の推移

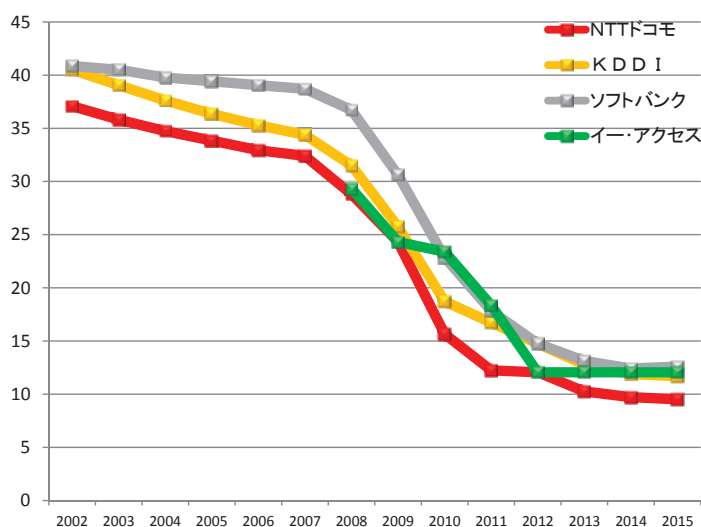


※1 シングルスター及びシェアードアクセスの接続料は、7年間(01年度～07年度)又は3年間(08年度～10年度)、(11年度～13年度)、(14年度～16年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

※2 シェアードアクセスについては局外スプリッタ料金(06年度までは将来原価方式、07年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

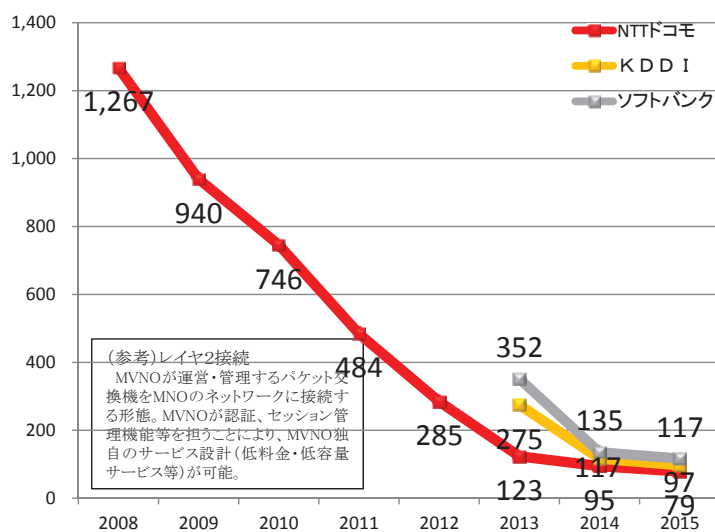
音声接続料(区域内)の推移(3分当たり)

(単位:円)



データ接続料の推移(レイヤ2接続、10Mbps当たり・月額)

(単位:万円)



年度 単位:円	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
NTTドコモ	37.08	35.82	34.74	33.84	32.94	32.4	28.8	24.3	15.66	12.24	12.06	10.26	9.72	9.51
KDDI	40.5	39.06	37.62	36.36	35.28	34.38	31.5	25.74	18.72	16.74	14.76	12.78	11.88	11.70
SB	40.86	40.5	39.78	39.42	39.06	38.7	36.72	30.6	22.86	17.82	14.76	13.14	12.42	12.60
IBYM (IEEA)※1	—	—	—	—	—	—	29.34	24.3	23.4	18.36	12.06	12.06	12.06	12.06

年度 単位:円	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
NTTドコモ	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911	945,059	785,509
KDDI	—	—	—	—	—	2,751,142	1,166,191	967,983
SB	—	—	—	—	—	3,517,286	1,352,562	1,166,697

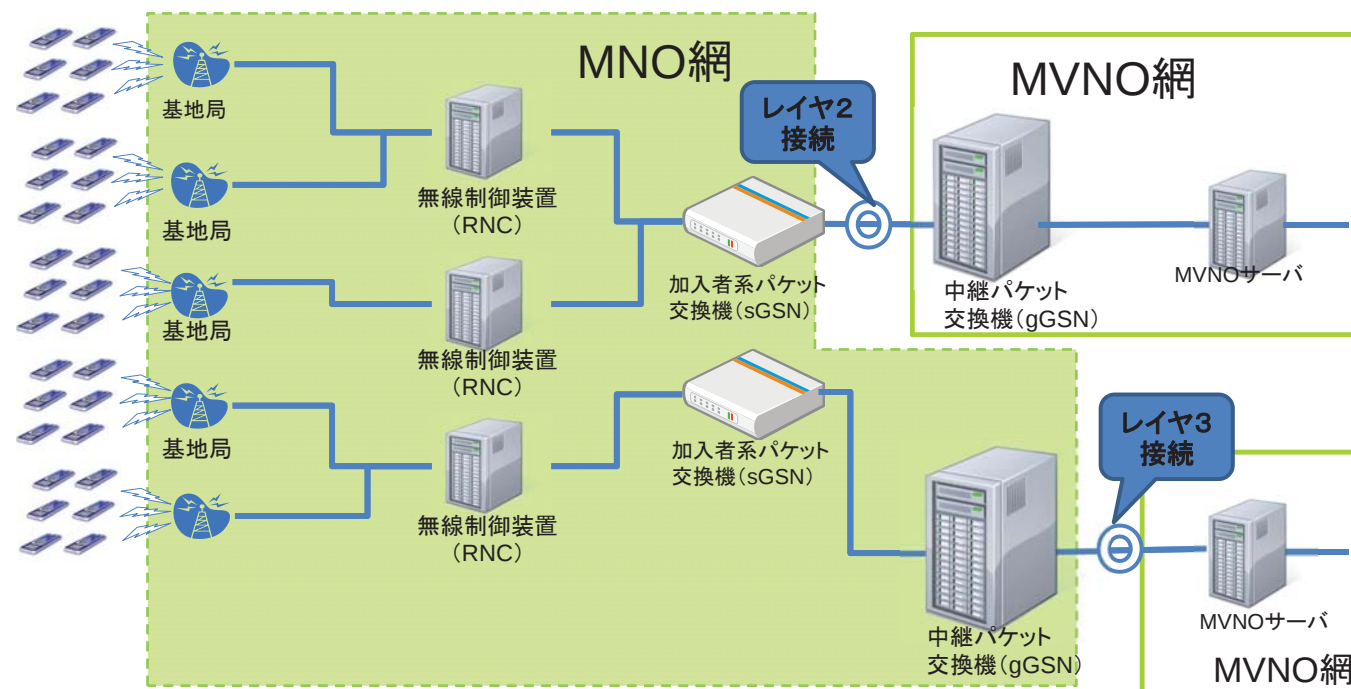
※ 各年度の音声接続料は、概ね各年度末に「前年度実績値」に基づき算定された接続料の変更届出がなされ、各年度の期首に遡って精算される。

各年度のデータ接続料については、2014年3月の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正により、概ね各年度末に「前年度実績値」に基づき算定された接続料の変更届出がなされ、前年度の期首に遡って精算される。

※1 2013年度にウィルコムと合併・商号変更の上、ワイモバイルへ。2015年4月1日付けでワイモバイルがソフトバンクモバイルへ吸収合併され、2015年以降はソフトバンク(同年7月1日付けで旧ソフトバンクモバイルから商号変更)の旧ワイモバイル網に係る接続料となる。

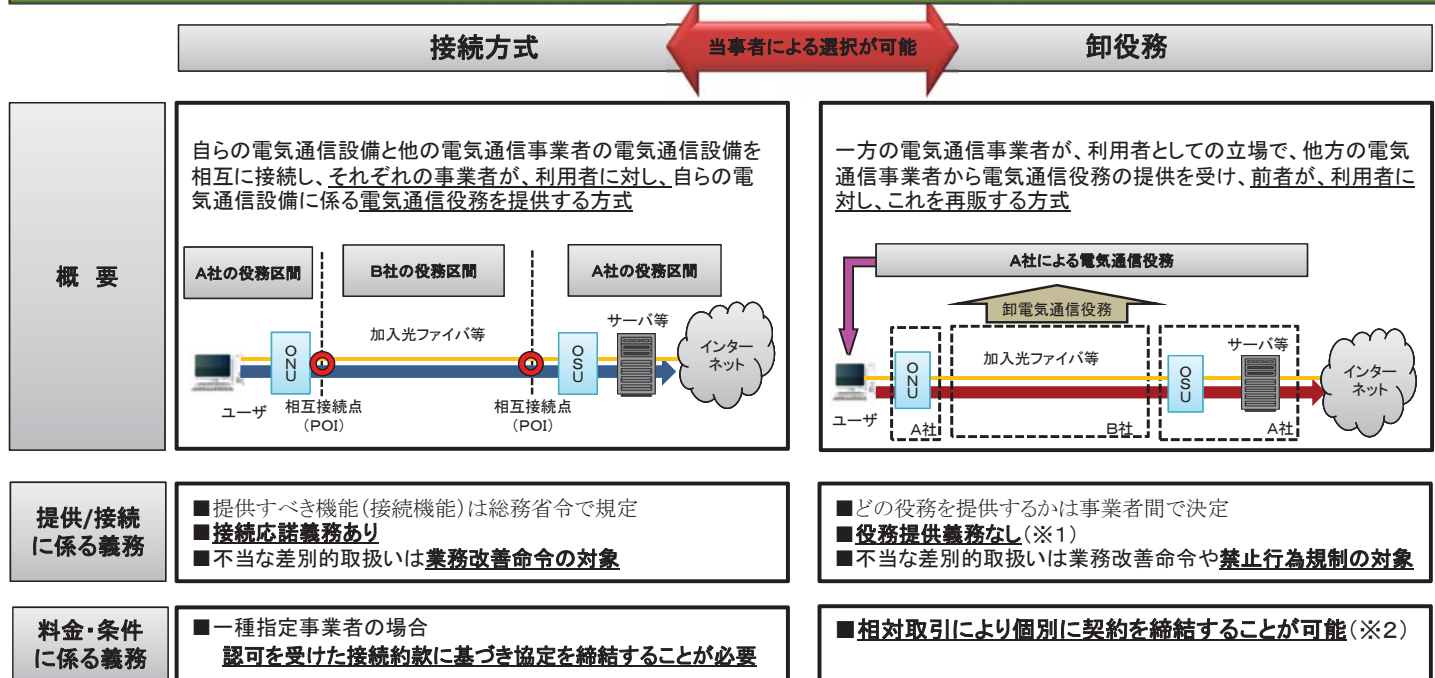
【参考】レイヤ2接続とレイヤ3接続

- ・ レイヤ2接続とレイヤ3接続の違いは、「中継パケット交換機」をMNOとMVNOのどちらが管理・運営しているかの違い(レイヤ2接続:MVNOが管理・運営、レイヤ3接続:MNOが管理・運営)。
- ・ 中継パケット交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、レイヤ2接続では、これをMVNOが管理・運営するため、MVNOのサービス設計の自由度が高い。



2-(12) 卸電気通信役務と接続の違い

- ・ 加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- ・ 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結することが可能。他方、それ以外の接続料・接続条件では接続協定を締結できない。
- ・ 「卸役務」を利用する方式の場合、事業者間で個別に設定した料金等により、柔軟にネットワークの提供を受けることが可能。



※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、卸役務が指定電気通信役務に該当する場合、保障契約約款の事前届出が必要(電気通信事業法第20条)。

2-(13) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(2015年2月)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

- ・ NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を設定など、**特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと**
- ・ 「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に**特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らか**ような大口割引を行うこと

卸先事業者(主要移動通信事業者三社)が行う行為

- ・ 主要移動通信事業者三社が、「サービス卸」を活用し固定通信とモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、**競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること**
- ・ (市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、**合理的な理由なく、(NTT東西の提供するサービス卸のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること**

2-(14) MVNO事業化ガイドラインの概要

- ・電波の有限希少制により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNO事業化ガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2007年・2008年・2012年・2013年改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの間の関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との間の関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-(15)「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月22日改正)の概要

平成26年12月、「SIMロック解除に関するガイドライン」を改正し公表。

考え方、解除の方法等

- 電気通信事業者が正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示。
- SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム)。
- SIMロック解除の手続は、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、無料で行うことが原則※。

※ ただし、端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の措置を講じることは可能。

事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続を定めた運用方針を予め定め公表。

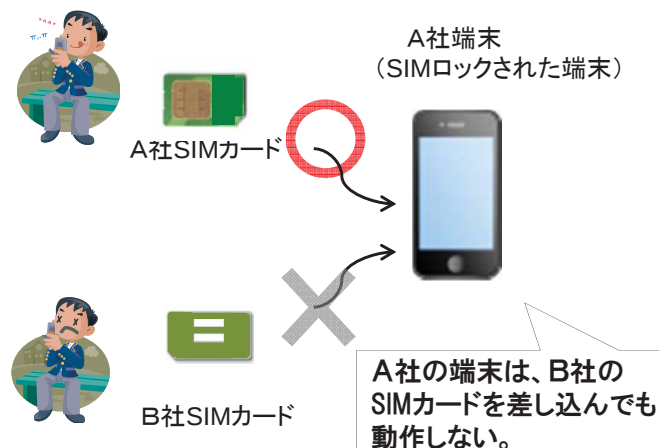
留意すべき事項

事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、②SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定。

ガイドラインの適用等

- ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。
- 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直しとともに、所要の対応を実施。

SIMロックの概要



- 「SIMロック」とは、携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。
- 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、新たに端末を購入することが必要。

各社のSIMロック解除の対応

＜ガイドライン改正後の各社発表の概要＞

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
対象端末	2015年5月1日以降に新たに発売する端末		
解除制限期間	6ヶ月間※	180日間	180日間
解除手続方法	インターネット 店頭、電話での受付	インターネット 店頭での受付	インターネット 店頭での受付
(手数料 税抜)	インターネット	無料	無料
	店頭	3,000円	3,000円
	電話	3,000円	—

※ 過去に解除したことがある場合、その時点から6ヶ月経過していれば即解除可能。(契約継続が前提)

2-(16) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の概要

(平成27年5月22日公布)

2020年代に向けて、ICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業の公正な競争の促進等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が平成27年5月に公布（平成28年5月施行）。

光回線の卸売サービス等に関する制度整備

- 光回線の卸サービス等、主要事業者(一種・二種指定事業者)が提供する卸売サービスについて、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備。

禁止行為規制の緩和

- 移動通信市場における市場支配的事業者の禁止行為規制を緩和し、禁止の対象をグループ内の事業者への優遇に限定するとともに、製造業者等との連携を可能とする。

携帯電話網の接続ルールの充実

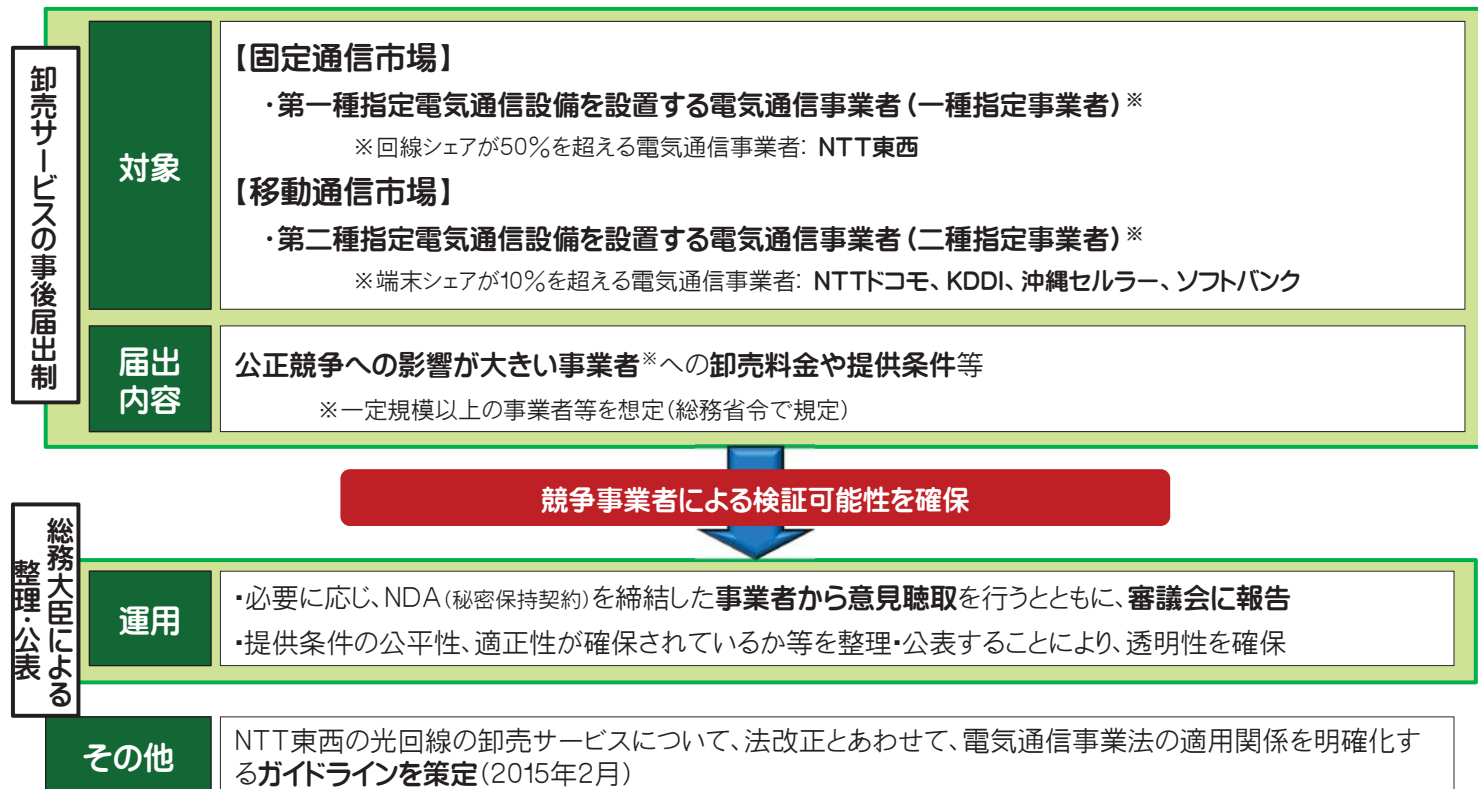
- MVNOの迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争促進を図るため、主要事業者(二種指定事業者)の携帯電話網の接続ルールについて、①必要な部分だけを借りられる制度、②接続料の算定制度を整備。

電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)

- 主要事業者が、他の主要事業者等と合併・株式取得等する場合は、事業運営(経理的基礎等)や公正競争に与える影響を審査するため、登録の更新を義務付ける。また、携帯電話等の基地局の開設計画の認定において、電気通信事業の登録を受けることを要件に追加。

【参考】光回線の卸売サービス等に関する制度整備(改正電気通信事業法第38条の2、第39条の2)

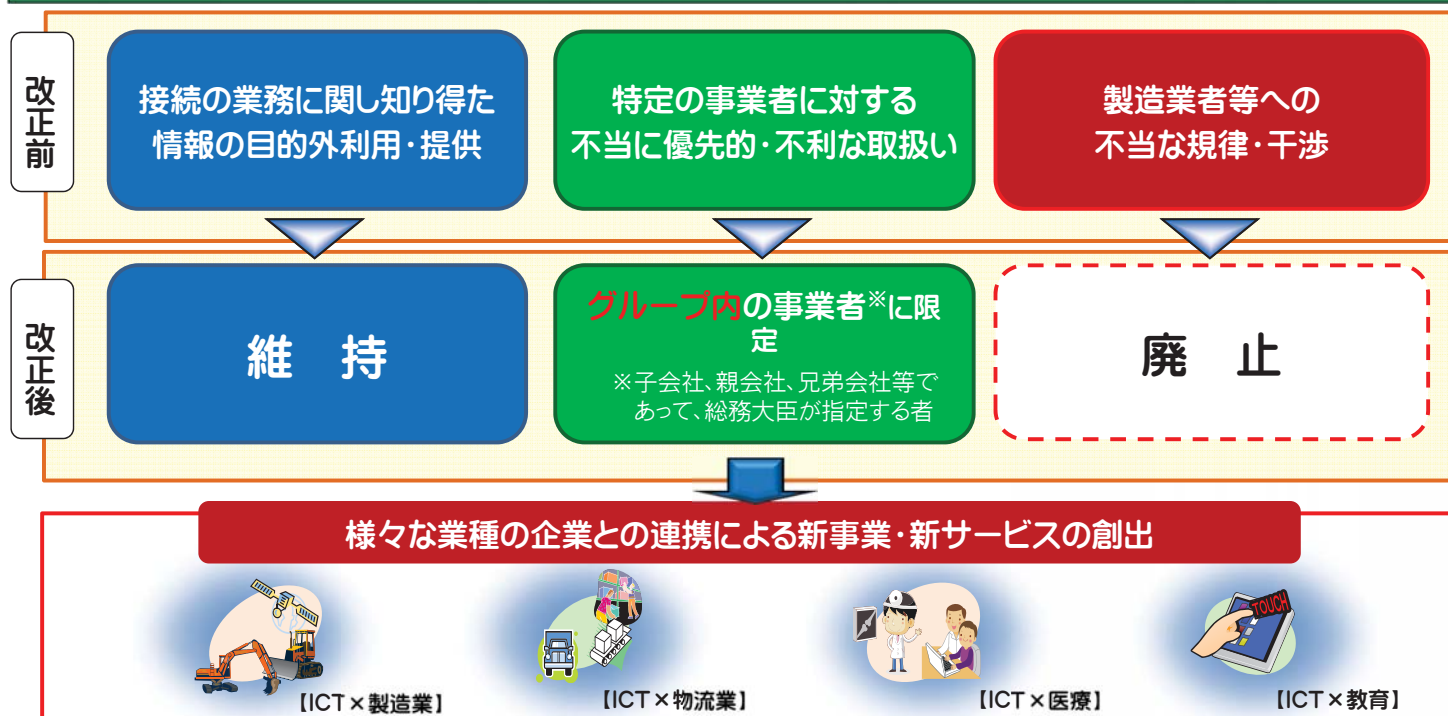
- ・ 光回線の卸売サービス等、大規模事業者が提供する卸売サービスについて、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備。



【参考】禁止行為規制の緩和(改正電気通信事業法第30条)

- ・ 市場の環境変化を踏まえ、公正な競争環境を確保しつつ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の禁止行為規制を緩和。

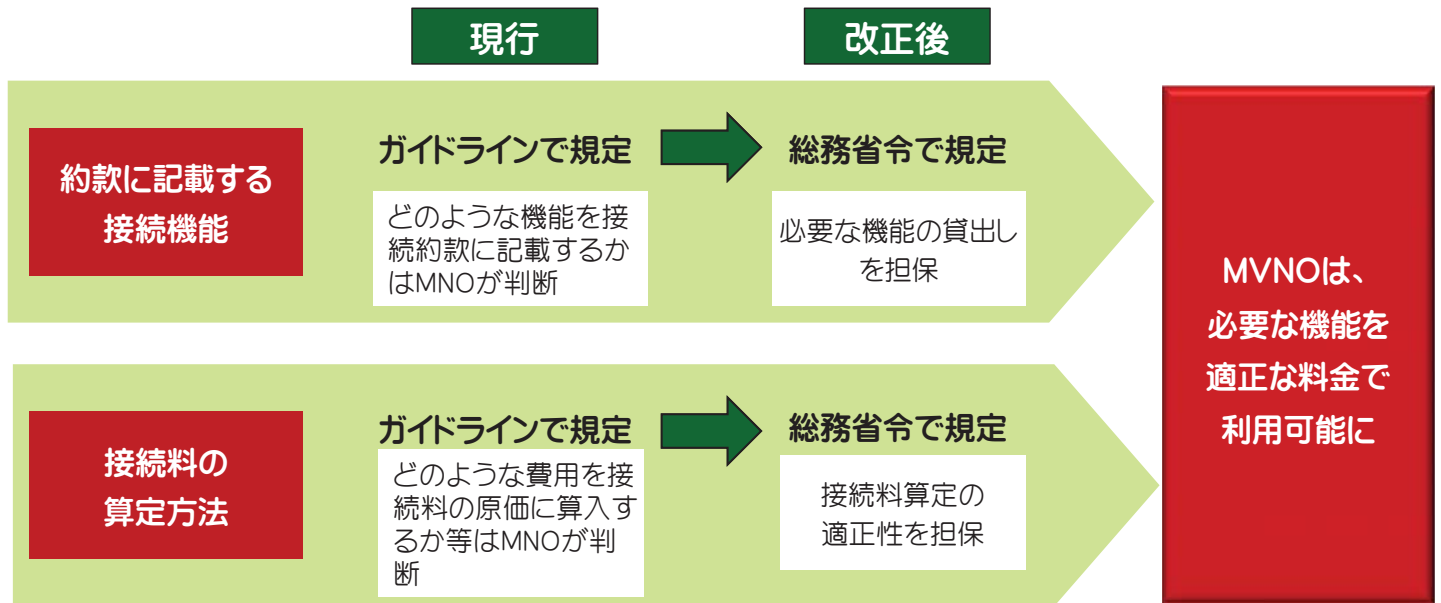
- ※ 固定通信市場の禁止行為規制は維持。
- ※ 緩和された行為が実際に行われ、公正競争上の問題が生じた場合は、事後的な業務改善命令の対象。



【参考】携帯電話網の接続ルールの充実(改正電気通信事業法第34条)

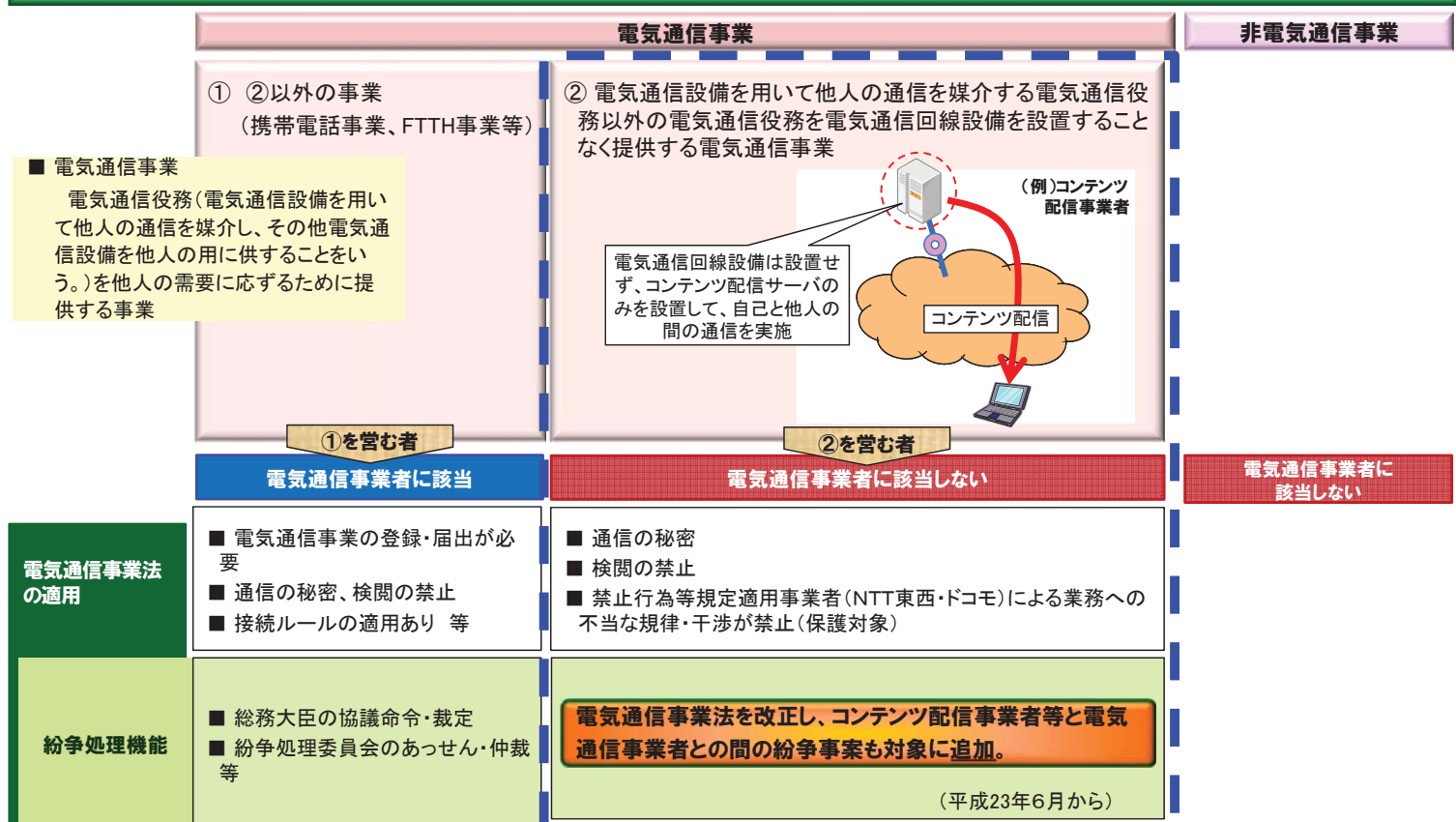
- ・ MNOの接続ルールを規律する二種指定設備制度では、接続約款に記載する接続機能や接続料の算定方法は、二種指定事業者※がガイドラインに基づき任意に定めており、事業者間協議が長期化するなどの課題。
- ・ これらを総務省令で定められるようにすることによって、MVNOの迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争を促進。

※ 端末シェアが10%を超える電気通信事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク)が対象。



2-(17) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。

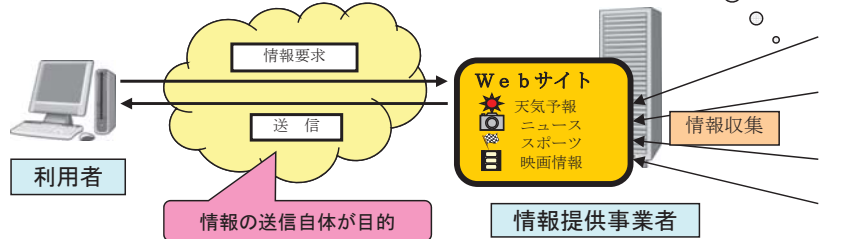


【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

- 電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業に該当する例は以下のとおり。
(ただし、内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

各種情報のオンライン提供

●電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。



Webサイトのオンライン検索

●広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。

電子メールマガジンの配信

●企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報の加工・編集等を行い、予め登録した購読者等に対して電子メールによる広報を行うもの。

電子ショッピングモール

●インターネット経由で複数の電子商店でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するもの。

ネットオークション

●インターネット経由で一般の利用者同士が直接にオークションを行うことができる「場」を提供するもの。

ソフトウェアのオンライン提供

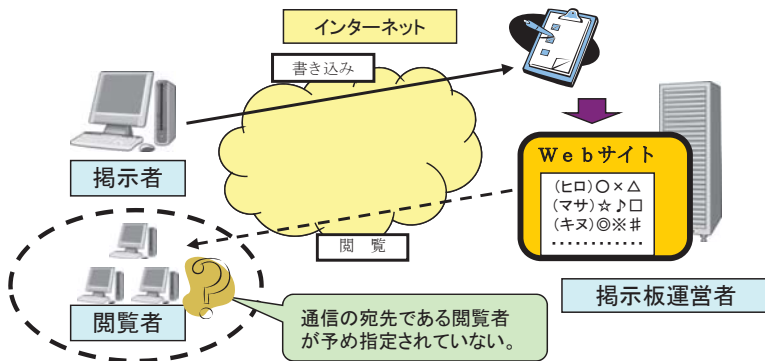
●労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるもの(狭義のASPサービス)。

Webサイト開設のためのホスティング

●個人や企業等がWebサイトを開設・運営できるようにするため、サーバを設置して、個人や企業等にサーバの容量貸しを行うもの。

電子掲示板

●インターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等を交換することができる「場」を提供するもの。

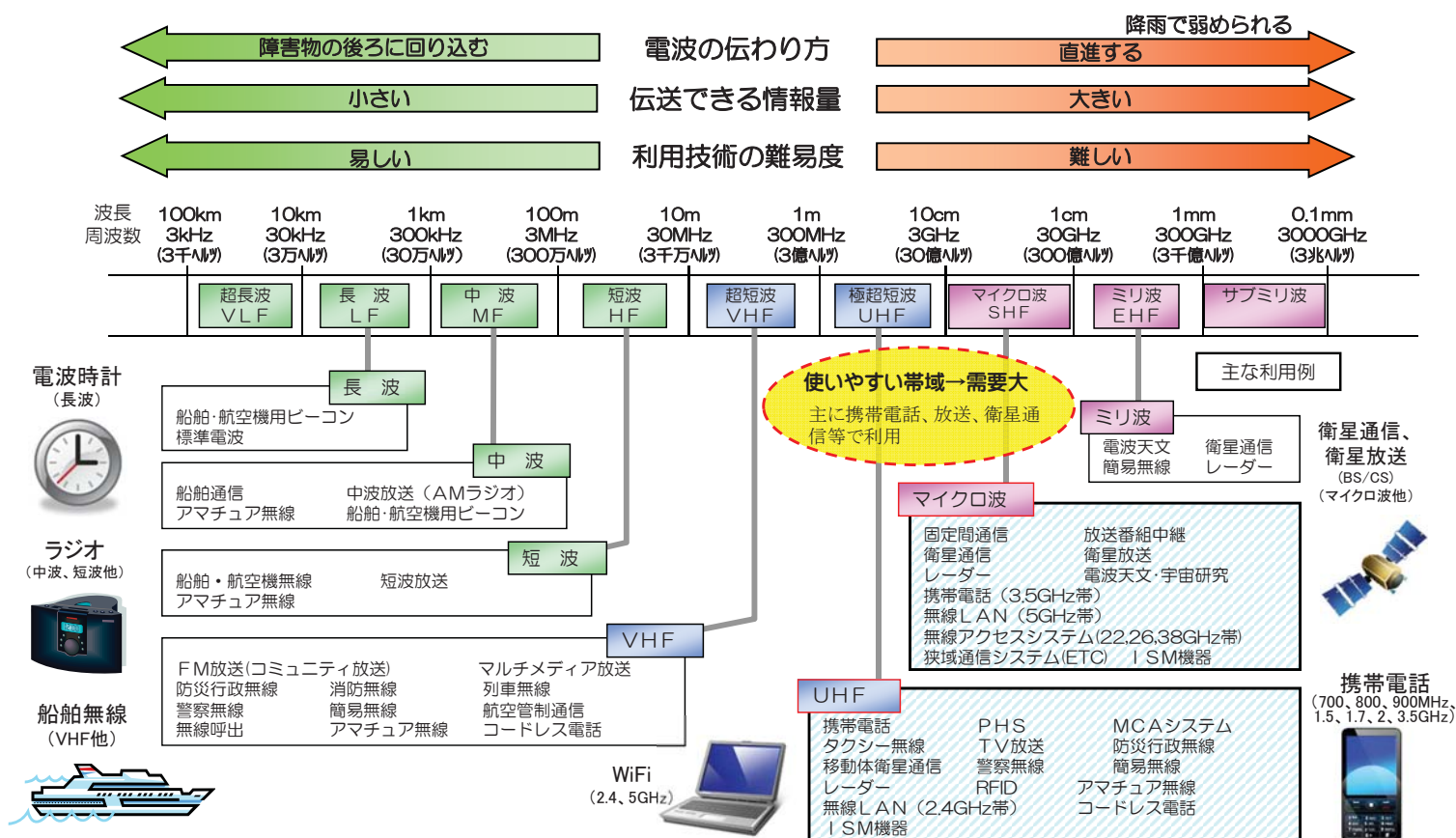


3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 携帯電話等への周波数割当て状況
- (3) 携帯電話等の発展
- (4) 第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)
- (5) 第5世代移動通信システム(5G)推進ロードマップ
- (6) 無線局開設等に係る紛争

3- (1) 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加（昭和60年：約381万局 ⇒ 平成27年：約1億7,755万局）。



3- (2) 携帯電話等への周波数割当て状況

周波数	3kHz	30kHz	300kHz	3MHz	30MHz	300MHz	3GHz	30GHz	300GHz	3000GHz
	(3千Hz)	(3万Hz)	(30万Hz)	(300万Hz)	(3千万Hz)	(3億Hz)	(30億Hz)	(300億Hz)	(3千億Hz)	(3兆Hz)
波長	100km	10km	1km	100m	10m	1m	10cm	1cm	1mm	0.1mm
	超長波 VLF	長波 LF	中波 MF	短波 HF	超短波 VHF	極超短波 UHF	マイクロ波 SHF	ミリ波 EHF	サブ ミリ波	赤外線 可視光 紫外線
主な利用分野	船舶・航空機用ビーコン 標準電波		船舶通信 AMラジオ 航空機用ビーコン	船舶・航空機無線 アマチュア無線 短波放送	防災行政無線 消防・警察無線 航空管制通信 FM放送	携帯電話・PHS 広帯域移動無線 アクセスシステム 無線LAN 地上デジタル放送 衛星測位、衛星通信	携帯電話 無線LAN 衛星通信 衛星放送	衛星通信 衝突防止レーダー(車)	環境計測 (センシング)	

使いやすい帯域

・ビル陰や木陰にも電波が伝わる
・大量の情報の伝送が可能

[携帯電話等への割当て状況]

事業者	合計 (周波数幅)		契約数シェア※1 (H27.9末)	周波数帯							
				700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.5 GHz帯
NTTドコモ	200MHz	200MHz	43.0%	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	40MHz
KDDI	150MHz	200MHz	28.8%	20MHz	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	40MHz
UQコミュニケーションズ*	50MHz			—	—	—	—	—	—	50MHz	—
ソフトバンク	211.2MHz	241.2 MHz	28.2%	20MHz		30MHz	20MHz	30MHz	携帯 40MHz PHS 31.2MHz		40MHz
ワイヤレス・シティ・ プランニング	30MHz			—	—	—	—	—	—	30MHz	—

※1 契約数シェアはグループ内取引調整後のもの

3- (3) 携帯電話等の発展

1. 携帯電話

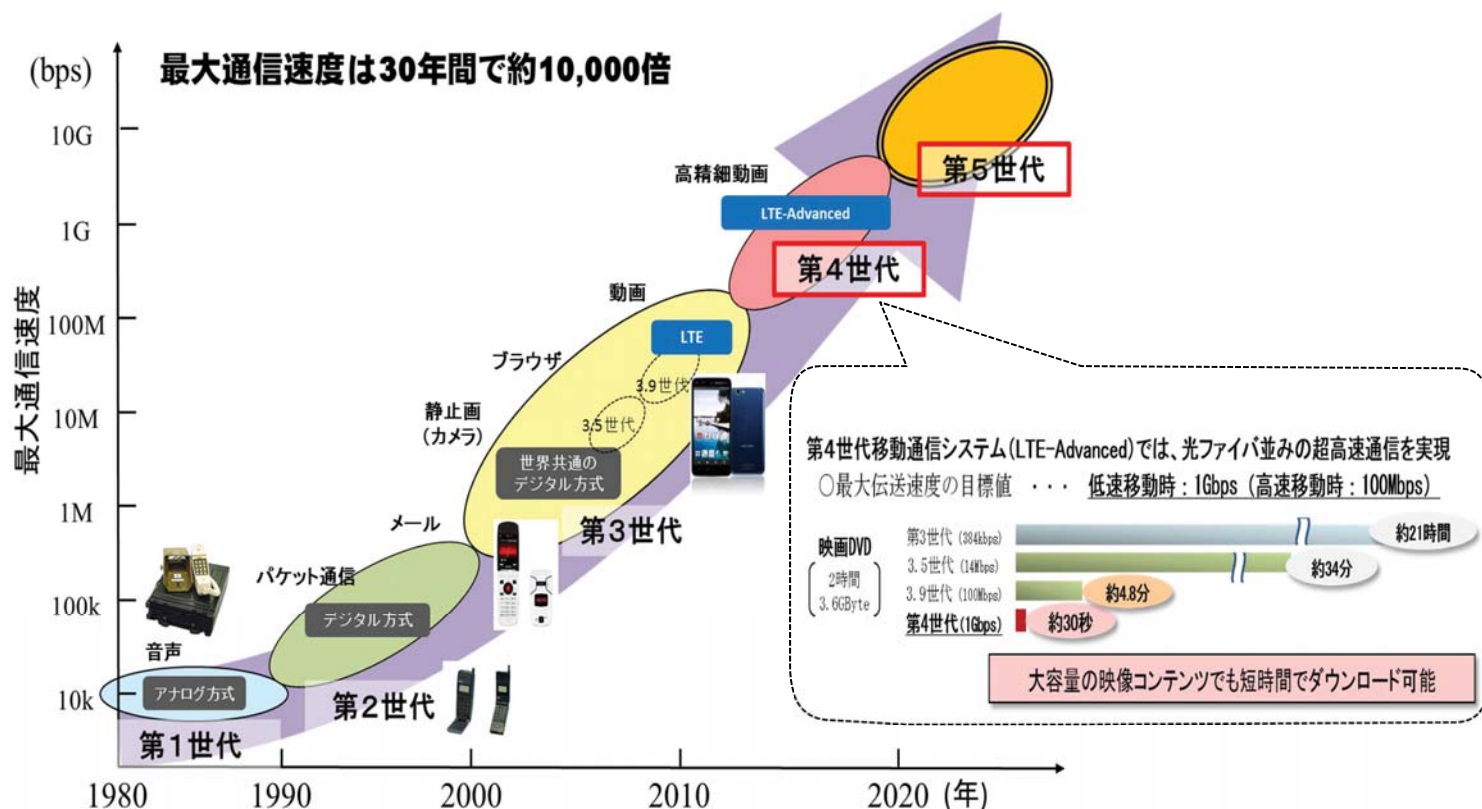
	第1世代 (1980年代)	第2世代 (1993年(平成5年)～)	3世代 (2001年(平成13年)～)	第3世代(IMT) 3.5世代 (2006年(平成18年)～)	3.9世代 (2010年(平成22年)～)	第4世代 (IMT-Advanced) (2015年(平成27年)～)
スピード(情報量)		数kbps	384kbps	14Mbps	100Mbps	高速移動時 100Mbps 低速移動時 1Gbps (光ファイバと同等)
主なサービス	音声 メール インターネット接続 音楽、ゲーム、映像配信					動画
通信方式	各国毎に別々の方式 (アナログ)	各国毎に別々の方式 (デジタル) PDC(日本) GSM(欧州) cdmaOne(北米)	【世界標準方式(デジタル)】 W-CDMA CDMA2000 HSPA EV-DO		LTE(※) (※)Long Term Evolution	① LTE-Advanced
備考		平成24年7月に終了			900MHz帯 ソフトバンクモバイルへ割当て (平成24.7～サービス開始) 700MHz帯 イー・アクセス、NTTドコモ、 KDDIグループへ割当て (平成27.5～サービス開始)	平成24年1月、国際電 気通信連合(ITU)におい て2方式の標準化が完了 3.5GHz帯 NTTドコモ、KDDIグループ、 ソフトバンクモバイルへ割当て (平成28年夏以降サービス 開始予定)

2. その他

無線アクセス	【屋外等の比較的広いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】	100Mbps	
通信方式		BWA(※) (2009年(平成21年)～) WiMAX、XGP 20～40Mbps	高度化BWA 2011年(平成23年)～ WiMAX2+、AXGP 100Mbps～
スピード(情報量)	(※) BWA (Broadband Wireless Access System) 広帯域移動無線アクセスシステム		
無線LAN(Wi-Fi)	【家庭内など比較的狭いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】	11Mbps	54Mbps
		300Mbps	1Gbps
			超高速 無線LAN

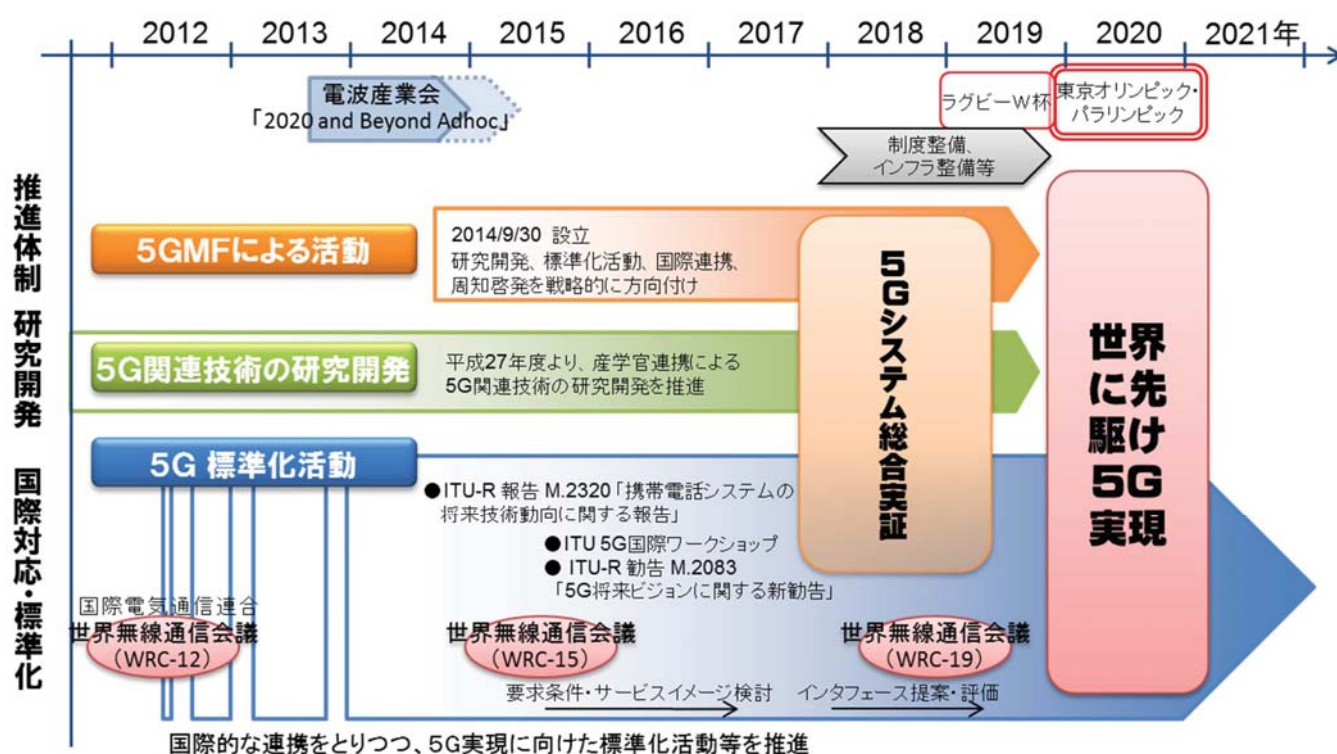
3- (4) 第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)

携帯電話に代表される移動通信システムは、需要の増大、ニーズの多様化・高度化とともに進化を続け、超高速化・大容量化等が進展。現在は第3世代システムで、特に3.9世代と呼ばれるLTE(Long Term Evolution)方式が主流化。



3- (5) 第5世代移動通信システム(5G)推進ロードマップ

「第五世代移動通信システム(5G)」は、超高速を実現するだけでなく、多数同時接続や超低遅延といった従来にはない特徴を有しており、IoT時代の基盤インフラとして期待。



3-(6) 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。

- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

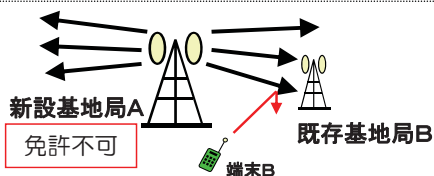
※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。

※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

（無線局運用規則の一部改正）

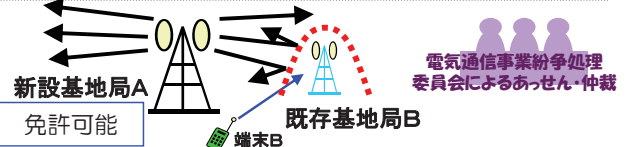
従前の制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。



改正後の制度

電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、
Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→ Aの開設が可能。 ☆A、B共に、電波の利用が可能。



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)
- (5) 放送メディアの市場規模
- (6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成26年度)
- (8) ケーブルテレビの普及状況(平成26年度)
- (9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (10) 区域外再放送の問題
- (11) 再放送同意と大臣裁定
- (12) 4K・8K推進のためのロードマップ(2015年7月公表)

4-(1) 放送の主な分類



4-(2) 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい	放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい
(具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信用地上基幹放送 (V-High/V-Lowマルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	(具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している 特定地上基幹放送事業者	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

4-(3) 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的利用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまりに受信できるように努めることとされている(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置することが義務付け)。

放送対象地域の例

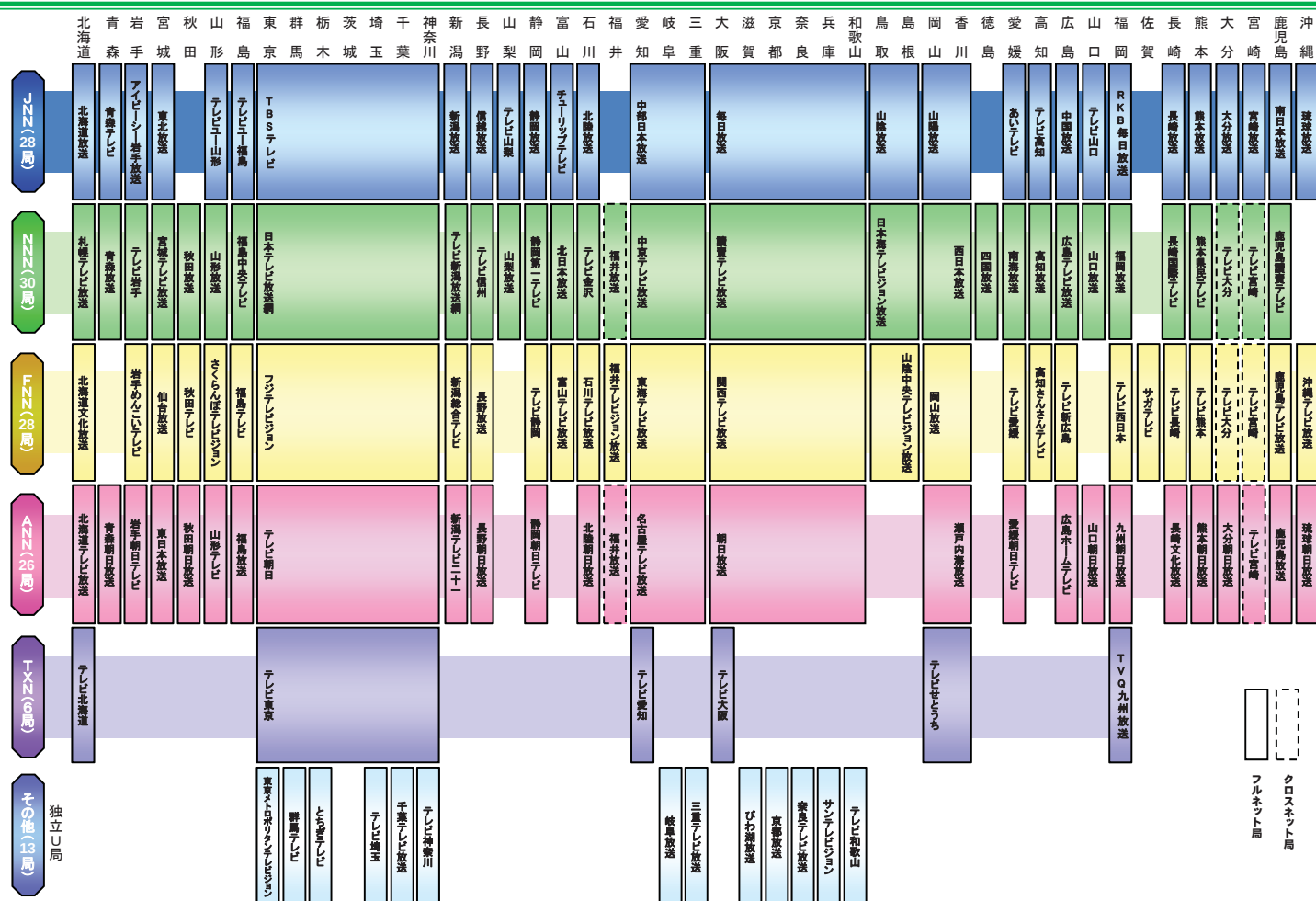
(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例 (地上基幹放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域 : 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

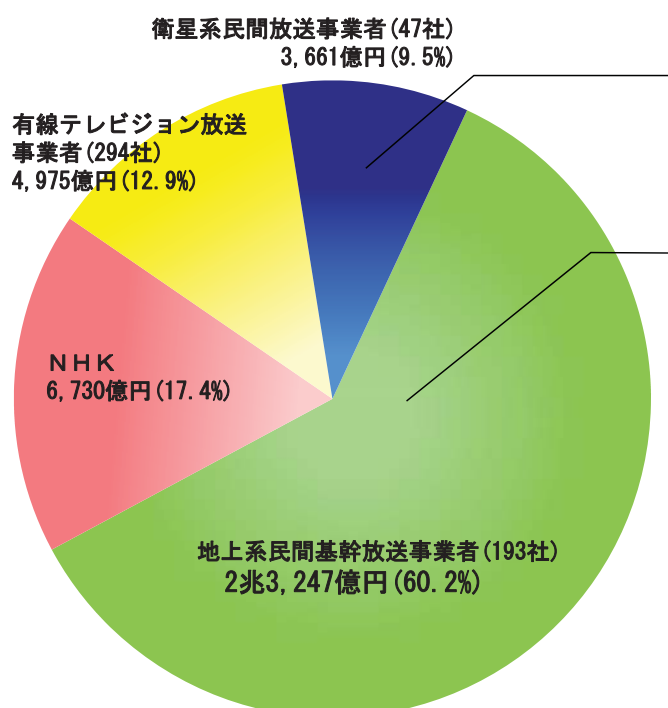
4-(4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)



4-(5) 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、平成26年度において、3兆8,613億円。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が60.2%、NHKが17.4%、有線テレビジョン放送事業者が12.9%、衛星系民間放送事業者が9.5%。

放送メディアの収入 平成26年度 3兆8,613億円



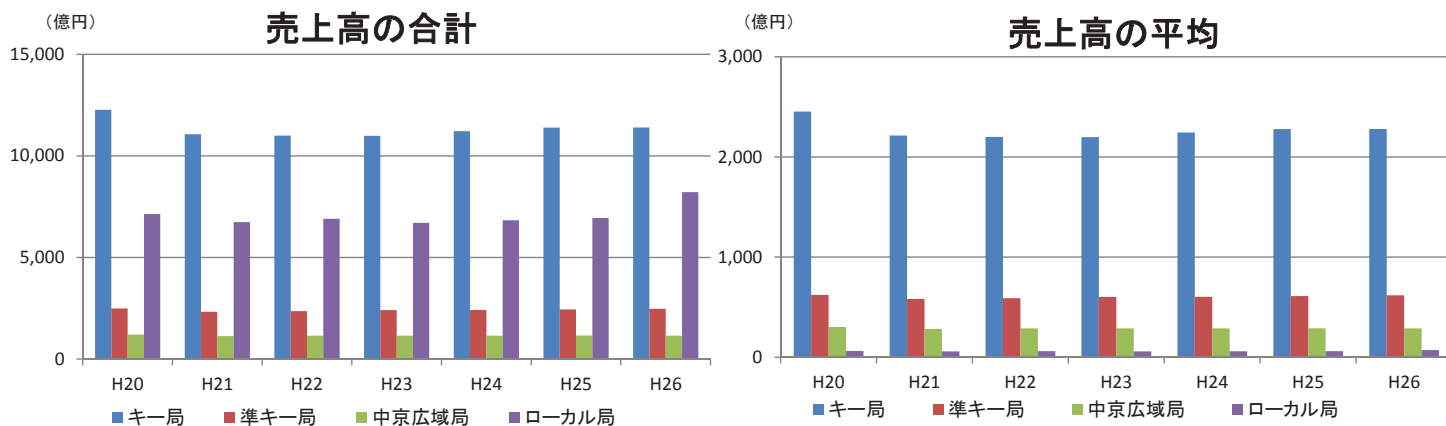
【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送) (20社)	2,007億円 (5.2%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (23社)	761億円 (2.0%)
衛星一般放送 (8社)	892億円 (2.3%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (94社)	1兆8,683億円 (48.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (33社)	3,400億円 (8.8%)
その他(※)単営 (66社)	1,164億円 (3.0%)
※…AM (14社)、短波 (1社) 及びFM (51社)	

4-(6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

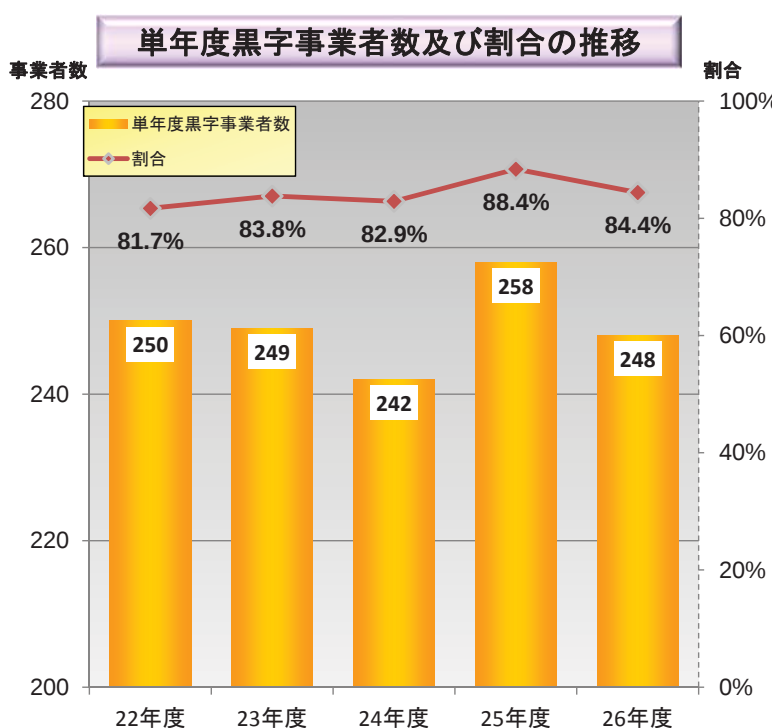
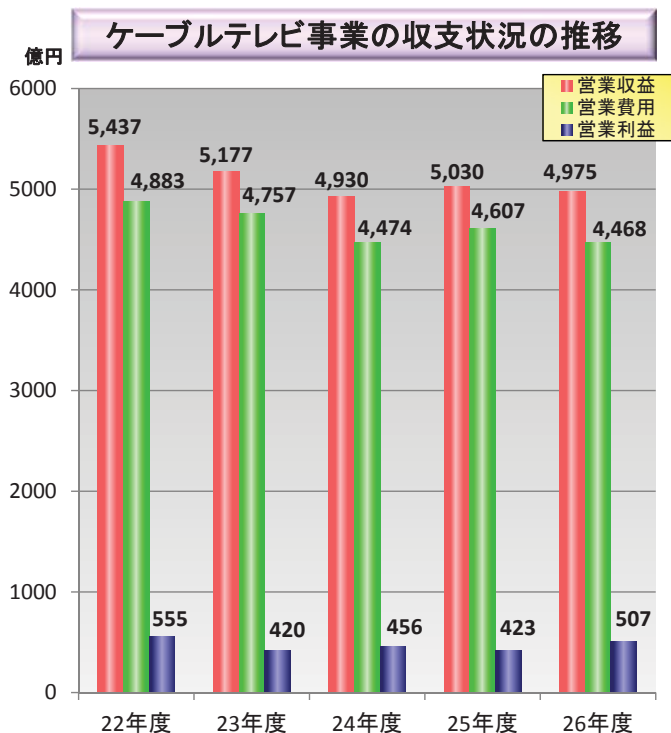


年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
キー局 (5局)	売上高	12,269(2,454)	11,068(2,214)	11,001(2,200)	10,989(2,198)	11,219(2,244)	11,395(2,279)	11,402(2,280)
	営業損益	343(69)	343(69)	592(118)	608(122)	653(131)	660(132)	668(134)
準キー局 (4局)	売上高	2,492(623)	2,328(582)	2,360(590)	2,410(603)	2,417(604)	2,443(611)	2,474(619)
	営業損益	-38(-9)	66(17)	133(33)	151(38)	142(35)	144(36)	140(35)
中京広域局 (4局)	売上高	1,207(302)	1,132(283)	1,153(288)	1,151(288)	1,152(288)	1,156(289)	1,151(288)
	営業損益	62(16)	68(17)	108(27)	116(29)	118(30)	110(27)	121(30)
ローカル局 (114局)	売上高	7,140(63)	6,743(59)	6,905(61)	6,707(59)	6,832(60)	6,941(61)	8,220(72)
	営業損益	61(1)	108(1)	289(3)	320(3)	466(4)	548(5)	606(5)

(単位: 億円) () 内は1社平均

4-(7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成26年度)

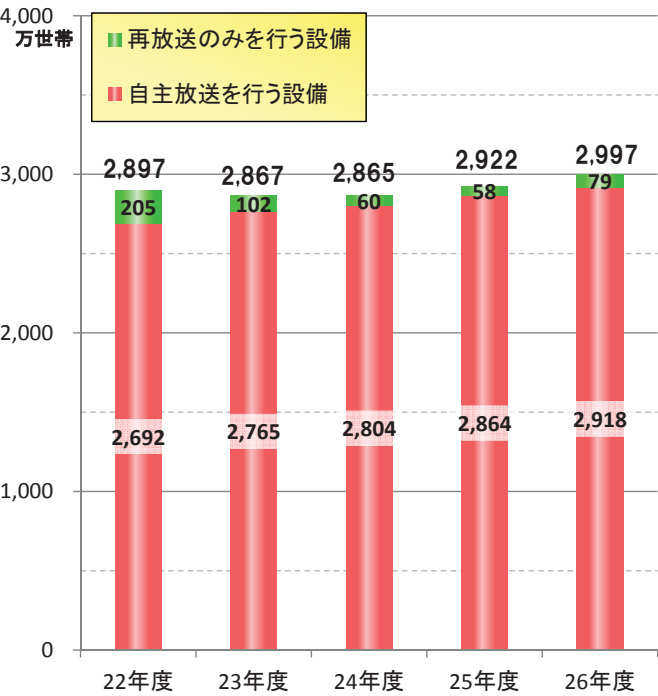
- ・ ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用はともに減少。
 - ・ 294社中248社(84. 4%)が単年度黒字を計上。
- 注: 調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者294社。



4-(8) ケーブルテレビの普及状況(平成26年度)

- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成27年3月末で約2,997万世帯、対前年度比2.5%の増加。
- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数は520事業者(対前年度比3.5%減)。

自主・再放送別の加入世帯数の推移

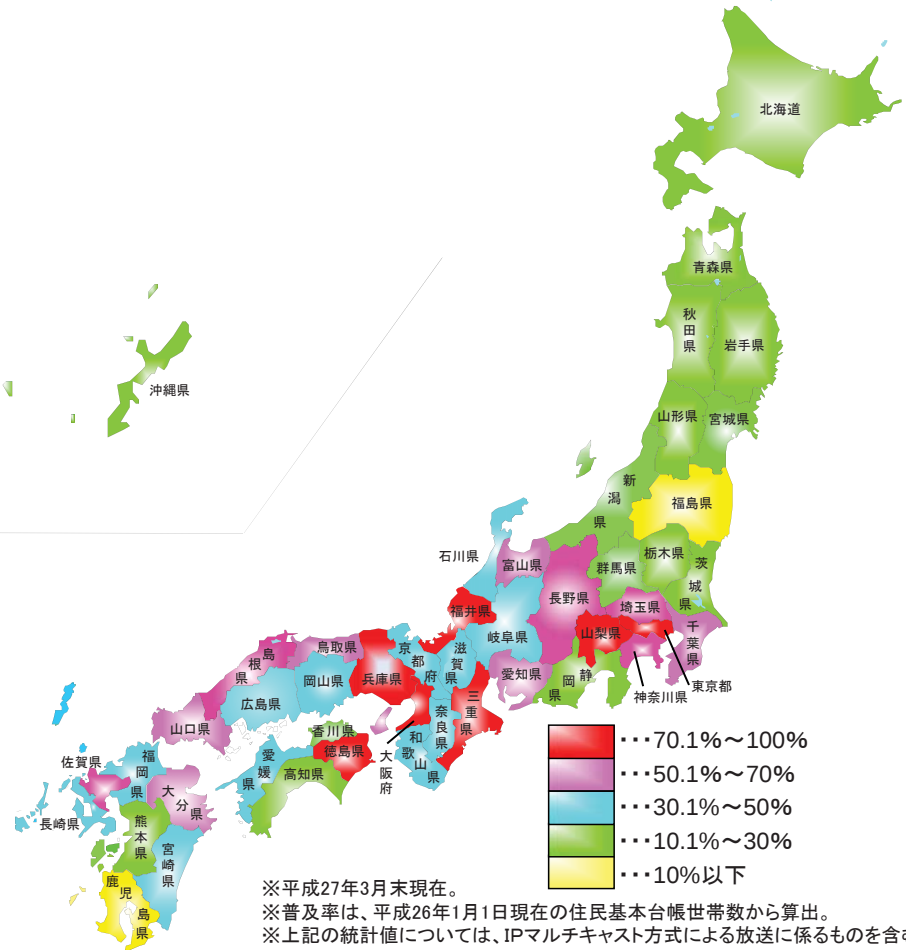


注：自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの設備を有する事業者数

区 分		25年度	26年度	増減数	増減率
ケーブルテレビ全体		43,841	44,507	666	1.5%
自主放送を行うもの	登録に係る 有線電気通信設備 [501端子以上]	539	520	-19	-3.5%
	届出(小規模の ものを除く。)に係る 有線電気通信設備 [500端子以下]	114	110	-4	-3.5%
	小 計	653	630	-23	-3.5%
再放送のみを行うもの	登録に係る 有線電気通信設備 [501端子以上]	253	249	-4	-1.6%
	届出(小規模の ものを除く。)に係る 有線電気通信設備 [51端子以上500端子以下]	14,202	14,018	-184	-1.3%
	届出(小規模の ものに限る。)に係る 有線電気通信設備 [50端子以下]	28,733	29,610	877	3.1%
	小 計	43,188	43,877	689	1.6%

4-(9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	24.0%	滋賀県	36.5%
青森県	18.3%	京都府	38.8%
岩手県	19.1%	大阪府	87.5%
宮城県	28.3%	兵庫県	70.7%
秋田県	16.1%	奈良県	45.0%
山形県	16.9%	和歌山県	36.5%
福島県	4.1%	鳥取県	62.7%
茨城県	21.8%	島根県	54.3%
栃木県	23.2%	岡山県	34.4%
群馬県	13.8%	広島県	32.8%
埼玉県	59.1%	山口県	59.4%
千葉県	62.2%	徳島県	88.6%
東京都	81.4%	香川県	27.8%
神奈川県	68.7%	愛媛県	36.1%
新潟県	21.7%	高知県	24.4%
富山県	64.5%	福岡県	47.6%
石川県	44.9%	佐賀県	51.3%
福井県	73.3%	長崎県	35.7%
山梨県	82.2%	熊本県	26.9%
長野県	52.6%	大分県	63.2%
岐阜県	36.0%	宮崎県	41.4%
静岡県	26.7%	鹿児島県	8.2%
愛知県	55.1%	沖縄県	20.6%
三重県	75.1%	全国	52.2%

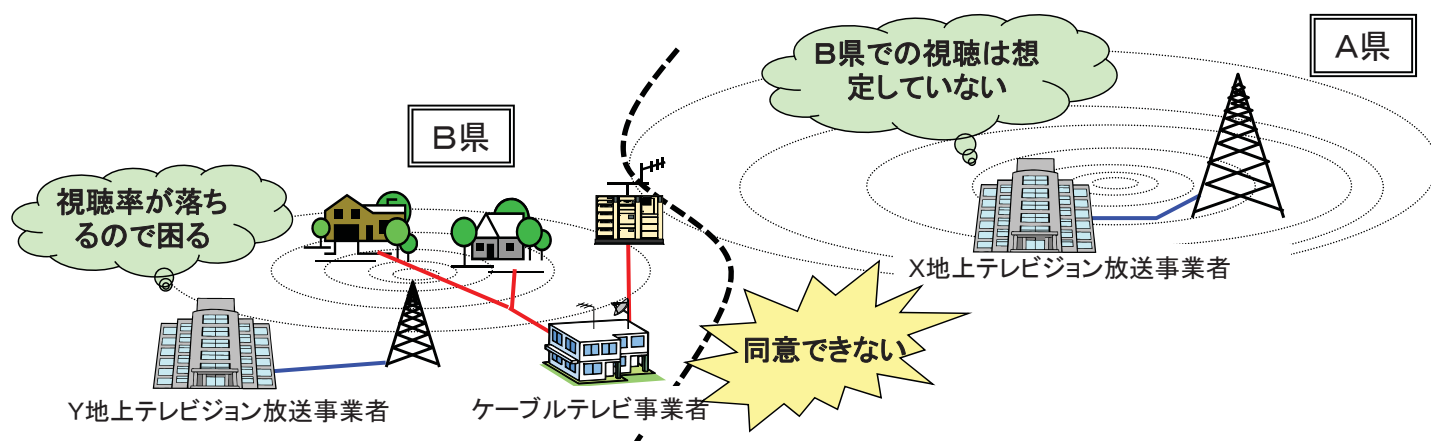
4-(10) 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

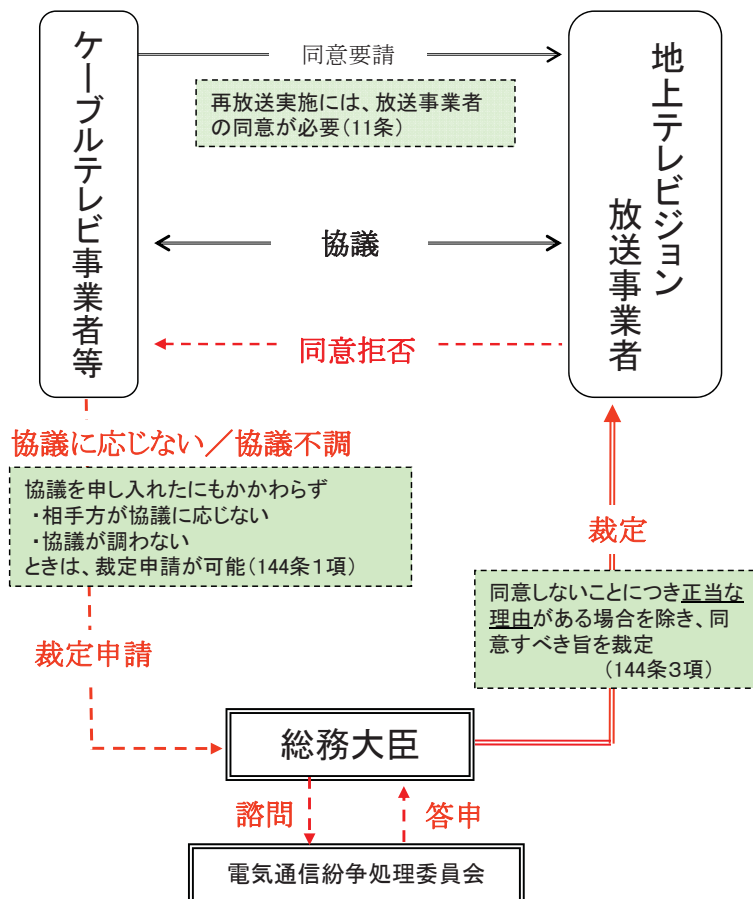
(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

➡ A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-(11) 再放送同意と大臣裁定

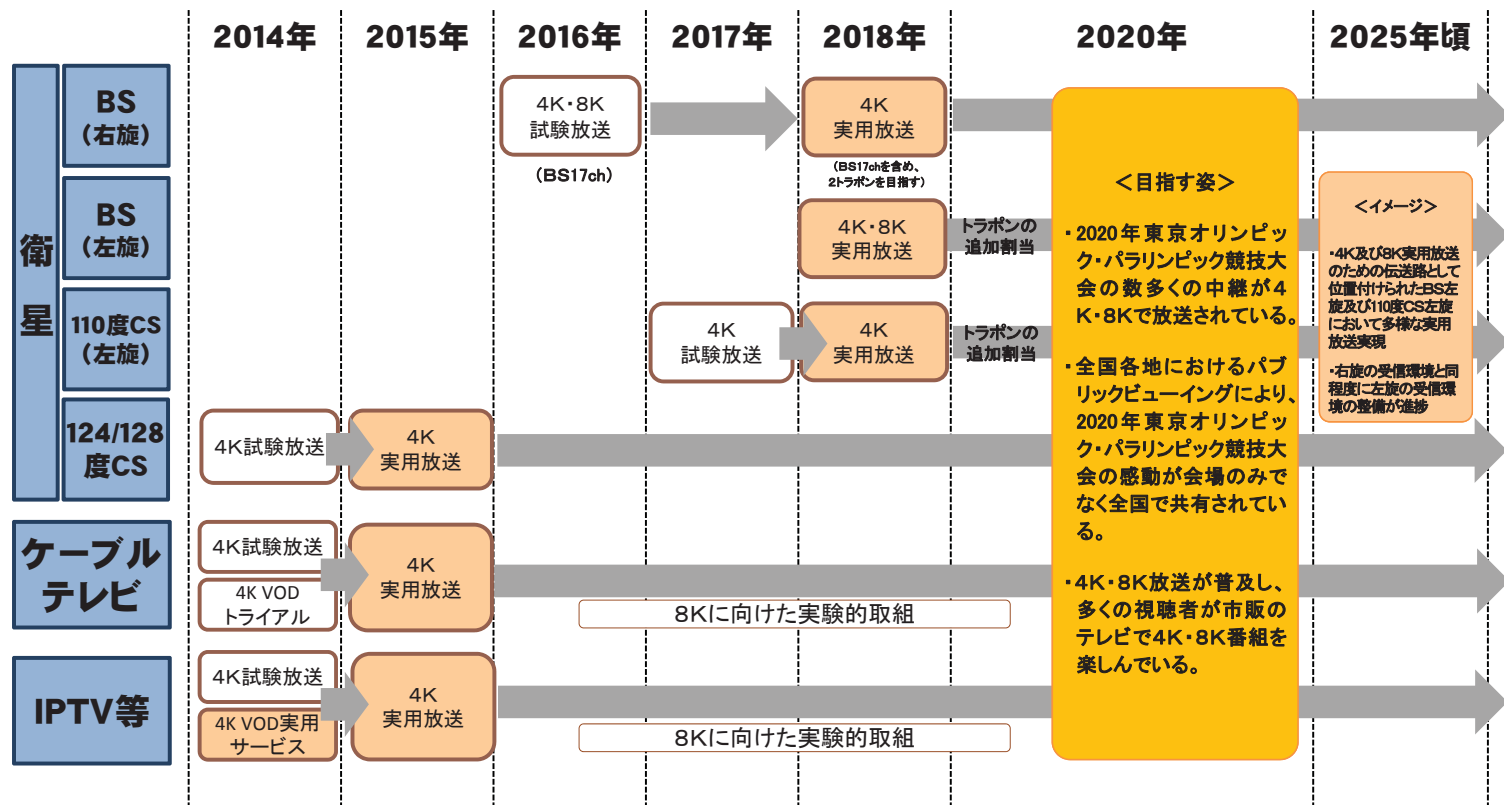


再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - ② 意に反して、異時再放送される場合
 - ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - ⑤ 良質な再放送が期待できない場合
 - 2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

4-(12) 4K・8K推進のためのロードマップ(2015年7月公表)



(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFIによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

電気通信紛争処理委員会

電 話：03-5253-5686

ファクシミリ：03-5253-5197

e-mail：hunso-shori@ml.soumu.go.jp

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/